

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2025年3月
(第2回訂正分)

ダイナミックマッププラットフォーム株式会社

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2025年3月18日に関東財務局長に提出し、2025年3月19日にその届出の効力が生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2025年2月19日付をもって提出した有価証券届出書及び2025年3月10日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、引受人の買取引受による売出し1,350,000株が1,620,000株・オーバーアロットメントによる売出し924,000株が964,500株に変更されるとともに、ブックビルディング方式による募集4,810,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し2,584,500株(引受人の買取引受による売出し1,620,000株・オーバーアロットメントによる売出し964,500株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2025年3月18日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。なお、上記募集及び引受人の買取引受による売出しについては、2025年3月18日に、日本国内において販売される株数が4,415,000株、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除きます。)の海外投資家に対して販売される株数が2,015,000株と決定されております。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には _____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄内の数値の訂正>

「発行数(株)」の欄：「4,810,000(注)2」を「3,302,700(注)2」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 2. 2025年2月19日及び2025年3月10日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行(以下「本募集」という。)の発行株式4,810,000株のうちの一部が、SMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「本募集における海外販売」といい、本募集における海外販売の対象となる株数を「本募集における海外販売株数」という。) されます。
上記発行数は、本募集における日本国内において販売(以下「国内募集」という。)される株数(以下「本募集における国内販売株数」という。) であり、本募集における海外販売株数は1,507,300株であります。本募集における海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照ください。
3. 本募集並びに2025年2月19日及び**2025年3月10日**開催の取締役会において決議された引受人の買取引受による当社普通株式の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)に伴い、その需要状況等を 勘案した結果、SMB C日興証券株式会社が当社株主である株式会社INCJ(以下「貸株人」という。)より借り入れられる当社普通株式**964,500株**の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を 行います。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

2 【募集の方法】

2025年3月18日に決定された引受価額(1,104円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(1,200円)で国内募集を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行数(株)」の欄：「4,810,000」を「3,302,700」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額(円)」の欄：「4,620,005,000」を「3,172,243,350」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「2,577,679,000」を「1,823,090,400」に訂正。

「計(総発行株式)」の「発行数(株)」の欄：「4,810,000」を「3,302,700」に訂正。

「計(総発行株式)」の「発行価額の総額(円)」の欄：「4,620,005,000」を「3,172,243,350」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「2,577,679,000」を「1,823,090,400」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であります。なお、会社法上の増加する資本準備金の額は1,823,090,400円と決定いたしました。

5. 発行数、発行価額の総額及び資本組入額の総額は、本募集における国内販売株数に係るものであります。本募集における海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

(注) 6. の全文削除

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「1,200」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)1」を「1,104」に訂正。

「資本組入額(円)」の欄：「未定(注)3」を「552」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)4」を「1株につき1,200」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格等の決定に当たりましては、1,130円以上1,200円以下の仮条件に基づいて、ブックビルディングを実施いたしました。

その結果、

①申告された総需要株式数が、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。従いまして、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案し、1,200円と決定いたしました。

なお、引受価額は1,104円と決定いたしました。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額(960.50円)及び2025年3月18日に決定された発行価格(1,200円)、引受価額(1,104円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額であります。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき1,104円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「S M B C日興証券株式会社3,653,200、大和証券株式会社546,500、みずほ証券株式会社192,900、株式会社S B I証券173,600、野村証券株式会社128,600、岩井コスモ証券株式会社19,200、マネックス証券株式会社19,200、楽天証券株式会社19,200、松井証券株式会社19,200、岡三証券株式会社19,200、あかつき証券株式会社19,200」に訂正。

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき1,104円)を払込むことといたします。

3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき96円)の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 上記各引受人の引受株式数には、海外販売に供される株式数が含まれます。各引受人の引受株式数は、需要状況等を勘案した結果、引受人の買取引受による売出しに係る売出株数を変更する決定等に伴って、2025年3月18日に変更されました。

2. 上記引受人と2025年3月18日に元引受契約を締結いたしました。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「5,155,358,000」を「3,646,180,800」に訂正。

「発行諸費用の概算額(円)」の欄：「81,000,000」を「56,000,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「5,074,358,000」を「3,590,180,800」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における国内販売株数に係るものであります。本募集における海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。
2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

(注) 1. の全文削除及び 2. 3. の番号変更

(2) 【手取金の使途】

当社グループは、自動運転や先進運転支援システムに有用な自動車向けHDマップを生成・販売しております(以下、「オートモーティブビジネス」という。)。また、HDマップの生成過程における計測業務を通じて収集される高精度3次元点群データの活用による、自動運転及び先進運転支援システム用途以外でのソリューション提供も行っております(以下、「3Dデータビジネス」という。)

上記の差引手取概算額3,590百万円に、本募集における海外販売の手取概算額1,639百万円を合わせた、手取概算額合計5,229百万円については、①オートモーティブビジネス向け高精度3次元位置情報の整備・更新295百万円、②海外事業拡大の為の子会社宛投融资3,982百万円、③3Dデータビジネス向け高精度3次元位置情報の整備・更新221百万円、④研究開発731百万円に充当する予定であり、その具体的な内容は以下のとおりであります。

- ① オートモーティブビジネス向け高精度3次元位置情報の整備・更新295百万円(2026年3月期176百万円、2027年3月期119百万円)

当社は自動運転や先進運転支援システムに有用な自動車向けHDマップを生成・販売しております。引き続き、自動運転や先進運転支援システムの開発にご利用頂き、これらの機能を備える車両に搭載して頂けるよう、HDマップの整備・更新を行う必要があり、国内オートモーティブビジネス向けのグローバルで仕様を統一した次世代型HDマップの整備・更新費用(設備投資)として、合計295百万円を充当する予定です。

- ② 海外事業拡大の為の子会社宛投融资3,982百万円(2026年3月期1,130百万円、2027年3月期1,706百万円、2028年3月期1,146百万円)

当社グループは海外においても自動運転や先進運転支援システムに有用な自動車向けHDマップを生成・販売しているほか、インフラ管理向けなど高精度3次元データを活用したソリューション提供に取り組んでおります。これら海外事業拡大の為、子会社Dynamic Map Platform North America, Inc.宛投融资として、合計3,982百万円を充当する予定です。内訳としましては、海外におけるオートモーティブビジネス向けHDマップの整備・更新費用(設備投資)に対して3,064百万円(2026年3月期812百万円、2027年3月期1,106百万円、2028年3月期1,146百万円)及びインフラ管理向けなど、データ整備が必要となる3Dデータビジネス案件・プロジェクトにおける高精度3次元位置情報の整備・更新費用(運転資金)に対して918百万円(2026年3月期318百万円、2027年3月期600百万円)を充当する予定です。

- ③ 3Dデータビジネス向け高精度3次元位置情報の整備・更新221百万円(2026年3月期73百万円、2027年3月期148百万円)

当社グループは国内において、自動運転や先進運転支援システム用途以外の高精度3次元データを活用したソリューション提供に取り組んでおります。除雪支援システム、インフラ管理向けなど、データ整備が必要となる3Dデータビジネス案件・プロジェクトにおける高精度3次元位置情報の整備・更新費用(運転資金)として、合計221百万円を充当する予定です。

④ 研究開発731百万円(2026年3月期471百万円、2027年3月期260百万円)

当社は、HDマップの生成プロセスの合理化、また当社グループが提供するHDマップの競争力強化のため、また、高精度3次元データを活用したソリューション提供に向けた基盤・商品開発のための研究開発に取り組んでおります。走行車両が取得するデータを活用した車載用HDマップの整備・更新の効率化、空間ID基盤の開発など高精度3次元位置情報の多用途展開の為の研究開発費用として、合計731百万円を充当する予定です。

また、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2025年3月18日に決定された引受価額(1,104円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格1,200円)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出数(株)」の欄：「1,350,000」を「1,112,300」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「1,572,750,000」を「1,334,760,000」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称」の欄：東京都港区虎ノ門一丁目3番1号株式会社INCJ「1,030,000株」を「1,300,000株」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出数(株)」の欄：「1,350,000」を「1,112,300」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「1,572,750,000」を「1,334,760,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注)2. 引受人の買取引受による売出しに係る売出株式1,620,000株のうちの一部が、SMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売」といい、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の対象となる株数を「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数」という。)されます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株数は、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、2025年3月10日開催の取締役会において決議した売出株式1,350,000株の120%の株数である1,620,000株と決定いたしました。

上記売出数は、引受人の買取引受による売出しにおける日本国内において販売(以下「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売」という。)される株数(以下「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数」という。)であり、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数は507,700株であります。また、上記売出しに係る株式の所有者の売出株数には、海外販売に供される株式数が含まれます。引受人の買取引受による売出しにおける海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

7. 売出価額の総額は、引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数に係るものであります。引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1(注)2」を「1,200」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)2」を「1,104」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)2」を「1株につき1,200」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)3」を「(注)3」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注)2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。なお、申込証拠金には、利息をつけません。

3. 元引受契約の内容

金融商品取引業者の引受株数 **SMB C日興証券株式会社** 1,620,000株

引受人が全株買取引受けを行います。金融商品取引業者の引受株数には、海外販売に供される株式数が含まれます。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき96円)の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と2025年3月18日に元引受契約を締結いたしました。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出数(株)」の欄：「924,000」を「964,500」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「1,076,460,000」を「1,157,400,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出数(株)」の欄：「924,000」を「964,500」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「1,076,460,000」を「1,157,400,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注)1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した結果行われる、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数は、2025年3月18日に決定された本募集に係る発行数と引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数の合計の15%となります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

(注)5. の全文削除

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「1,200」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)1」を「1株につき1,200」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注)1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しに係る国内販売における売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。なお、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について

本募集の発行株式のうちの一部が、SMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されます。また、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部が、SMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されます。以下は、かかる本募集における海外販売及び引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を一括して掲載したものであります。

1. 本募集における海外販売に関する事項

(2) 本募集における海外販売の発行数(海外販売株数)

1,507,300株

(注) 上記発行数は、本募集における海外販売株数であり、本募集に係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した結果、2025年3月18日に決定されました。

(3) 本募集における海外販売の発行価格(募集価格)

1株につき1,200円

(注) 1. 2. の全文削除

(4) 本募集における海外販売の発行価額(会社法上の払込金額)

1株につき960.50円

(注) 前記「第1 募集要項 2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2025年3月18日に決定された発行価格(1,200円)、引受価額(1,104円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

(5) 本募集における海外販売の資本組入額

1株につき552円

(注)の全文削除

(6) 本募集における海外販売の発行価額の総額

1,447,761,650円

(7) 本募集における海外販売の資本組入額の総額

832,029,600円

(注) 本募集における海外販売の資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

(12) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

① 手取金の総額

払込金額の総額 1,664,059,200円

発行諸費用の概算額 25,000,000円

差引手取概算額 1,639,059,200円

2. 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売に関する事項

(2) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出数(海外販売株数)

507,700株

(注) 上記売出数は、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数であり、引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した結果、2025年3月18日に決定されました。

(3) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価格

1株につき1,200円

(注) 1. 2. の全文削除

(4) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の引受価額

1株につき1,104円

(注)の全文削除

(5) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価額の総額

609,240,000円

3 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した結果、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式(以下「借入株式」という。)964,500株の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行います。

これに関連して、SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、貸株人より追加的に当社普通株式を買取る権利(以下「グリーンシュエアプション」という。)を、2025年4月24日を行使期限として付与されております。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場(売買開始)日から2025年4月24日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエアプションを行使する予定であります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2025年3月
(第1回訂正分)

ダイナミックマッププラットフォーム株式会社

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2025年3月10日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2025年2月19日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、公募による新株式発行4,344,000株が4,810,000株に、引受人の買取引受による売出し320,100株が1,350,000株に、オーバーアロットメントによる売出し699,600株が924,000株に変更されるとともに、ブックビルディング方式による募集4,810,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し2,274,000株(引受人の買取引受による売出し1,350,000株・オーバーアロットメントによる売出し924,000株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項を2025年3月10日開催の取締役会において決定したため、これらに関連する事項並びに「第二部 企業情報 第2 事業の状況 3 事業等のリスク (3) その他のリスク ⑧ 当社株式の流動性について(顕在化の可能性:中/影響度:中/発生時期:1年以内)」、「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」、「第二部 企業情報 第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(ストック・オプション等関係)」、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況 1 第三者割当等による株式等の発行の内容、2 取得者の概況」を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」について、「6 投資家による本募集及び引受人の買取引受による売出しにおける関心の表明について」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄内の数値の訂正>

「普通株式」の「発行数(株)」の欄:「4,344,000」を「4,810,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 2025年2月19日及び2025年3月10日開催の取締役会決議によっております。
2. 2025年2月19日及び2025年3月10日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行(以下「本募集」という。)の発行株式4,810,000株のうちの一部が、SMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「本募集における海外販売」といい、本募集における海外販売の対象となる株数を「本募集における海外販売株数」という。)されることがあります。
上記発行数は、本募集における日本国内において販売(以下「国内募集」という。)される株数(以下「本募集における国内販売株数」という。)の上限であります。本募集における国内販売株数及び本募集における海外販売株数の最終的な内訳は、本募集に係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出し(後記(注)3に定義する。)の需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日(2025年3月18日)に決定されます。本募集における海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照ください。

3. 本募集並びに2025年2月19日開催の取締役会において決議された引受人の買取引受による当社普通株式の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、**924,000株**を上限として、SMB C日興証券株式会社が当社株主である株式会社INCJ(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

2 【募集の方法】

2025年3月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で国内募集を行います。引受価額は2025年3月10日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(発行価額**960.50円**)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。(略)

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行数(株)」の欄：「4,344,000」を「**4,810,000**」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額(円)」の欄：「4,172,412,000」を「**4,620,005,000**」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「2,258,011,200」を「**2,577,679,000**」に訂正。

「計(総発行株式)」の「発行数(株)」の欄：「4,344,000」を「**4,810,000**」に訂正。

「計(総発行株式)」の「発行価額の総額(円)」の欄：「4,172,412,000」を「**4,620,005,000**」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「2,258,011,200」を「**2,577,679,000**」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

6. 仮条件(1,130円~1,200円)の平均価格(1,165円)で算出した場合、国内募集における発行価格の総額(見込額)の上限は5,603,650,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額(円)」の欄：「未定(注)2」を「**960.50**」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,130円以上1,200円以下の範囲といたします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025年3月18日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

需要の申込みの受けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額**であります**。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額**(960.50円)**及び2025年3月18日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
8. 引受価額が会社法上の払込金額**(960.50円)**を下回る場合は本募集を中止いたします。

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「S M B C日興証券株式会社3,701,700、大和証券株式会社523,600、みずほ証券株式会社184,800、株式会社S B I証券166,300、野村證券株式会社123,200、岩井コスモ証券株式会社18,400、マネックス証券株式会社18,400、楽天証券株式会社18,400、松井証券株式会社18,400、岡三証券株式会社18,400、あかつき証券株式会社18,400」に訂正。

「計」の「引受株式数(株)」の欄：「4,344,000」を「4,810,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 上記各引受人の引受株式数には、海外販売に供される株式数が含まれます。各引受人の引受株式数は、需要状況等を勘案した結果、引受人の買取引受による売出しに係る売出株数の最終的な決定等に伴って、発行価格決定日(2025年3月18日)に変更される可能性があります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「4,516,022,400」を「5,155,358,000」に訂正。

「発行諸費用の概算額(円)」の欄：「76,000,000」を「81,000,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「4,440,022,400」を「5,074,358,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,130円~1,200円)の平均価格(1,165円)を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

当社グループは、自動運転や先進運転支援システムに有用な自動車向けHDマップを生成・販売しております(以下、「オートモーティブビジネス」という。)。また、HDマップの生成過程における計測業務を通じて収集される高精度3次元点群データの活用による、自動運転及び先進運転支援システム用途以外でのソリューション提供も行っております(以下、「3Dデータビジネス」という。)。)

上記の差引手取概算額5,074百万円に、本募集における海外販売の手取概算額(未定)を合わせた、手取概算額合計5,074百万円については、①オートモーティブビジネス向け高精度3次元位置情報の整備・更新295百万円、②海外事業拡大の為の子会社宛投融资3,827百万円、③3Dデータビジネス向け高精度3次元位置情報の整備・更新221百万円、④研究開発731百万円に充当する予定であり、その具体的な内容は以下のとおりであります。

- ① オートモーティブビジネス向け高精度3次元位置情報の整備・更新295百万円(2026年3月期176百万円、2027年3月期119百万円)

当社は自動運転や先進運転支援システムに有用な自動車向けHDマップを生成・販売しております。引き続き、自動運転や先進運転支援システムの開発にご利用頂き、これらの機能を備える車両に搭載して頂けるよう、HDマップの整備・更新を行う必要があり、国内オートモーティブビジネス向けのグローバルで仕様を統一した次世代型HDマップの整備・更新費用(設備投資)として、合計295百万円を充当する予定です。

- ② 海外事業拡大の為の子会社宛投融资3,827百万円(2026年3月期1,130百万円、2027年3月期1,706百万円、2028年3月期991百万円)

当社グループは海外においても自動運転や先進運転支援システムに有用な自動車向けHDマップを生成・販売しているほか、インフラ管理向けなど高精度3次元データを活用したソリューション提供に取り組んでおります。これら海外事業拡大の為、子会社Dynamic Map Platform North America, Inc.宛投融资として、合計3,827百万円を充当する予定です。内訳としましては、海外におけるオートモーティブビジネス向けHDマップの整備・更新費用(設備投資)に対して2,909百万円(2026年3月期812百万円、2027年3月期1,106百万円、2028年3月期991百万円)及びインフラ管理向けなど、データ整備が必要となる3Dデータビジネス案件・プロジェクトにおける高精度3次元位置情報の整備・更新費用(運転資金)に対して918百万円(2026年3月期318百万円、2027年3月期600百万円)を充当する予定です。

- ③ 3Dデータビジネス向け高精度3次元位置情報の整備・更新221百万円(2026年3月期73百万円、2027年3月期148百万円)

当社グループは国内において、自動運転や先進運転支援システム用途以外の高精度3次元データを活用したソリューション提供に取り組んでおります。除雪支援システム、インフラ管理向けなど、データ整備が必要となる3Dデータビジネス案件・プロジェクトにおける高精度3次元位置情報の整備・更新費用(運転資金)として、合計221百万円を充当する予定です。

- ④ 研究開発731百万円(2026年3月期471百万円、2027年3月期260百万円)

当社は、HDマップの生成プロセスの合理化、また当社グループが提供するHDマップの競争力強化のため、また、高精度3次元データを活用したソリューション提供に向けた基盤・商品開発のための研究開発に取り組んでおります。走行車両が取得するデータを活用した車載用HDマップの整備・更新の効率化、空間ID基盤の開発など高精度3次元位置情報の多用途展開の為の研究開発費用として、合計731百万円を充当する予定です。

また、上記調達資金は、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出数(株)」の欄：「320,100」を「1,350,000」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「361,713,000」を「1,572,750,000」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称」の欄：東京都港区虎ノ門一丁目3番1号 株式会社INCJ「100株」を「1,030,000株」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称」の欄：記載順を訂正。

「計(総売出株式)」の「売出数(株)」の欄：「320,100」を「1,350,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「361,713,000」を「1,572,750,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注)2. 引受人の買取引受による売出しに係る売出株式1,350,000株のうちの一部が、SMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売」といい、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の対象となる株数を「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数」という。)されることがあります。なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株数については、今後変更される可能性があり、売出価格決定時に決定される売出数は、上記売出数の80%以上かつ120%以下の株数である1,080,000株以上1,620,000株以下の範囲内で決定されます。

7. 売出価額の総額は、仮条件(1,130円~1,200円)の平均価格(1,165円)で算出した見込額であり、引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数の上限に係るものであります。引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出数(株)」の欄：「699,600」を「924,000」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「790,548,000」を「1,076,460,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出数(株)」の欄：「699,600」を「924,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「790,548,000」を「1,076,460,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数の変更により変更される可能性があり、需要状況等により増加、若しくは減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数は、売価格決定日(2025年3月18日)に決定される本募集に係る発行数と引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数の合計の15%が上限となります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
5. 売出価額の総額は、仮条件(1,130円~1,200円)の平均価格(1,165円)で算出した見込額であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について

1. 本募集における海外販売に関する事項
- (4) 本募集における海外販売の発行価額(会社法上の払込金額)

1株につき960.50円

(注) 前記「第1 募集要項 2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2025年3月18日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

(注) 1. の番号及び 2. の全文削除

3 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、924,000株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式(以下「借入株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。なお、当該売出株式数は引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数の変更により変更されるものであり、需要状況等により増加、若しくは減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数は、売価格決定日(2025年3月18日)に決定された本募集に係る発行数と引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数の合計の15%が上限となります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、貸株人より追加的に当社普通株式を買取る権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、2025年4月24日行使期限として付与される予定であります。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場(売買開始)日から2025年4月24日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付け借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、2025年3月18日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れ及び貸株人からSMB C日興証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与は行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

4 第三者割当増資について

上記「3 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMB C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資については、当社が2025年3月10日開催の取締役会において公募による新株式発行を4,344,000株から4,810,000株に変更決議したこと等を勘案して、中止することを同日の取締役会において決議しております。

表および(注)の全文削除

6 投資家による本募集及び引受人の買取引受による売出しにおける関心の表明について

(1) 投資家①の関心の表明について

1. 関心の表明の内容

下記の投資家(以下「本投資家①」という。)は、2025年3月4日付で、本募集及び引受人の買取引受による売出しにおいて、下記のとおり、発行価格又は売出価格にて、下記の数の当社の普通株式を購入することへの関心を有することを表明しております。この関心の表明は、当社の普通株式の需要に関する情報であり、また、他の投資家に販売(配分)される当社の普通株式の数に影響を与える可能性もあり得るため、その内容を以下に記載します。

関心を表明した投資家名	関心を表明した株式数 (注) 1. 及び 2.	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合 (注) 1. 及び 3.
りそなアセットマネジメント株式会社が運用している下記ファンド ・RM国内株式アクティブ中小型マザーファンド ・RM国内中小型成長株式マザーファンド ・RM国内小型株式クロスオーバーマザーファンド ・年金投資基金信託株式口0 ・年金投資基金信託株式口Z ・Resona Japan Equity Small Cap (単独運用)	取得総額1,800百万円に相当する株式数	6.74%

(注) 1. 下記注3. 及び「2. 関心の表明の性質」に記載の理由により、本投資家①が実際に取得する株式数及び所有株式数の割合はこれよりも増減し、又は本投資家①が購入の申込みを行わないことを決定する可能性があります。

2. 本投資家①が関心を表明した株式数は、上記ファンドの合算値になります。

3. 本書提出日現在の所有株式数及び発行済株式(自己株式を除く。)の総数に、本募集に係る株式数を勘案した割合の見込みになります。なお、本投資家①が、発行価格及び売出価格の仮条件(1,130円~1,200円)の下限である1,130円で、関心を表明した取得総額1,800百万円に相当する株式数のすべてを取得すると仮定して計算しております。また、小数点以下第3位を四捨五入しております。

本投資家①は、本書提出日現在において、当社と資本関係はなく、また当社の特別利害関係者(役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。))、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員)にも該当いたしません。

本投資家①からは、一定期間当社の普通株式を継続して所有することの確約(ロックアップ)は取得しておらず、またその予定もありません。ただし、本投資家①は、当社普通株式を中長期的に保有するという保有方針を有しております。なお、本投資家①が当社の普通株式を長期保有する場合には、かかる購入はいずれも、当社の株式の流動性を低下させる可能性があります。

2. 関心の表明の性質

この関心の表明は、法的拘束力のない関心の表明であり、法的拘束力のある購入の契約又は誓約ではありません。したがって、本投資家①は、本募集及び引受人の買取引受による売出しにおいてより多くの株式を購入するか、より少ない株式を購入するか、又は株式を購入しないことを決定する可能性があります。

引受人は、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」（以下「配分規則」という。）第2条第1項に従い、当社の普通株式の販売（配分）につき、公正を旨とし、特定の投資家に偏ることのないよう努めますので、他の投資家による申込みの状況次第では、本投資家①に対してより多くの株式を販売するか、より少ない株式を販売するか、又は株式を販売しないことを決定する可能性があります。この点は、発行者が指定する販売先へ確定的および優先的に株式を売付ける、所謂親引け（発行者が指定する販売先への売付け）とは異なります（配分規則第2条第2項参照）。

本投資家①が当社の普通株式を購入する場合、引受人は、本投資家①が購入する当社の普通株式について、本募集及び引受人の買取引受による売出しにおいて販売される他の普通株式と同様の引受価額でこれを取得し、当該引受価額と発行価格及び売出価格の差額は引受人の手取金となります。

(2) 投資家②の関心の表明について

1. 関心の表明の内容

下記の投資家（以下「本投資家②」という。）は、2025年3月4日付けで、本募集及び引受人の買取引受による売出しにおいて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く）の海外投資家に対して海外で販売される株式について、下記のとおり、発行価格又は売出価格にて、下記の数の当社の普通株式を購入することへの関心を有することを表明しております。この関心の表明は、当社の普通株式の需要に関する情報であり、また、他の投資家に販売（配分）される当社の普通株式の数に影響を与える可能性もあり得るため、その内容を以下に記載します。

関心を表明した投資家名	関心を表明した株式数 (注) 1.	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 合 (注) 1. 及び 2.
Jane Street Financial Limited	取得総額400百万円に相当する株式数	1.50%

(注) 1. 下記注2. 及び「2. 関心の表明の性質」に記載の理由により、本投資家②が実際に取得する株式数及び所有株式数の割合はこれよりも増減し、又は本投資家②が購入の申込みを行わないことを決定する可能性があります。

2. 本書提出日現在の所有株式数及び発行済株式（自己株式を除く。）の総数に、本募集に係る株式数を勘案した割合の見込みになります。なお、本投資家②が、発行価格及び売出価格の仮条件（1,130円～1,200円）の下限である1,130円で、関心を表明した取得総額400百万円に相当する株式数のすべてを取得すると仮定して計算しております。また、小数点以下第3位を四捨五入しております。

本投資家②は、本書提出日現在において、当社と資本関係はなく、また当社の特別利害関係者（役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員）にも該当いたしません。

本投資家②からは、一定期間当社の普通株式を継続して所有することの確約（ロックアップ）は取得しておらず、またその予定もありません。ただし、本投資家②は、当社普通株式を中長期的に保有するという保有方針を有しております。なお、本投資家②が当社の普通株式を長期保有する場合には、かかる購入はいずれも、当社の株式の流動性を低下させる可能性があります。

なお、本投資家②の概要は下記となります。

投資家名	Jane Street Financial Limited
所在地	2 & A Half Devonshire Square, London, England EC2M 4UJ, United Kingdom
最高経営責任者 (CEO)	William Simpson
投資家概要	英国金融行為規制機構 (FCA) の規制および認可を受けた自己勘定取引及び流動性供給を行う金融機関
保有ライセンス	英国金融行為規制機構 (FCA) による金融サービス業の規制及び認可

2. 関心の表明の性質

引受人は、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」（以下「配分規則」という。）第2条第1項に従い、当社の普通株式の販売（配分）につき、公正を旨とし、特定の投資家に偏ることのないよう努めますので、他の投資家による申込みの状況次第では、本投資家②に対してより多くの株式を販売するか、より少ない株式を販売するか、又は株式を販売しないことを決定する可能性があります。この点は、発行者が指定する販売先へ確定的および優先的に株式を売付ける、所謂親引け（発行者が指定する販売先への売付け）とは異なります（配分規則第2条第2項参照）。

本投資家②は、金融商品取引法に基づく本募集に係る有価証券届出書の効力が発生し、その校了が停止していないこと等を条件として、関心を表明した株式数のうち、引受人から販売（配分）が行われた数について、当社の普通株式を購入する義務を負うことを了承しています。

本投資家②が当社の普通株式を購入する場合、引受人は、本投資家②が購入する当社の普通株式について、本募集及び引受人の買取引受による売出しにおいて販売される他の普通株式と同様の引受価額でこれを取得し、当該引受価額と発行価格及び売出価格の差額は引受人の手取金となります。

第二部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

3 【事業等のリスク】

(3) その他のリスク

⑧ 当社株式の流動性について（顕在化の可能性：中／影響度：中／発生時期：1年以内）

当社は、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しており、上場に際しては、公募増資及び売出しによって当社株式の流動性の確保に可能な限り努めることとしておりますが、株式会社東京証券取引所の定める流通株式比率は25%以上であるところ、新規上場時における流通株式比率は2025年3月10日時点における本募集及び引受人の買取引受による売出しを勘案した場合、30.8%となる見込みであります。なお、当該流通株式比率は、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等により変動する可能性があります。

今後は、大株主への一部売出しの要請、ストック・オプションの行使による流通株式数の増加等を勘案し、これらの組み合わせにより、流動性の向上を図っていく方針ではありますが、何らかの事情により上場時よりも流動性が低下する場合には、当社株式の市場における売買が停滞する可能性があります、それにより当社株式の需給関係にも悪影響を及ぼす可能性があります。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第2-A回新株予約権

決議年月日	2021年1月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3(注)1 当社従業員 16
新株予約権の数(個)※	865[855]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 43,250[42,750] (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	2,000 (注)3
新株予約権の行使期間 ※	自 2023年2月27日 至 2030年6月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 2,000 資本組入額 1,000
新株予約権の行使の条件 ※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権者は、新株予約権を譲渡することを希望するときは、事前に当社の取締役会の書面による承認を得なければならない。但し、本募集要項の他の規定にかかわらず、米国で新株予約権者に付与された新株予約権は、遺言、若しくは無遺言相続及び遺産分配に係る法律による場合、撤回可能信託に対する場合、又は1933年証券法(その後の改正を含む)に基づき公布された規則701により認められる場合を除き、譲渡可能でないものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)5

※ 最近事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員12名(うち1名は当社元取締役)、当社元取締役1名、当社元従業員2名となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。

なお、下記2において新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を調整すべき場合には、以下のとおり、新株予約権の目的である株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{1株当たり調整前行使価額}}{\text{1株当たり調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的である株式の数の調整は、調整の原因となるいずれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(a) 新株予約権の行使に際して当社により発行又は移転される株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という)は、2,000円とするが、もし取締役会が、普通株式の新株予約権の付与日における公正市場価格が2,000円より高いと決定した場合は、行使価額はその決定した公正市場価格とする。但し、以下の(b)に従い調整されるものとする。

- (b) 各新株予約権の行使に際して支払われる金額は、行使価額に当該新株予約権の目的である付与株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合、株式配当、資本構成の変更（債務から資本へ又は資本から債務への変更）、組織再編、株式の種類の変更その他、普通株式に対する対価の受領を伴わない普通株式の分配（株式無償割当てを含む。以下同じ。これらはそれぞれ日本の会社法及びカリフォルニア州規則第10編第260.140.41条に規定する意味を有する。以下「分割・併合等」という。）を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。なお、次の算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」と読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社の合併、会社分割その他これらに類する事由により、行使価額の調整が必要となったときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ①新株予約権者は、本新株予約権の行使に関する他の条件（本新株予約権が失効もしくは終了していないこととする条件、及び当社の規程もしくは適用ある証券法により一定の停止期間中は本新株予約権を行使できない可能性がある旨の条件を含むが、これらに限定されない。以下同じ。）が充足されていることを条件として、当社が株式公開を行った日、または、本契約締結日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日（ただし、当該日が本契約の対象である新株予約権の付与日の2年後の応当日より早い場合は、新株予約権の付与日の2年後の応当日）より後に限り、本新株予約権を行使することができる。
- ②新株予約権者は、本契約の対象である本新株予約権の付与日以降、当該新株予約権の行使時に至るまで、継続して当社またはその子会社の取締役、監査役、または使用人の地位（以下「行使資格」という）に留まっていたものでなければならない。新株予約権者は、行使資格を有しなくなった場合、本新株予約権の行使に関する他の条件が充足されていることを条件として、終了日直後の30日間に限り本新株予約権を行使できるものとする。但し、③及び④でそれぞれ扱う死亡または障害による場合を除き）会社都合で正当事由なく当会社に解雇されたことにより当該行使資格を有しなくなったものである場合は、新株予約権者（または新株予約権者の相続人、遺言執行者、遺産管理人もしくはその他の法律上の代表者）は、本新株予約権の行使に関する他の条件が充足されていることを条件として、総行使期間中随時本新株予約権を行使する権利を有するものとする。新株予約権者が正当事由により解雇された場合、本新株予約権は正当事由による解雇日をもって自動的に終了するものとする。なお、上記の解雇の正当事由については当社の取締役会で判断するものとする。
- ③本新株予約権が未行使である間に、新株予約権者が永久全身障害を負ったことによって当社による雇用または当社に対する役務の提供が終了した場合、当該新株予約権は、本新株予約権の行使に関する他の条件が充足されていることを条件として、当該終了日から12か月後の応当日または総行使期間終了日のいずれか早い日まで随時行使することができる。
- ④本新株予約権が未行使である間に新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の死後に新株予約権者の遺言もしくは相続法に従い本新株予約権の譲渡を受けた者、遺言執行者、遺産管理人またはその他の法律上の代表者が、新株予約権者の死亡日の12か月後の応当日に当たる日または総行使期間終了日のいずれか早い日まで、新株予約権者の死亡時点で本新株予約権を行使する権利が発生していた範囲に限り、当該新株予約権を行使する権利を有するものとする。
- ⑤新株予約権者は、1株未満の端数について新株予約権を行使することはできない。計算の結果1株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合、又は当社が存続会社となる場合にあっては、合併直前の当社株主の株式の保有割合が合併直後の保有割合と同一でない場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下それぞれを「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下それぞれを「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する場合であって、かつ組織再編行為を記録するための契約において明示的に定めた場合に限るものとする。
- ① 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。
 - ③ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
各新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
再編対象会社が交付する各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記③に従い行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる組織再編行為の効力発生直後の行使価額に、上記②に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
 - ⑤ 新株予約権の行使期間
全新株予約権の行使期間開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、総行使期間終了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - ⑦ 新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」における新株予約権割当契約に定める条件を考慮した上で、再編対象会社と新株予約権の新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
 - ⑧ 新株予約権の取得事由及び取得条件
下記に準じて決定する。新株予約権者との間で締結する契約に定めた権利行使条件に該当しなくなったことにより新株予約権を行使することができなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で再取得することができる。
 - ⑨ 新株予約権の譲渡制限
上表「新株予約権の譲渡に関する事項」の但し書きに従うことを条件として、新株予約権を譲渡するときは、事前に再編対象会社の書面による承認を要するものとする。

第2-2回新株予約権

決議年月日	2021年8月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 11(注)1
新株予約権の数(個)※	630[557]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 31,500 [27,850](注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	3,000(注)3
新株予約権の行使期間 ※	自 2024年8月18日 至 2031年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 3,000 資本組入額 1,500
新株予約権の行使の条件 ※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権者は、新株予約権を譲渡することを希望するときは、事前に当社の取締役会の書面による承認を得なければならない。但し、本募集要項の他の規定にかかわらず、米国で新株予約権者に付与された新株予約権は、遺言、若しくは無遺言相続及び遺産分配に係る法律による場合、撤回可能信託に対する場合、又は1933年証券法(その後の改正を含む)に基づき公布された規則701により認められる場合を除き、譲渡可能でないものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)5

※ 最近事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社従業員10名となっております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。
なお、下記2において新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を調整すべき場合には、以下のとおり、新株予約権の目的である株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的である株式の数の調整は、調整の原因となるいずれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
- (a) 新株予約権の行使に際して当社により発行又は移転される株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という)は、3,000円とするが、もし取締役会が、普通株式の新株予約権の付与日における公正市場価格が3,000円より高いと決定した場合は、行使価額はその決定した公正市場価格とする。但し、以下の(b)に従い調整されるものとする。
- (b) 各新株予約権の行使に際して支払われる金額は、行使価額に当該新株予約権の目的である付与株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合、株式配当、資本構成の変更(債務から資本へ又は資本から債務への変更)、組織再編、株式の種類の変更その他、普通株式に対する対価の受領を伴わない普通株式の分配(株式無償割当てを含む。以下同じ。これらはそれぞれ日本の会社法及びカリフォルニア州規則第10編第260.140.41条に規定する意味を有する。以下「分割・併合等」という。)を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。なお、次の算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」と読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社の合併、会社分割その他これらに類する事由により、行使価額の調整が必要となったときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の行使に関する他の条件（本新株予約権が失効もしくは終了していないこととする条件、及び当社の規程もしくは適用ある証券法により一定の停止期間中は本新株予約権を行使できない可能性がある旨の条件を含むが、これらに限定されない。以下同じ。）が充足されていることを条件として、当会社が株式公開を行った日、または、本契約締結日に当会社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日（ただし、当該日が本契約の対象である新株予約権の付与日の2年後の応当日より早い場合は、新株予約権の付与日の2年後の応当日）より後に限り、本新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者は、本契約の対象である本新株予約権の付与日以降、当該新株予約権の行使時に至るまで、継続して当社またはその子会社の取締役、監査役、または使用人の地位（以下「行使資格」という）に留まっていたものでなければならない。新株予約権者は、行使資格を有しなくなった場合、本新株予約権の行使に関する他の条件が充足されていることを条件として、終了日直後の30日間に限り本新株予約権を行使できるものとする。但し、③及び④でそれぞれ扱う死亡または障害による場合を除き）会社都合で正当事由なく当会社に解雇されたことにより当該行使資格を有しなくなったものである場合は、新株予約権者（または新株予約権者の相続人、遺言執行者、遺産管理人もしくはその他の法律上の代表者）は、本新株予約権の行使に関する他の条件が充足されていることを条件として、総行使期間中随時本新株予約権を行使する権利を有するものとする。新株予約権者が正当事由により解雇された場合、本新株予約権は正当事由による解雇日をもって自動的に終了するものとする。なお、上記の解雇の正当事由については当会社の取締役会で判断するものとする。
- ③ 本新株予約権が未行使である間に、新株予約権者が永久全身障害を負ったことによって当会社による雇用または当会社に対する役務の提供が終了した場合、当該新株予約権は、本新株予約権の行使に関する他の条件が充足されていることを条件として、当該終了日から12か月後の応当日または総行使期間終了日のいずれか早い日まで随時行使することができる。
- ④ 本新株予約権が未行使である間に新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の死後に新株予約権者の遺言もしくは相続法に従い本新株予約権の譲渡を受けた者、遺言執行者、遺産管理人またはその他の法律上の代表者が、新株予約権者の死亡日の12か月後の応当日に当たる日または総行使期間終了日のいずれか早い日まで、新株予約権者の死亡時点で本新株予約権を行使する権利が発生していた範囲に限り、当該新株予約権を行使する権利を有するものとする。
- ⑤ 新株予約権者は、1株未満の端数について新株予約権を行使することはできない。計算の結果1株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合、又は当社が存続会社となる場合にあっては、合併直前の当社株主の株式の保有割合が合併直後の保有割合と同一でない場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下それぞれを「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下それぞれを「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する場合であって、かつ組織再編行為を記録するための契約において明示的に定めた場合に限るものとする。

- ① 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。
- ③ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
各新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
再編対象会社が交付する各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記③に従い行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる組織再編行為の効力発生直後の行使価額に、上記②に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
- ⑤ 新株予約権の行使期間
全新株予約権の行使期間開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、総行使期間終了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」における新株予約権割当契約に定める条件を考慮した上で、再編対象会社と新株予約権の新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ⑧ 新株予約権の取得事由及び取得条件
下記に準じて決定する。新株予約権者との間で締結する契約に定めた権利行使条件に該当しなくなったことにより新株予約権を行使することができなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で再取得することができる。
- ⑨ 新株予約権の譲渡制限
上表「新株予約権の譲渡に関する事項」の但し書きに従うことを条件として、新株予約権を譲渡するときは、事前に再編対象会社の書面による承認を要するものとする。

第6回新株予約権

決議年月日	2021年8月17日	2021年9月14日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社従業員 11 (注) 1	当社従業員 4
新株予約権の数(個) ※	265[220]	105
新株予約権の目的となる株式 の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 13,250[11,000] (注) 2	普通株式 5,250 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金 額(円) ※	3,000 (注) 3	
新株予約権の行使期間 ※	自 2023年8月18日 至 2031年6月23日	自 2023年9月18日 至 2031年6月23日
新株予約権の行使により株式 を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 3,000 資本組入額 1,500	
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4	
新株予約権の譲渡に関する事 項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する ものとする。	
組織再編行為に伴う新株予約 権の交付に関する事項 ※	(注) 5	

決議年月日	2021年9月24日	2022年1月19日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社子会社 役職員 120 (注) 6	当社従業員 11 (注) 7
新株予約権の数(個) ※	12,534[11,684]	350[320]
新株予約権の目的となる株式 の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 626,700[584,200] (注) 2	普通株式 17,500[16,000] (注) 2
新株予約権の行使時の払込金 額(円) ※	3,000 (注) 3	
新株予約権の行使期間 ※	自 2023年9月25日 至 2031年6月23日	自 2024年1月20日 至 2031年6月23日
新株予約権の行使により株式 を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 3,000 資本組入額 1,500	
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4	
新株予約権の譲渡に関する事 項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する ものとする。	
組織再編行為に伴う新株予約 権の交付に関する事項 ※	(注) 5	

※ 最近事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 付与対象者の退職等により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員4名、当社元従業員1名となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。
 なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- ① 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ② 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 本新株予約権の内容に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
 上記4に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

下記に準じて決定する。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社子会社役員82名、元当社子会社職員11名となっております。
 7. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社従業員8名となっております。

第7回新株予約権

決議年月日	2021年8月17日	2021年10月14日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 3 (注) 1 当社従業員 6	当社従業員 1
新株予約権の数(個) ※	8,950	100
新株予約権の目的となる株式 の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 447,500 (注) 2	普通株式 5,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金 額(円) ※	3,000 (注) 3	
新株予約権の行使期間 ※	当社が株式公開を行った日又は割当日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日から、本新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日まで	当社が株式公開を行った日又は割当日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日から、本新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日まで
新株予約権の行使により株式 を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 3,000 資本組入額 1,500	
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4	
新株予約権の譲渡に関する事 項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
組織再編行為に伴う新株予約 権の交付に関する事項 ※	(注) 5	

決議年月日	2022年1月19日	
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 1 当社従業員 1	
新株予約権の数(個) ※	750	
新株予約権の目的となる株式 の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 37,500 (注) 2	
新株予約権の行使時の払込金 額(円) ※	3,000 (注) 3	
新株予約権の行使期間 ※	当社が株式公開を行った日又は割当日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日から、本新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日まで	
新株予約権の行使により株式 を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 3,000 資本組入額 1,500	
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4	
新株予約権の譲渡に関する事 項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
組織再編行為に伴う新株予約 権の交付に関する事項 ※	(注) 5	

※ 最近事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 付与対象者の退職等により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員5名（うち1名は当社元取締役）、当社元取締役1名、当社元従業員1名となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は2022年3月期乃至2026年3月期において、当社の連結売上高が2,100百万円を超過した場合、新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①に関わらず、新株予約権者は、本新株予約権の割当日から2022年12月末日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
 - (a) 3,000円（ただし、上記③において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
 - (b) 3,000円（ただし、上記③において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、3,000円（ただし、上記③において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が3,000円（ただし、上記③において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の内容に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記4に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
下記に準じて決定する。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定又は当社と新株予約権者の間で締結する契約に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第9回新株予約権

決議年月日	2022年5月20日	2022年10月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 2 (注) 1 当社従業員 12	当社従業員 7 (注) 2
新株予約権の数(個) ※	460[370]	245[185]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 23,000[18,500] (注) 3	普通株式 12,250[9,250] (注) 3
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	3,400 (注) 4	
新株予約権の行使期間 ※	自 2024年5月21日 至 2032年3月10日	自 2024年10月28日 至 2032年3月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 3,400 資本組入額 1,700	
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 5	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 6	

※ 最近事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社監査役2名、当社従業員6名、当社元従業員1名となっております。
2. 付与対象者の退職等による権利喪失により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社従業員5名となっております。
3. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

4. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。
5. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- ① 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ② 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の内容に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記5に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
下記に準じて決定する。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記5に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第10回新株予約権

決議年月日	2022年5月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3(注)1 当社従業員 8
新株予約権の数(個)※	16,339
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 816,950 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	3,400 (注)3
新株予約権の行使期間 ※	当社が株式公開を行った日又は割当日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日から、本新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 3,400 資本組入額 1,700
新株予約権の行使の条件 ※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)5

※ 最近事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員7名(うち1名は当社元取締役)、当社元取締役1名となっております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。
 なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は2023年3月期乃至2027年3月期において、当社の連結売上高が3,060百万円を超過した場合、新株予約権を行使することができる。
 - ② 上記①に関わらず、新株予約権者は、本新株予約権の割当日から2022年12月末日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
 - (a) 3,400円（ただし、上記3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なるものと認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
 - (b) 3,400円（ただし、上記3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、3,400円（ただし、上記3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が3,400円（ただし、上記3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。
 - ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の内容に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記4に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
下記に準じて決定する。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定又は当社と新株予約権者の間で締結する契約に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第11回新株予約権

決議年月日	2023年1月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 9 (注) 1
新株予約権の数(個) ※	270 [-]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 13,500 [-] (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	当社が株式公開を行った際の公開価格 (注) 3
新株予約権の行使期間 ※	当社が株式公開を行った日又は割当日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日(但し、当該日が本新株予約権の付与決議の日から2年を経過した日より早い場合は当該付与決議の日から2年を経過した日)から、本新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 当社が株式公開を行った際の公開価格 資本組入額 会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 最近事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しております。第14回新株予約権の割当てに伴い、本新株予約権は付与対象者より当社に対して無償譲渡を受け消却しております。

- (注) 1. 付与対象者の退職または第14回新株予約権の割当てに伴う当社への無償譲渡により、当社従業員9名の権利が喪失しております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。
なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

② 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社

（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の内容に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記4に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

下記に準じて決定する。

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第13回新株予約権

決議年月日	2023年11月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4（注）1 当社監査役 3 当社従業員 58
新株予約権の数（個）※	621,300 [-]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 621,300 [-] （注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	当社が株式公開を行った際の公開価格 （注）3
新株予約権の行使期間 ※	当社が株式公開を行った日又は割当日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日（但し、当該日が本新株予約権の付与決議の日から2年を経過した日より早い場合は当該付与決議の日から2年を経過した日） から、本新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 当社が株式公開を行った際の公開価格 資本組入額 会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5

※ 最近事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しております。第14回新株予約権の割当てに伴い、本新株予約権は付与対象者より当社に対して無償譲渡を受け消却しております。

（注）1. 付与対象者の退職または第14回新株予約権の割当てに伴う当社への無償譲渡により、当社取締役4名、当社監査役3名、当社従業員58名の権利が喪失しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

② 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社

（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の内容に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記4に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

下記に準じて決定する。

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定又は当社と新株予約権者との間で締結する契約に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する

第14回新株予約権

決議年月日	2024年12月16日
付与対象者の区分及び人数(名) ※	当社取締役 3 当社監査役 3 当社従業員 72
新株予約権の数(個) ※	786,050
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 786,050 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	当社が株式公開を行った際の公開価格 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	当社が株式公開を行った日又は割当日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日(但し、当該日が本新株予約権の付与決議の日から2年を経過した日より早い場合は当該付与決議の日から2年を経過した日) から、本新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 当社が株式公開を行った際の公開価格 資本組入額 会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 提出日の前月末現在(2025年1月31日現在)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- ① 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ② 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の内容に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
下記に準じて決定する。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3に定める規定又は当社と新株予約権者との間で締結する契約に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第5 【経理の状況】

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【注記事項】

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

② 単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年1月29日	2021年8月17日①	2021年8月17日②
権利行使価格(円)	2,000	3,000	3,000
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年9月14日	2021年9月24日	2021年10月14日
権利行使価格(円)	3,000	3,000	3,000
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年1月19日①	2022年1月19日②	2022年5月20日①
権利行使価格(円)	3,000	3,000	3,400
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年5月20日②	2022年10月18日	2023年1月19日
権利行使価格(円)	3,400	3,400	当社が株式公開を行った際の公開価格
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-

(注)2023年2月5日付株式分割(1対50)による分割後の単価に換算して記載しております。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

② 単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年1月29日	2021年8月17日①	2021年8月17日②
権利行使価格(円)	2,000	3,000	3,000
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年9月14日	2021年9月24日	2021年10月14日
権利行使価格（円）	3,000	3,000	3,000
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-	-

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年1月19日①	2022年1月19日②	2022年5月20日①
権利行使価格（円）	3,000	3,000	3,400
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-	-

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年5月20日②	2022年10月18日	2023年1月19日
権利行使価格（円）	3,400	3,400	当社が株式公開を行った際の公開価格
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-	-

会社名	提出会社
決議年月日	2023年11月21日
権利行使価格（円）	当社が株式公開を行った際の公開価格
行使時平均株価（円）	-
付与日における公正な評価単価（円）	-

(注)2023年2月5日付株式分割（1対50）による分割後の単価に換算して記載しております。

第四部 【株式公開情報】

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

<欄外注記の訂正>

(注1) 退職等により従業員5名9,750株分の権利が喪失しております。

(注3) 退職等により従業員2名6,500株分の権利が喪失しております。

<欄内の数値の訂正>

「新株予約権⑤」の「行使時の払込金額」の欄：「3,400円」を「当社が株式公開を行った際の公開価格」に訂正。

2 【取得者の概況】

新株予約権①

<欄外注記の訂正>

(注) 権利付与後に権利喪失したものについては記載を省略しております。表に含まれていない、当社の使用人である取得者の人数は7名、当該取得者の割当株数は13,250株であります（退職等の理由により権利を喪失した者を除く）。

新株予約権③

<欄外注記の訂正>

(注) 表に含まれていない、当社の使用人である取得者の人数は5名、当該取得者の割当株数は9,250株であります（退職等の理由により権利を喪失した者を除く）。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2025年2月



ダイナミックマッププラットフォーム株式会社

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式4,172,412千円(見込額)の募集及び株式361,713千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式790,548千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2025年2月19日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

ダイナミックマッププラットフォーム株式会社

東京都渋谷区渋谷二丁目12番4号

本ページ及びこれに続く写真・カラー図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 ミッション

Modeling The Earth

高精度3次元データプラットフォームとして様々な情報を集約。
分析制御予測が可能な世界を実現し、
社会課題解決に資するイノベーションの実現を企図

高精度3次元データ
DYNAMIC MAP PLATFORM

交通情報
観光情報
不動産情報
広告情報
防災情報
天気情報
エンタメ情報
空域情報
車両情報
物流情報
インフラ情報

2 中長期ビジョン

VISION

ダイナミックマッププラットフォーム株式会社の中長期ビジョン

高精度位置情報の提供を通じて
あらゆる産業における共通基盤を目指す

絶対精度を有する巨大な仮想空間を生成し、デジタル社会の標準インフラとして、あらゆる産業から参照される高精度位置情報の共通基盤を目指す

各産業で共通に必要なプロダクトを提供し、顧客の付加価値創造を助け、これらを産業横断的につなげ事業を拡げる



3 会社概要

Global Deep-tech

ダイナミックマップという高精度な位置情報基盤をグローバルに構築するディープテック型のスタートアップ
Strong Customer Base

日系大手自動車メーカー10社やGeneral Motors Company/日本国政府等の優れた顧客基盤を有する
High Competitiveness

グローバルで150万km超（2025年1月末時点）を誇る高精度3次元データのカバレッジと、世界初の自動運転
Lv2+・Lv3の実現に寄与してきた高い技術力による競争優位性

High Profitability

ビジネスモデルについてはプロジェクト型とライセンス型の2本柱。
プロジェクト型ビジネスを通じてデータ基盤が整っており、ライセンス型ビジネスによって、今後はより高い利益率を期待できる

グローバルにビジネス展開し、高い売上成長率で事業拡大、市場拡大による更なる成長を企図

55億円
連結売上高
FY3/2024

26カ国⁽¹⁾
進出国数
北米、欧州、日本、
韓国、中東

70%
海外売上高比率
FY3/2024

50%
連結売上高
年平均成長率
FY3/2019-3/2024

37%⁽²⁾
自動運転/先進運転支援
システム市場年平均成長率※1
2022A-2030E

1.6兆円
デジタルマップ
市場規模※2
2023A

※1 IHS Markit "Autonomous Vehicle Sales Forecast 2023" in January 2024
※2 Markets and Markets "Digital Map Market Global Forecast to 2029"

注：

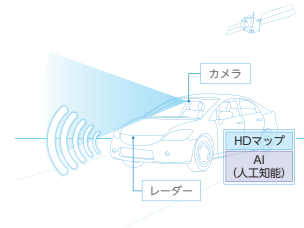
- (1) 2025年1月末現在
(2) 自動運転/先進運転支援システム市場年平均成長率の当該数値は外部情報源による予測数値であり、記載通りに推移することを保証するものではない

4 事業内容

(オートモーティブビジネス) 自動車向けHDマップ

✓ **自動運転・先進運転支援システムのための高精度3次元データの提供**

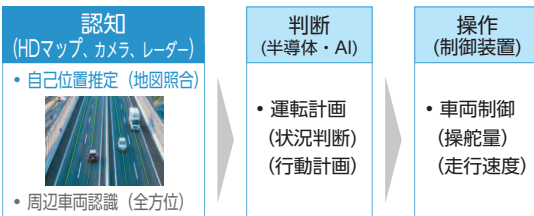
✓ **自己位置推定**において重要な役割を果たす



▶ **自動車向けHDマップの役割**

▶ **従来の一般的な地図データ (SDマップ) との違い**

自動運転の構成要素



	従来地図 (SDマップ)	HDマップ
目的表示	表示	制御
立体性	2次元	3次元(X・Y・Z軸)
保有情報	道路情報のみ	車線毎の詳細情報
位置精度	メートル単位 (m)	センチメートル単位 (cm)

当社HDマップがより高度かつ安全な自動運転の実現に寄与



自動運転：自動化された運転システムが運転環境をモニタリングする、5.事業の広がり、注(2)自動運転レベルに記載した自動運転レベル3以上の自動運転を指しております。

先進運転支援システム：ドライバー自らが運転環境をモニタリングする、5.事業の広がり、注(2)自動運転レベルに記載した自動運転レベル1、2の自動運転を指しております。

(3Dデータビジネス) 高精度3次元データの多用途展開

Viewer 高精度3次元データを見る化 「3DmapsPocket®」

- ✓ 当社が取得した全国の高速道路/自動車専用道路と主要幹線道路の**正確な3次元データ**を**どこからでも**Webブラウザで閲覧可能
- ✓ 現場へ行かずとも**cm級の計測、角度計算**を実現

1 事故調査

道路状況が再現されたデータを可視化・計測

2 インフラ管理

高さを含む正確な寸法計測や形状確認が可能

3 自律移動モビリティ

ルート設計等の運行コストの最適化に貢献可能

4 MaaSシミュレーション

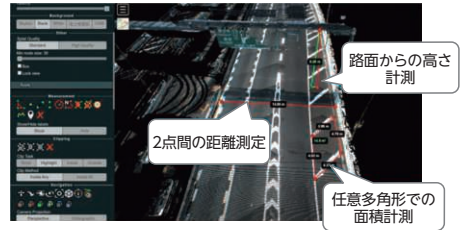
交通シミュレーション構築における時間・コストの最適化を実現可能

注：

「自律移動モビリティ」、「MaaSシミュレーション」については事業開発段階

使用イメージ

1 事故調査



Guidance 高精度3次元データ+測位端末で 車両運行をガイダンス

- ✓ HDマップ+タブレット+測位端末によって**高精度Guidance**機能を提供
- ✓ デジタル化の遅れている業界向けに**3Dデータを用いたDXを推進**

1 除雪支援システム

雪に覆われた障害物を3Dで可視化し、除雪作業を支援

2 空港・港湾

航空機の離発着に応じた輸送車両への運航ガイダンス

3 脱炭素

勾配情報を活かしてトラックドライバーへ低燃費をガイダンス

4 エンターテインメント

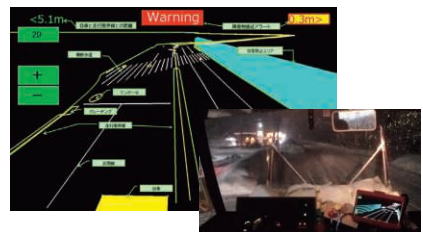
モビリティ内におけるHDマップによる高精度なMR（複合現実）

注：

「脱炭素」、「エンターテインメント」については事業開発段階

使用イメージ

1 除雪支援システム



多用途展開に向けた取り組み

社会課題解決に向けた研究開発・プロジェクト・実証実験

デジタルライフライン：自動運転サービス支援道

自動運転運行に係るデータ連携システムの開発に取り組んでいます。ダイナミックマップの実装を通じて自動運転バスの運行、物流トラックの定時運行等を支援し、地域交通危機や物流2024年問題の解決に寄与します。

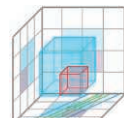
デジタルツイン⁽¹⁾ 構築に関する調査研究

3次元空間を複数のボックスで仮想的に切り分け、一意に位置を特定できるようにする規格「空間ID」を整備しています。空間IDにこれまで様々な形で表されていた情報を一元的に紐付け、ロボットやシステムが利用しやすい形にすることでデジタルツイン基盤として活用できます。

現実世界を3次元データ化



3次元データを箱状に切り分け



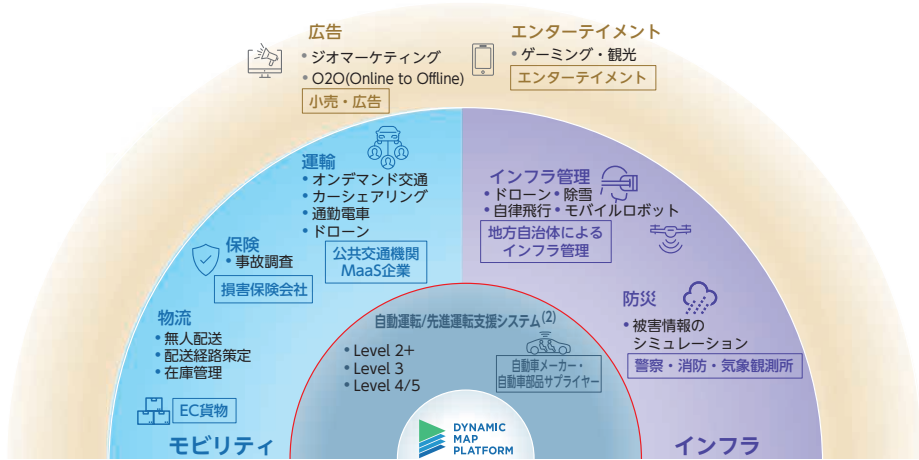
注：

(1) 現実世界から集めたデータを基にデジタルな仮想空間上に双子（ツイン）を構築し、様々なシミュレーションを行う技術

5 事業の広がり

業界横断的な社会へのインパクト⁽¹⁾

高精度3次元データは様々な産業においてゲームチェンジャーとなり得るキーテクノロジー。現在取り組んでいる自動運転/先進運転支援システムや3Dデータビジネスを超えて社会全体のDX及び高度化を牽引することが目標



注：

- (1) 上記は当社グループが2025年1月末の時点でまだ進出していない分野を含む、ターゲット市場のイメージ
- (2) レベル0：運転自動化なし、レベル1：運転支援（ハンズオン/シェアードコントロール）、レベル2：特定条件下での自動運転機能（ハンズオフ）、レベル2+：高速道路での条件付自動運転、レベル3：条件付自動運転（アイズオフ）、レベル4：特定条件下における完全自動運転（マインドオフ）、レベル5：完全自動運転（ドライバーオフ）

6 マーケット

マーケットサイズ—急拡大する自動運転/先進運転支援システム市場規模/巨大な3Dデータ市場規模

オートモティブビジネス：レベル2+以上の市場は年平均成長率37%で成長し2030年には全車両の約28%へ搭載される見通し

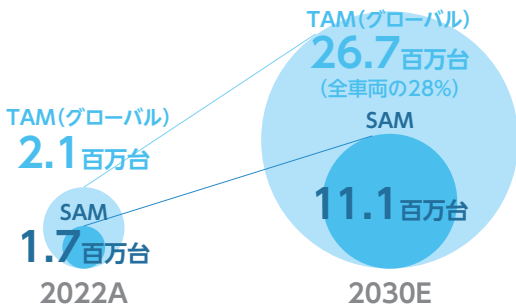
3Dデータビジネス：当社データでアドレス可能な市場規模は既に1.6兆円存在すると推定

自動運転/先進運転支援システム搭載車両台数予測

レベル2+以上の自動運転/先進運転支援システム搭載車の年間販売台数予測（百万台）

- Total Available Market（獲得可能な最大市場規模）：全世界におけるLV2+以上自動運転/先進運転支援システムの搭載車の年間販売台数
- Serviceable Addressable Market（獲得可能市場）：当社グループがデータカバレッジを有する日本・北米・欧州・韓国におけるLV2+以上自動運転/先進運転支援システムの搭載車の年間販売台数

TAM予想年平均成長率：37%
(2022A - 2030E)

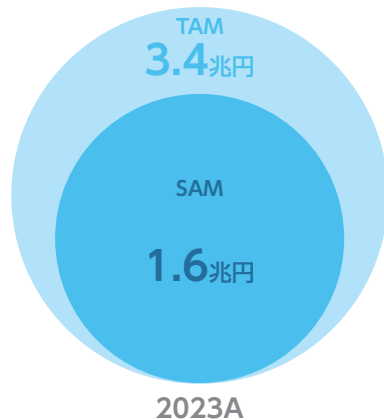


出所：「IHS Markit "Autonomous Vehicle Sales Forecast 2023"」を基に当社作成

注：グラフは外部情報源による予測数値に基づき作成したものであり、記載通りに推移することを保証するものではない

デジタルマップ市場規模予測

- Total Available Market（獲得可能な最大市場規模）：自動車分野を除くグローバル市場
- Serviceable Addressable Market（獲得可能市場）：当社グループのデータカバレッジ地域と重なる北米・欧州・アジアパシフィックにおいて、当社が事業を展開しているインフラ/輸送/政府・防衛分野におけるデジタルマップ市場の金額規模

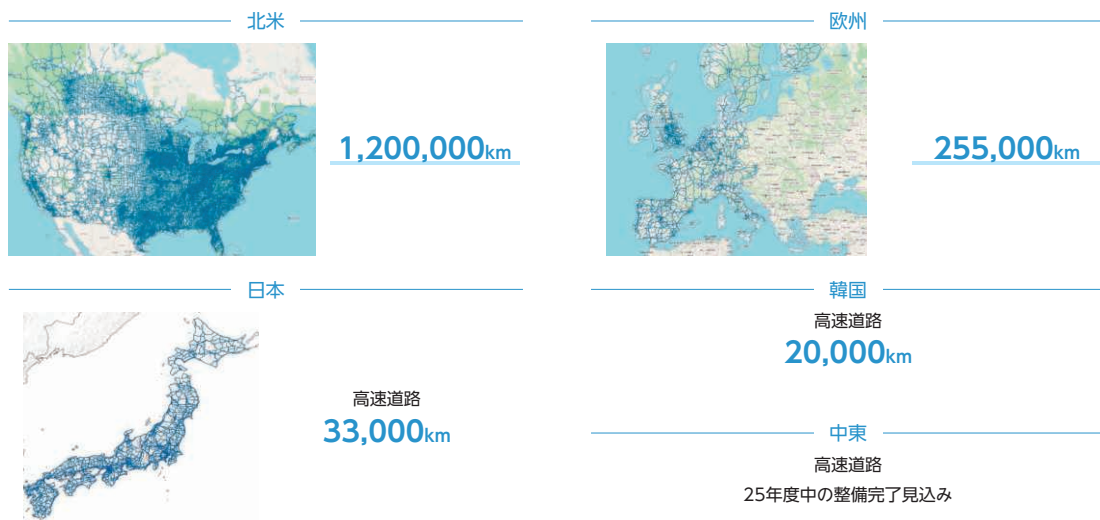


出所：「Markets and Markets "Digital Map Market Global Forecast to 2029"」を基に当社作成

注：為替レートは150円/ドルで計算

7 強み

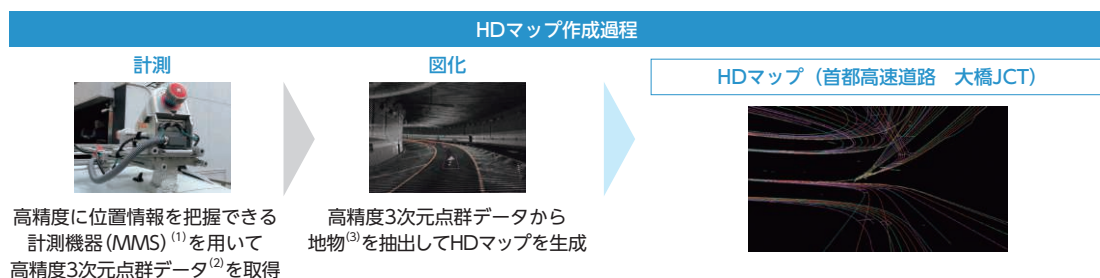
①業界トップクラスのカバレッジ – 北米を中心に、幅広い地域でデータ整備をリード
先行投資の成果として、大手自動車メーカーの要求を充足し、かつ広域なカバレッジを有するHDマップを提供し、先行優位を確立



注：2025年1月末現在

②高精度3次元データ生成技術

社員の約7割をエンジニアが占める当社グループにおいて、日米で初のハンズオフを実現して以来積み重ねてきた経験に裏打ちされる、高いエンジニアリング力/ノウハウ



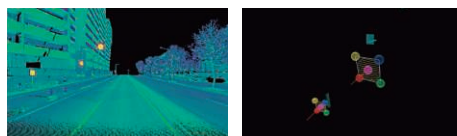
注：

- (1) GPS、カメラ、レーザスキャナなどを搭載したものであり、高精度での計測が可能な特徴を有しております
- (2) 3次元測量によって得られた3次元座標を持った点データの集合を指します
- (3) 道路、境界線等、地図上に表示されるものを指しております

高精度3次元データを生成する技術力

- ✓ 業界最高水準の精度で3次元データを生成する「測位・計測」技術
- ✓ 自動運転/先進運転支援システム開発や測量士等の多様な経験や資格を有する技術陣。グローバルベースで**全社員の約7割が技術者**
- ✓ **機械学習を活用**した各種ツールの自主開発による**コスト低減、継続的な品質向上**
- ✓ 大手自動車メーカーをはじめとする**各顧客要求に応じた仕様を策定するコンサルティング力**

自主的開発ツール例：標識自動抽出ツール



高精度3次元点群データから自動的に標識データを抽出するソフトウェア。機械学習を活用しながらデータの品質向上・取得コスト低減を実現しています。

③自動車メーカー・政府との強固な関係性

- ✓ 日本政府主導により日系大手自動車メーカー等が出資して設立された会社経緯から、**日系大手自動車メーカー及び日本政府との強固な関係性を構築**
- ✓ 当社グループ企業であるDynamic Map Platform North America, Inc.は、当社買収前において、GM Venturesを通じて開発資金が提供され、技術者同士が協力するなど、**General Motors Companyとの間で緊密なパートナーシップを構築**

8 ビジネスモデル

全体像（プロジェクトとライセンスの2本柱）

プロジェクト型：一定の粗利率を前提に案件を選別して受注

ライセンス型：整備済みデータ等を活用したビジネスであり、高い収益性を期待できる

プロジェクト型		事業基盤構築	
<ul style="list-style-type: none"> 一定の粗利率を前提に案件を選別して受注 R&Dとしての役割、自己投資を減らしながら事業基盤を構築 売上原価は主にプロジェクト受注に伴う変動費 			
オートモーティブビジネス		3Dデータビジネス	
HDマップパナレージ拡大及び更新		官公庁主導の研究開発案件多数	
主要顧客：自動車メーカー		主要顧客：官公庁	

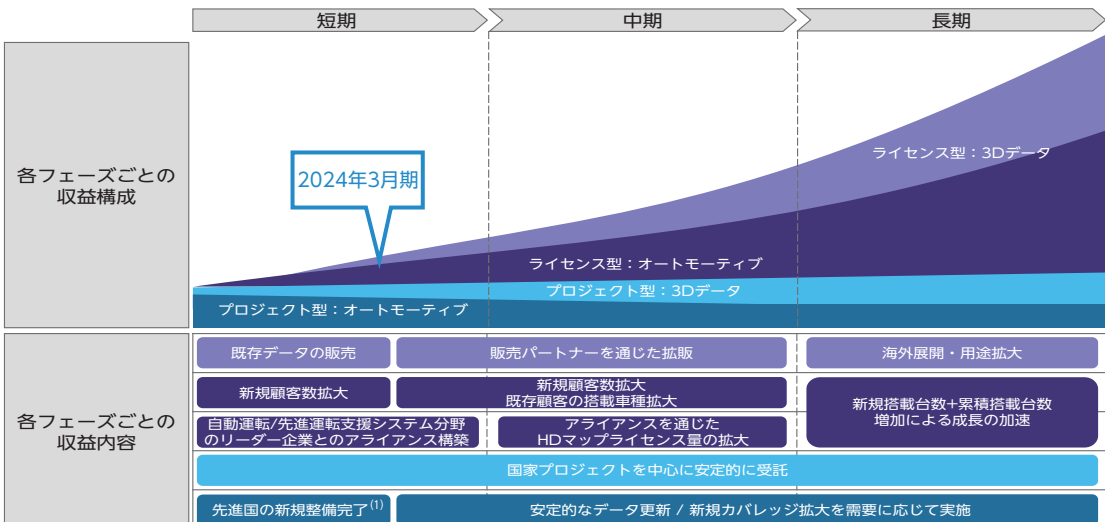
ライセンス型		高い収益性を狙う	
<ul style="list-style-type: none"> 整備済みのアセット（データ・システム）を活用 単価×数量で算定される量産ライセンス売上と法人データライセンス売上で構成 売上原価は固定的であり、限界利益率が高い 			
オートモーティブビジネス		3Dデータビジネス	
量産車へのHDマップ提供、法人データライセンス		多用途展開可能なプラットフォーム構築、法人データライセンス	
主要顧客：自動車メーカー		主要顧客：民間企業、自治体	

注：
(1) 売上総利益増加イメージ通りの成長を保証するものではありません

9 成長戦略

将来の収益イメージ

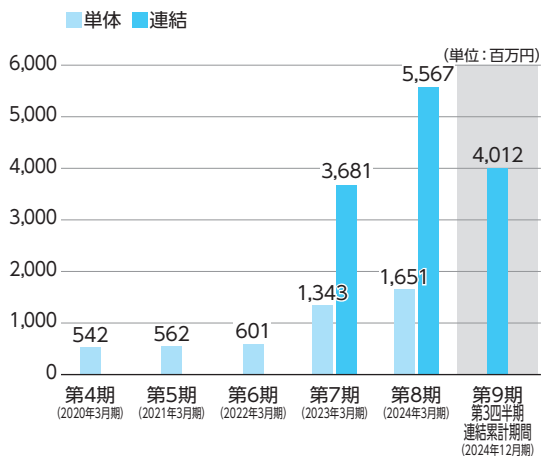
プロジェクト型売上、ライセンス型売上（オートモーティブビジネス）の堅実な成長に加え、ライセンス型売上（3Dデータビジネス）での潜在的な成長を見込む



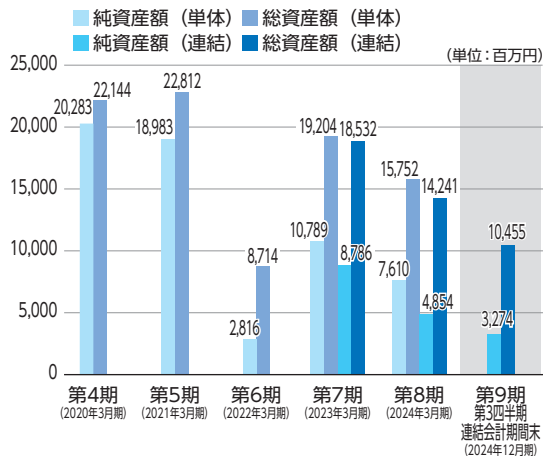
注：
(1) 北米2カ国、欧州16カ国、日本等
(2) グラフは予測イメージであり、記載通りに推移することを保証するものではない

10 業績等の推移

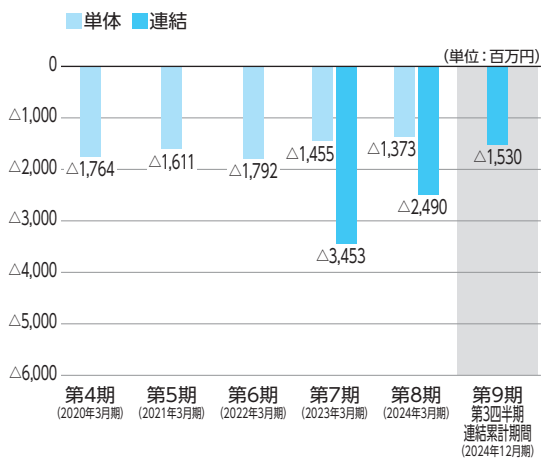
売上高



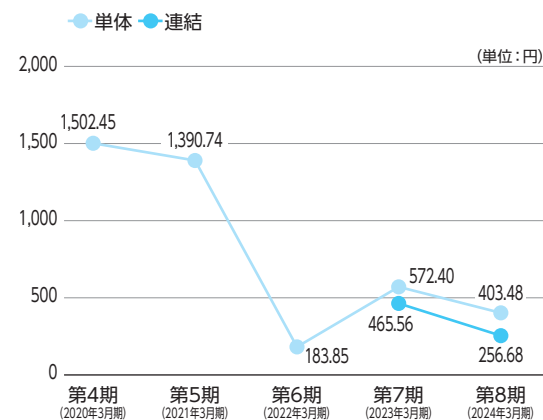
純資産額／総資産額



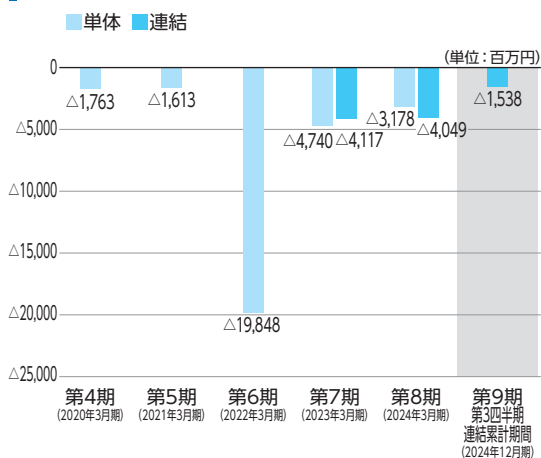
経常損失 (△)



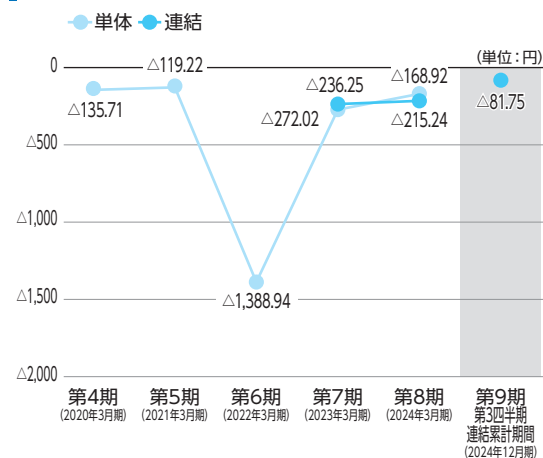
1株当たり純資産額



親会社株主に帰属する当期 (四半期) 純損失 (△) 及び当期純損失 (△)



1株当たり当期 (四半期) 純損失 (△)



(注) 当社は、2023年2月5日付で普通株式1株につき普通株式50株の割合で株式分割を行っております。第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額および1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	8
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	8
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	9
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	10
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	10
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	11
第二部 【企業情報】	16
第1 【企業の概況】	16
1 【主要な経営指標等の推移】	16
2 【沿革】	19
3 【事業の内容】	21
4 【関係会社の状況】	35
5 【従業員の状況】	36
第2 【事業の状況】	37
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	37
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	48
3 【事業等のリスク】	49
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	58
5 【経営上の重要な契約等】	64
6 【研究開発活動】	65
第3 【設備の状況】	66
1 【設備投資等の概要】	66
2 【主要な設備の状況】	66
3 【設備の新設、除却等の計画】	67

第4	【提出会社の状況】	68
1	【株式等の状況】	68
2	【自己株式の取得等の状況】	92
3	【配当政策】	93
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	94
第5	【経理の状況】	107
1	【連結財務諸表等】	108
2	【財務諸表等】	182
第6	【提出会社の株式事務の概要】	198
第7	【提出会社の参考情報】	199
1	【提出会社の親会社等の情報】	199
2	【その他の参考情報】	199
第四部	【株式公開情報】	200
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	200
第2	【第三者割当等の概況】	201
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	201
2	【取得者の概況】	205
3	【取得者の株式等の移動状況】	207
第3	【株主の状況】	208
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年2月19日
【会社名】	ダイナミックマッププラットフォーム株式会社
【英訳名】	Dynamic Map Platform Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 吉村 修一
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目12番4号 ネクストサイト渋谷ビル
【電話番号】	03-6459-3445
【事務連絡者氏名】	執行役員 山田 浩司
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目12番4号 ネクストサイト渋谷ビル
【電話番号】	03-6459-3445
【事務連絡者氏名】	執行役員 山田 浩司
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 4,172,412,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 361,713,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 790,548,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。 なお、募集株式及び引受人の買取引受による売出しに係る売出株式には、日本国内において販売される株式と、SMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売される株式が含まれております。 詳細は、「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行株式」及び「第一部 証券情報 第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」をそれぞれご参照ください。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	4,344,000(注)2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 2025年2月19日開催の取締役会決議によっております。

2. 2025年2月19日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行(以下「本募集」という。)の発行株式4,344,000株のうちの一部が、SMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「本募集における海外販売」といい、本募集における海外販売の対象となる株数を「本募集における海外販売株数」という。)されることがあります。なお、本募集の発行数については、2025年3月10日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

上記発行数は、本募集における日本国内において販売(以下「国内募集」という。)される株数(以下「本募集における国内販売株数」という。)の上限であります。本募集における国内販売株数及び本募集における海外販売株数の最終的な内訳は、本募集に係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出し(後記(注)3に定義する。)の需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日(2025年3月18日)に決定されます。本募集における海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照ください。

3. 本募集並びに2025年2月19日開催の取締役会において決議された引受人の買取引受による当社普通株式の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、699,600株を上限として、SMB C日興証券株式会社が当社株主である株式会社INCJ(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
- これに関連して、当社は、2025年2月19日開催の取締役会において、本募集及び引受人の買取引受による売出しとは別に、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式699,600株の新規発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 第三者割当増資について」をご参照ください。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5 ロックアップについて」をご参照ください。
5. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【募集の方法】

2025年3月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で国内募集を行います。引受価額は2025年3月10日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額(発行価額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	4,344,000	4,172,412,000	2,258,011,200
計(総発行株式)	4,344,000	4,172,412,000	2,258,011,200

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。また、2025年2月19日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、2025年3月18日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 発行数、発行価額の総額及び資本組入額の総額は、本募集における国内販売株数の上限に係るものであります。本募集における海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。
6. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,130円)で算出した場合、国内募集における発行価格の総額(見込額)の上限は4,908,720,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行 価格 (円)	引受 価額 (円)	払込 金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2025年3月19日(水) 至 2025年3月25日(火)	未定 (注) 4	2025年3月26日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2025年3月10日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025年3月18日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2025年3月10日開催予定の取締役会において決定します。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2025年3月18日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額とし、2025年3月18日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2025年3月27日(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、2025年3月11日から2025年3月17日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 本店	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	未定	<ol style="list-style-type: none"> 買取引受けによりま す。 引受人は新株式払込金 として、払込期日まで に払込取扱場所へ引受 価額と同額を払込むこ とといたします。 引受手数料は支払われ ません。ただし、発行 価格と引受価額との差 額の総額は引受人の手 取金となります。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号		
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号		
あかつき証券株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10号		
計	—	4,344,000	—

- (注) 1. 各引受人の引受株式数は、2025年3月10日に決定する予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(2025年3月18日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
4,516,022,400	76,000,000	4,440,022,400

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,130円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における国内販売株数の上限に係るものであります。本募集における海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

当社グループは、自動運転や先進運転支援システムに有用な自動車向けHDマップを生成・販売しております(以下、「オートモーティブビジネス」という。)。また、HDマップの生成過程における計測業務を通じて収集される高精度3次元点群データの活用による、自動運転及び先進運転支援システム用途以外でのソリューション提供も行ってまいります(以下、「3Dデータビジネス」という。)

上記の差引手取概算額4,440百万円に、本募集における海外販売の手取概算額(未定)及び本第三者割当増資の手取概算額上限724百万円を合わせた、手取概算額合計上限5,164百万円については、①オートモーティブビジネス向け高精度3次元位置情報の整備・更新295百万円、②海外事業拡大の為の子会社宛投融资3,917百万円、③3Dデータビジネス向け高精度3次元位置情報の整備・更新221百万円、④研究開発731百万円に充当する予定であり、その具体的な内容は以下のとおりであります。

① オートモーティブビジネス向け高精度3次元位置情報の整備・更新295百万円(2026年3月期176百万円、2027年3月期119百万円)

当社は自動運転や先進運転支援システムに有用な自動車向けHDマップを生成・販売しております。引き続き、自動運転や先進運転支援システムの開発にご利用頂き、これらの機能を備える車両に搭載して頂けるよう、HDマップの整備・更新を行う必要があり、国内オートモーティブビジネス向けのグローバルで仕様を統一した次世代型HDマップの整備・更新費用(設備投資)として、合計295百万円を充当する予定です。

② 海外事業拡大の為の子会社宛投融资3,917百万円(2026年3月期1,130百万円、2027年3月期1,706百万円、2028年3月期1,081百万円)

当社グループは海外においても自動運転や先進運転支援システムに有用な自動車向けHDマップを生成・販売しているほか、インフラ管理向けなど高精度3次元データを活用したソリューション提供に取り組んでおります。これら海外事業拡大の為、子会社Dynamic Map Platform North America, Inc. 宛投融资として、合計3,917百万円を充当する予定です。内訳としましては、海外におけるオートモーティブビジネス向けHDマップの整備・更新費用(設備投資)に対して2,999百万円(2026年3月期812百万円、2027年3月期1,106百万円、2028年3月期1,081百万円)及びインフラ管理向けなど、データ整備が必要となる3Dデータビジネス案件・プロジェクトにおける高精度3次元位置情報の整備・更新費用(運転資金)に対して918百万円(2026年3月期318百万円、2027年3月期600百万円)を充当する予定です。

③ 3Dデータビジネス向け高精度3次元位置情報の整備・更新221百万円(2026年3月期73百万円、2027年3月期148百万円)

当社グループは国内において、自動運転や先進運転支援システム用途以外の高精度3次元データを活用したソリューション提供に取り組んでおります。除雪支援システム、インフラ管理向けなど、データ整備が必要となる3Dデータビジネス案件・プロジェクトにおける高精度3次元位置情報の整備・更新費用(運転資金)として、合計221百万円を充当する予定です。

④ 研究開発731百万円(2026年3月期471百万円、2027年3月期260百万円)

当社は、HDマップの生成プロセスの合理化、また当社グループが提供するHDマップの競争力強化のため、また、高精度3次元データを活用したソリューション提供に向けた基盤・商品開発のための研究開発に取り組んでおります。走行車両が取得するデータを活用した車載用HDマップの整備・更新の効率化、空間ID基盤の開発など高精度3次元位置情報の多用途展開の為の研究開発費用として、合計731百万円を充当する予定です。

また、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(注) 設備計画の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照ください。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2025年3月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	320,100	361,713,000	東京都文京区本駒込二丁目28番8号 ジオテクノロジーズ株式会社 320,000株
				東京都港区虎ノ門一丁目3番1号 株式会社INCJ 100株
計(総売出株式)	—	320,100	361,713,000	—

(注)1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

2. 引受人の買取引受による売出しに係る売出株式320,100株のうちの一部が、SMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売」といい、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の対象となる株数を「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数」という。)されることがあります。なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株数については、今後変更される可能性があります。

上記売出数は、引受人の買取引受による売出しにおける日本国内において販売(以下「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売」という。)される株数(以下「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数」という。)の上限であります。引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数及び引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数の最終的な内訳は、引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日(2025年3月18日)に決定されます。引受人の買取引受による売出しにおける海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5 ロックアップについて」をご参照ください。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,130円)で算出した見込額であり、引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数の上限に係るものであります。引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2025年 3月19日(水) 至 2025年 3月25日(火)	100	未定 (注) 2	引受人の本 店及び全国 各支店	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号 S M B C 日興証券株 式会社	未定 (注) 3

(注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。

2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。なお、申込証拠金には、利息をつけません。

3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2025年3月18日)に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 上記引受人の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	699,600	790,548,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 SMB C日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	699,600	790,548,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,130円)で算出した見込額であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の 内容
未定 (注)1	自 2025年 3月19日(水) 至 2025年 3月25日(火)	100	未定 (注)1	SMB C日 興証券株 式会社の本店 及び全国各 支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しに係る国内販売における売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。なお、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. SMB C日興証券株式会社の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所グロース市場への上場について

当社は前記「第1 募集要項」における募集株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SMB C日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所グロース市場への上場を予定しております。

2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について

本募集の発行株式のうちの一部が、SMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがあります。また、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部が、SMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがあります。以下は、かかる本募集における海外販売及び引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を一括して掲載したものであります。

1. 本募集における海外販売に関する事項

(1) 株式の種類

当社普通株式

(2) 本募集における海外販売の発行数(海外販売株数)

未定

(注) 上記発行数は、本募集における海外販売株数であり、本募集に係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日(2025年3月18日)に決定されません。

(3) 本募集における海外販売の発行価格(募集価格)

未定

(注) 1. 本募集における海外販売の発行価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1と同様であります。

2. 本募集における海外販売の発行価格は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における発行価格と同一といたします。

(4) 本募集における海外販売の発行価額(会社法上の払込金額)

未定

(注) 1. 前記「第1 募集要項 2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2025年3月18日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

2. 本募集における海外販売の発行価額は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における払込金額と同一といたします。

(5) 本募集における海外販売の資本組入額

未定

(注) 本募集における海外販売の資本組入額は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における資本組入額と同一といたします。

(6) 本募集における海外販売の発行価額の総額

未定

(7) 本募集における海外販売の資本組入額の総額

未定

(注) 本募集における海外販売の資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出します。

(8) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。

(9) 発行方法

下記(10)に記載の引受人が本募集の発行株式を買取引受けした上で、本募集の発行株式のうちの一部をSMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売します。

(10) 引受人の名称

前記「第1 募集要項 4 株式の引受け」に記載の引受人

(11) 募集を行う地域

欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)

(12) 提出会社が取得する手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

① 手取金の総額

払込金額の総額	未定
発行諸費用の概算額	未定
差引手取概算額	未定

② 手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

前記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり

(13) 本募集における海外販売の新規発行年月日(払込期日)

2025年3月26日(水)

(14) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所

2. 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売に関する事項

(1) 株式の種類

当社普通株式

(2) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出数(海外販売株数)

未定

(注) 上記売出数は、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数であり、引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日(2025年3月18日)に決定されます。

(3) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価格

未定

(注) 1. 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)1と同様であります。
2. 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価格は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2)ブックビルディング方式」に記載の引受人の買取引受による売出しにおける国内販売の売出価格と同一といたします。

(4) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の引受価額

未定

(注) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の引受価額は、引受人の買取引受による売出しにおける国内販売の引受価額と同一といたします。

- (5) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価額の総額
未定

- (6) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。

- (7) 売出方法

下記(8)に記載の引受人が引受人の買取引受による売出しの売出株式を買取引受けした上で、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部をSMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売します。

- (8) 引受人の名称

前記「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2)ブックビルディング方式」に記載の引受人

- (9) 売出しを行う者の氏名又は名称

前記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出人

- (10) 売出しを行う地域

欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)

- (11) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の受渡年月日

2025年3月27日(木)

- (12) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所

3 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、699,600株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式(以下「借入株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMB C日興証券株式会社に對して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利(以下「グリーンシュエーション」という。)を、2025年4月24日を行使期限として付与します。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場(売買開始)日から2025年4月24日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付け借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使し

本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、2025年3月18日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社はグリーンシュエーションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

4 第三者割当増資について

上記「3 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMB C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が2025年2月19日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 699,600株
(2)	募集株式の払込金額	未定(注)1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。(注)2
(4)	払込期日	2025年4月30日(水)

- (注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における払込金額(会社法上の払込金額)と同一とし、2025年3月10日開催予定の取締役会において決定します。
2. 割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における引受価額と同一とし、2025年3月18日に決定します。

5 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ売出人である株式会社INCJは、SMB C日興証券株式会社(以下「主幹事会社」という。)に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して90日目の2025年6月24日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等(ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売価額の3倍以上であって、主幹事会社を通して行う売却等は除く。)を行わない旨を約束しております。さらに株式会社INCJからは、2025年3月末以降も含めて、株式市場で当社株式の売却を行う場合には、株価下落圧力とならないような譲渡または売却方法を可能な限り模索するとの意向を確認しております。詳細につきましては、「第二部 企業情報 第2 事業の概況 3 事業等のリスク」の「(3) その他のリスク ⑥ベンチャーキャピタル等投資事業者の株式所有割合に伴うリスクについて」をご参照ください。

当社株主である株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、三菱HCキャピタル株式会社、三井物産株式会社、SBI 4 & 5 投資事業有限責任組合、TriKnight Capital Corp.、三菱UFJキャピタル7号投資事業有限責任組合、みずほ成長支援第4号投資事業有限責任組合及びヒューリックスタートアップ1号投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して90日目の2025年6月24日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等(ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売価額の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う売却等は除く。)を行わない旨を約束しております。

当社株主である三菱電機株式会社、株式会社ゼンリン、株式会社パスコ、アイサンテクノロジー株式会社、株式会社トヨタマップマスター、いすゞ自動車株式会社、スズキ株式会社、ダイハツ工業株式会社、トヨタ自動車株式会社、

日産自動車株式会社、日野自動車株式会社、株式会社SUBARU、本田技研工業株式会社、マツダ株式会社及び三菱自動車工業株式会社並びに当社新株予約権者である吉村修一、Thibodeau, Christopher、稲畑廣行、細谷昌良、雨谷広道、山田浩司、麻生紀子、鈴木秀和、加藤徹行、中山達也、大橋俊之及びその他162名は、主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目の2025年9月22日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目の2025年9月22日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却等(本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等、ストック・オプションに係る新株予約権の発行及び新株予約権の行使による当社普通株式の発行等を除く。)を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第二部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第 7 期	第 8 期
決算年月		2023年 3 月	2024年 3 月
売上高	(百万円)	3,681	5,567
経常損失(△)	(百万円)	△3,453	△2,490
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	(百万円)	△4,117	△4,049
包括利益	(百万円)	△3,707	△3,931
純資産額	(百万円)	8,786	4,854
総資産額	(百万円)	18,532	14,241
1株当たり純資産額	(円)	465.56	256.68
1株当たり当期純損失(△)	(円)	△236.25	△215.24
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	47.3	33.9
自己資本利益率	(%)	—	—
株価収益率	(倍)	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△4,946	△3,166
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△1,928	△842
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	7,119	159
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	13,594	10,174
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕	(名)	214 〔—〕	258 〔—〕

- (注) 1. 当社は、2023年2月5日付で普通株式1株につき普通株式50株の割合で株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
3. 自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失が計上されているため記載しておりません。
4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 前連結会計年度(第7期)及び当連結会計年度(第8期)の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。
6. 第7期及び第8期については、地図データ整備等の先行投資を行っていることに加えて、第8期に減損損失を計上していること等により経常損失及び親会社に帰属する当期純損失を計上しております。また、同様の理由により営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっております。
7. 従業員数は、当社グループから他社への出向者を除き、他社から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
8. 臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマーを含む。)は、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (百万円)	542	562	601	1,343	1,651
経常損失(△) (百万円)	△1,764	△1,611	△1,792	△1,455	△1,373
当期純損失(△) (百万円)	△1,763	△1,613	△19,848	△4,740	△3,178
資本金 (百万円)	11,650	11,800	100	6,450	100
発行済株式総数 (株)	270,000	273,000	305,554	18,814,850	18,814,850
純資産額 (百万円)	20,283	18,983	2,816	10,789	7,610
総資産額 (百万円)	22,144	22,812	8,714	19,204	15,752
1株当たり純資産額 (円)	75,122.55	69,537.06	9,192.52	572.40	403.48
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純損失(△) (円)	△6,785.32	△5,960.84	△69,446.76	△272.02	△168.92
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	91.6	83.2	32.2	56.1	48.2
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	43 〔—〕	48 〔—〕	62 〔—〕	71 〔—〕	64 〔—〕

- (注) 1. 当社は、2023年2月5日付で普通株式1株につき普通株式50株の割合で株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当実績がないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
5. 当社株式は非上場であるため株価収益率を記載しておりません。
6. 主要な経営指標等のうち、第4期、第5期及び第6期については会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
7. 第4期から第8期について、地図データ整備等の先行投資を行っていることに加えて、関係会社株式評価損を計上したこと(第6期)、抱合せ株式消滅差益を計上したこと(第7期)、減損損失を計上したこと(第8期)等により、経常損失及び当期純損失を計上しております。
8. 前事業年度(第7期)及び当事業年度(第8期)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。
9. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第7期の期首から適用しており、第7期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
1株当たり純資産額 (円)	1,502.45	1,390.74	183.85	572.40	403.48
1株当たり当期純損失(△) (円)	△135.71	△119.22	△1,388.94	△272.02	△168.92
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—

10. 2023年2月5日付で普通株式1株につき50株の分割を行っております。
 そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、上記のとおりとなります。また第4期、第5期及び第6期については金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
11. 臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマーを含む。)は、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2 【沿革】

当社は、SIP自動走行システムを実現するための高精度3次元地図データ(以下、「HDマップ (High Definition Map) 」)を開発する目的で2016年に設立された「ダイナミックマップ基盤企画株式会社」を前身としております。SIPとは、内閣府に設置された総合科学技術・イノベーション会議が推進する「戦略的イノベーション創造プログラム」

(Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Program) のことで、同会議が政府全体の予算の重点配分等をリードしていく仕組みに基づき府省・分野の枠を超えて予算配分されることから、わが国の科学技術・イノベーションの発展を推進する機能を持ちます。

ここでの研究成果としてHDマップの実用化に目途が立ったとともに、自動運転や先進運転支援システムへの活用ニーズの高まりと自動運転及び先進運転支援システム用途以外のソリューション提供への展開期待を背景として、日系自動車メーカー10社(以下五十音順にて、いすゞ自動車株式会社、スズキ株式会社、株式会社SUBARU、ダイハツ工業株式会社、トヨタ自動車株式会社、日産自動車株式会社、日野自動車株式会社、本田技研工業株式会社、マツダ株式会社、三菱自動車工業株式会社)他を株主として2017年に「ダイナミックマップ基盤株式会社」として事業会社へ移行しました。2019年には、当時General Motors Companyの投資先であった在米国HDマップ企業であるUshr Inc.

(現・連結子会社 Dynamic Map Platform North America, Inc.) を完全買収しております。それ以降、2023年に現在の「ダイナミックマッププラットフォーム株式会社」へ社名変更し、日本・北米・欧州・韓国・中東において自動運転や先進運転支援システム向けビジネスと、自動運転及び先進運転支援システム用途以外でのソリューション提供の両輪でグローバルに事業展開をしております。

年月	概要
2016年6月	HDマップを研究開発する目的で、当社の前身であるダイナミックマップ基盤企画株式会社(資本金300百万円)を設立
2017年1月	HDマップのサンプルデータを出荷(国内高速道路及び自動車専用道路の上下線計500km)
2017年6月	HDマップの研究開発を行う実行組織として事業会社化。ダイナミックマップ基盤株式会社に社名変更
2017年9月	General Motors Companyのハンズフリー運転支援システムである“Super Cruise™”にUshr Inc.(現・連結子会社Dynamic Map Platform North America, Inc.)のHDマップが初採用
2017年10月	公共測量計画機関(注1)の認定を国土交通省より取得
2019年3月	国内高速道路及び自動車専用道路(29,205Km)の整備を完了
2019年4月	北米を中心としてHDマップを開発・整備・販売するUshr Inc.(現・連結子会社 Dynamic Map Platform North America, Inc.)を子会社化
2019年9月	国内で初めてHDマップを搭載した自動車(日産自動車株式会社“ProPILOT 2.0”搭載『スカイライン』)の発売が開始され、当社のHDマップが採用
2021年2月	海外事業資金調達を特別目的とする会社としてD2NA合同会社を設立(2023年1月に当社へ吸収合併)
2021年3月	世界初の自動運転レベル3(注2)の運転支援機能を搭載した自動車(本田技研工業株式会社”Honda SENSING Elite”搭載『レジェンド』)の発売が開始され、当社のHDマップが採用
2021年12月	欧州地域事業の統括を目的とするDMP Europe GmbH(現・連結子会社 Dynamic Map Platform Europe, GmbH)を設立
2022年4月	日産自動車株式会社“ProPILOT 2.0”搭載『アリア』に当社HDマップが採用
2022年10月	Dynamic Map Platform Korea, LLC、また株式会社三菱UFJ銀行との合弁会社として株式会社DMP Axyz(現・連結子会社 ダイナミックマッププラットフォームAxyz株式会社)を設立
2023年2月	ダイナミックマッププラットフォーム株式会社に社名変更、また本社を東京都渋谷区に移転
2023年7月	中東地域における自動走行用高精度3次元道路地図の開発を目的としてDynamic Map Platform Arabia Limitedを設立
2023年10月	アラブ首長国連邦における自動走行用高精度3次元道路地図の開発を目的としてDYNAMIC MAP PLATFORM DATA-L, L.Cを設立

2023年11月	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の2023年度「脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際実証事業(実証要件適合性等調査)」に採択
2023年12月	内閣府の「研究開発成果とSociety 5.0との橋渡しプログラム(BRIDGE)」の施策の一つである経済産業省による「標準活用加速化支援事業(高精度3次元地図データに関する国際標準化)」の事業を受託
2024年1月	内閣府の課題解決プログラム「BRIDGE」の研究開発事業を受託
2024年7月	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)「産業DXのためのデジタルインフラ整備事業/デジタルライフラインの先行実装に資する基盤に関する研究開発」における「自動運転支援道」事業の実施予定先として採択

(注1) 公共測量計画機関

公共測量は測量法第5条に規定される土地の測量を指し、測量計画機関とは第7条に規定される測量を計画する者を指しております。

(注2) 自動運転レベル

米国の自動車技術会 SAE:Society of Automotive Engineersが公表している自動運転のレベル別基準。0～5までの6段階に分けて定義され、各レベルに応じて運転タスクの主体や走行領域が設定されております。なお、各レベルの内容は、「3 事業の内容 <自動車向けHDマップの特徴>③自動運転高度レベル2以上に有用な機能」に掲載する図表のとおりです。

3 【事業の内容】

2 沿革に記載のとおり、当社は、官民一体となって知見や技術を結集し、自動運転実現に貢献するHDマップの研究開発を進めてまいりました。HDマップとは、正式名称を「High Definition Map(高精度3次元地図データ)」と言い、自動運転機能を持つ自動車の安全な走行に重要な役割を担うものです。中長期的には、自動運転(注1)や先進運転支援システム(注2)をはじめとした自動走行向けだけではなく、インフラ維持管理システムや防災・減災システムにおいても活用することで、高精度位置情報の提供を通じて、あらゆる産業における共通基盤を目指すことを当社グループビジョンに掲げております。

VISION ダイナミックマッププラットフォーム株式会社の中長期ビジョン



当社グループは、自動運転や先進運転支援システムを開発・提供する自動車メーカー等に整備したHDマップをライセンス供与することで収益化しております。また、車両に搭載されたHDマップは道路の経年変化に合わせてアップデートを行うことが必要であるため、その更新に関する対価も収受しております。HDマップをご利用いただく自動車メーカー、搭載車種・搭載車両台数の増加に伴い、業容を拡大してまいりました。

また、自動運転や先進運転支援システム向け以外へのHDマップの用途拡大、HDマップに関する技術を活用したソリューション提供を行い、一層の業容拡大につなげるべく事業展開してまいりました。

当社グループは、当社、連結子会社6社(Dynamic Map Platform North America, Inc.、Dynamic Map Platform Europe, GmbH、Dynamic Map Platform Korea, LLC、ダイナミックマッププラットフォームAxyz株式会社、Dynamic Map Platform Arabia Limited、DYNAMIC MAP PLATFORM DATA-L.L.C)の計7社で構成されており、販売地域を基に「国内」と「海外」に分類しております。なお、事業の区分は「第5経理の状況 1連結財務諸表等(1)連結財務諸表注記事項」に掲げるセグメント情報の区分と同一であります。

<国内>

国内の自動車専用道路、高速道路及び一般道の計測及び図化を行い、それらを統合して自動運転や先進運転支援システムに有用なHDマップを生成・販売しております(以下、オートモーティブビジネス)。また、HDマップの生成の過程における計測業務を通じて収集される高精度3次元点群データ(注3)の活用による、自動運転及び先進運転支援システム用途以外でのソリューション提供(以下、3Dデータビジネス)も行っております。

(主要な会社)

ダイナミックマッププラットフォーム株式会社、ダイナミックマッププラットフォームAxyz株式会社

<海外>

北米、欧州、中東及び韓国における高速道路、一般道の計測及び図化を行っており、国内オートモーティブビジネスと同様、自動運転及び先進運転支援システム用HDマップを生成・販売しております。また、国内と同様、3Dデータビジネスの顧客開拓に向けたマーケティング活動やアライアンス構築に取り組むことで、事業の立ち上げを進めております。なお、2025年1月末時点において、当社グループは26か国(日本を含む)においてHDマップの整備

等の事業を展開しております。

(主要な会社)

Dynamic Map Platform North America, Inc.、Dynamic Map Platform Europe, GmbH、Dynamic Map Platform Korea, LLC、Dynamic Map Platform Arabia Limited、DYNAMIC MAP PLATFORM DATA-L.L.C

これらの事業で取り扱っている製品・ソリューションの特徴は次のとおりです。

(1) オートモーティブビジネス

自動運転や先進運転支援システム向けにHDマップを生成・販売するビジネスには、その取引の性質から、自動車メーカー等から指定される地図カバレッジ・仕様に基づくHDマップの整備・更新を受注し対価を収受するプロジェクト型売上、量産車へのHDマップ搭載に際して販売台数に応じて受領するライセンスフィー及びメンテナンスフィー、法人向けHDマップライセンス等(整備済み地図データ提供によるライセンスフィー、HDマップの利用対価として自動車メーカーより収受する開発利用料等)のライセンス型売上の2つの類型があります。現時点では、プロジェクト型売上が、オートモーティブビジネスの売上の中心となっております。売上カテゴリー別の収益モデルについては、後述の(売上カテゴリー別のビジネスの概要及び収益モデル)をご参照ください。

<自動車向けHDマップの特徴>

① 高い技術力を要する生成過程

当社グループのHDマップは、衛星測位、計測、図化(3Dモデル化)、統合等の高い技術力を用いて生成しています。具体的には、衛星測位においては、Multi-GNSS(注4)を利用した位置補正技術が必要となります。計測においては道路構造や交通状況に配慮した計測計画の立案、取得した点群データに対する衛星測位状況を考慮した歪除去(注5)やデータ間接合(注6)などの技術が必要となります。図化(3Dモデル化)業務においては点群からの正確な地物(注7)情報の抽出、属性付与を効率的に実施するとともに整備データ全体にわたる高度な品質管理が必要となります。当社グループの自動運転/先進運転支援システム開発や測量士等の多様な経験や資格を有する技術者陣がこれらの技術力を支えていると考えています。最後に統合業務において各顧客に応じた最終調整を行いデータ提供しております。国内のHDマップは、日系自動車メーカー10社(以下五十音順にて、いすゞ自動車株式会社、スズキ株式会社、株式会社SUBARU、ダイハツ工業株式会社、トヨタ自動車株式会社、日産自動車株式会社、日野自動車株式会社、本田技研工業株式会社、マツダ株式会社、三菱自動車工業株式会社)の要求に基づき共通の仕様を定義しております。

また、海外のHDマップについても生成プロセスは国内と同一のものとなっておりますが、マップ整備のための計測機材やソフトウェアツールは必要に応じて地域に最適と判断したものを活用しています。なお、海外においては、Dynamic Map Platform North America, Inc.の事業開始当初より開発してきた汎用仕様をベースとして顧客ごとの要望に合わせた仕様を策定しております。

HDマップの生成プロセス



計測フェーズにおけるcm級の位置精度を有するデータの取得は、当社グループが有する測量技術によるものであり、データ収集に際しては、モバイル・マッピング・システム(注8)(以降、MMSと記載)を用いております。整備に利用されるMMSは、高精度かつ地物の高い再現性を確保するために、Multi-GNSS対応受信機、衛星不可視区間で比較的高精度を維持する高性能IMU(Inertial Measurement Unit)(注9)、道路情報を精緻に再現する高密度レーザスキャナ(LiDAR)(注10)、高解像度カメラを搭載しており、各機器が衛星時刻情報で同期されることにより

計測時の状態を正確に再現可能となります。MMS車両を走行させながら、LiDARで道路面及び周辺情報をスキャンして点群データを取得することで、実際の道路とほぼ同一形状、同一サイズのデジタル空間上の道路データを表現できます。

MMSにより取得した高精度3次元点群データを基に、自動運転や先進運転支援システムに必要な様々な情報、例えば区画線や道路標識、交差点領域等の地物を抽出して3Dモデル化することを図化と呼びます。図化は予め地物毎に定められた取得基準に基づき行われ、自動・手動の組合せで実施されます。手動で実施する作業は当社グループが保有するIT技術の採用により順次自動化していくことで品質を維持・向上させながら効率化を図っております。

なお、スマートフォンのアプリケーションやカーナビゲーションシステムに用いられる従来の一般的な地図データ（SDマップ）において車線数や交差点などの情報は具備されますが、各々の物理的な3次元位置情報は高精度には保有されていません。

② 従来地図とは異なる情報・精度

HDマップは機械が読み込み、制御に活用されることを目的としております。このため、従来の一般的な地図データ（SDマップ）と比べ、立体性（道路の構造や起伏を表す高度情報や標識などの立体構造物情報など）・保有情報（道路の曲率や勾配、停止線と信号機の対応付けなど）・位置精度において、より精度の高い情報が求められます。

データの精度に関しては上述の計測プロセスにより、衛星測位システムの受信が良好な状況においては、絶対精度10cm以内、相対精度1cm以内のデータ収集が可能であり、このデータを基にした図化業務を含め、全体プロセスとしてcm級の精度を実現しております。

従来の一般的な地図データ（SDマップ）との違い

従来地図 (SDマップ)		HD マップ
目的	表示	制御
立体性	2次元	3次元 (X・Y・Z軸)
保有情報	道路情報のみ	車線毎の詳細情報
位置精度	メートル単位 (m)	センチメートル単位 (cm)

SDマップとHDマップとでは上記のような相違がある他、生成過程においても、HDマップでは高精度に位置情報を把握できるMMSを利用する等の相違があります。

③ 自動運転高度レベル2以上に有用な機能

国内外で共通認識となっている自動運転のレベルは、米国の自動車技術会（SAE : Society of Automotive Engineers）（注11）によって定義され、レベル0からレベル5の6段階に区分されます。レベル1やレベル2では、HDマップによる機能強化はあり得るものの、車体制御は主にカメラ、ミリ波レーダー、LiDARを用いて行われております。一方、高度レベル2（レベル2+とも言われていますが、レベル2に加えて、ハンズオフ走行、自動レーンチェンジなどが可能になるものを指します）ではより高度な車体制御を実現する観点からHDマップが広く採用されており、システム主体の車両制御となるレベル3・レベル4・レベル5では、機械の可読性、制御への利用容易性の観点で特に有用な技術とされています。

自動運転レベル

自動運転レベル	運転操作の主体 (※1)	概要・定義	具体的内容・状況等
レベル5	自動運転システム	完全自動運転 システムが全ての動的運転タスク及び作動継続が困難な場合への応答を無制限に（すなわち、限定領域内ではない）実行	場所、天候、速度等の状況に関わらず、いつでもどこでも運転者が介入することなく自律的に運転できる。交通信号や標識、歩行者、他の車両など、周囲の状況を正確に認識し、適切に対応する。
レベル4		特定条件（※2）下における完全自動運転 システムが全ての動的運転タスク及び作動継続が困難な場合への応答を限定領域において実行	高速道路や特定の都市部などの「限定領域」において、運転者が介入することなく自律的に運転できる。「限定領域」外では、自動運転が出来ない。
レベル3	自動運転システム (システムの作動が困難な場合は運転者)	条件付き（※3）自動運転 システムが全ての動的運転タスクを限定領域において実行作動継続が困難な場合は、システムの介入要求等に運転者が適切に応答	高速道路や特定の都市部などの「限定領域」において、システムの作動継続が困難な場合はシステムの介入要求等に運転者が適切に応答する条件付きで、自律的に運転できる。システムの介入要求がある際には、運転者が適切に応答する必要があり、運転者が必要。
レベル2+	運転者	特定条件下での自動運転機能（高機能化） レベル2に車線変更や合流、分岐、遅いクルマの追い越しなど高度な運転支援機能を追加したもの	車線変更や合流、分岐、遅いクルマの追い越しなどの複雑な運転操作をシステムが自動で行う。一定の条件下でハンズフリー走行が可能。運転者は常に運転状況を監視し、必要に応じて介入する準備が求められる。
レベル2		特定条件下での自動運転機能（レベル1の組み合わせ） システムが縦方向及び横方向両方の車両運動制御のサブタスクを限定領域において実行	レベル1の機能の組み合わせによる運転支援が可能。具体的には、車線を維持しながら、前方車両との距離を保ち追従することが出来る。
レベル1		運転支援 システムが縦方向又は横方向のいずれかの車両運動制御のサブタスクを限定領域において実行	システムが前後・左右のいずれかの車両制御を実施する。 例：自動ブレーキ、自動前車追従機能、自動車線維持機能
レベル0		運転者が全ての動的運転タスクを実行	

(※1) 運転操作の主体:

車両の操縦のために必要な、認知、予測、判断及び操作の行為を行う責任主体を指す。

(※2) 特定条件:

システムが自動運転を行うために必要な特定の環境や状況を指し、場所、天候、速度等が含まれます。「特定条件」として、特定の地理的範囲や道路環境が設定される場合には、これを「限定領域」と呼びます。例えば、高速道路のみ、特定の都市部内でのみ自動運転システムが作動する場合、これらの領域が「限定領域」となります。

(※3) 条件付き:

特定の条件下でシステムが全ての運転タスクを実行することを指し、システムの作動継続が困難な場合には、運転者が適切に対応する必要があるというものです。

出所:国土交通省資料等を基に当社作成

自動運転のレベル0からレベル2まではドライバーによる監視を必要とし、レベル3以上ではシステム主体の監視となり、一部もしくは全部をドライバーの操作を介さずに自動運転を行います。

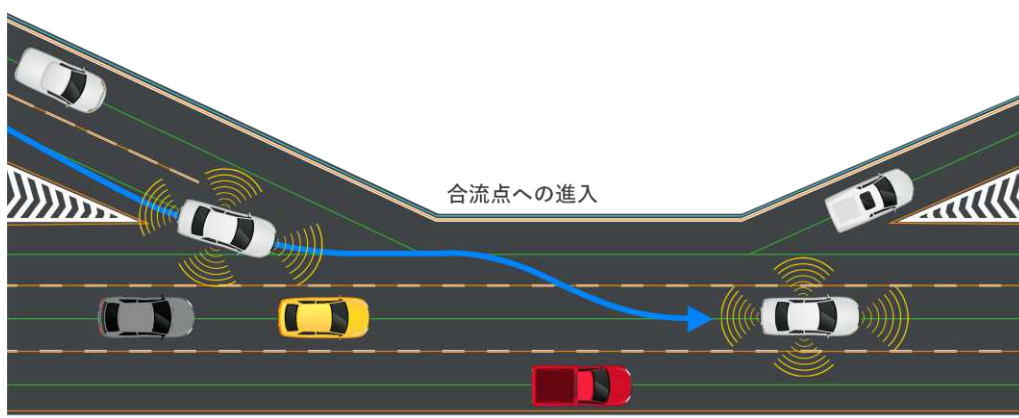
HDマップは、主には自動運転高度レベル2以上に有用な機能であり、当社グループのHDマップは自動運転及び先進運転支援システム双方に適用可能な仕様となっております。

<HDマップの機能>

車両に搭載されたカメラやLiDAR、ミリ波レーダーなどのセンサーが周辺の車両や歩行者、道路上の白線、標識などを認知することで、アクセルやブレーキ、ステアリング（ハンドル）の操作などの制御が可能となり自動運転及び先進運転支援システムが実現されます。しかし、センサー情報のみでは認知性能に限界があるため、HDマップと組み合わせることで、センサーが取得した画像やGPS（注12）情報等を照合しながら正確かつ安全な走行を実現しています。HDマップには、以下の3つの機能があります。

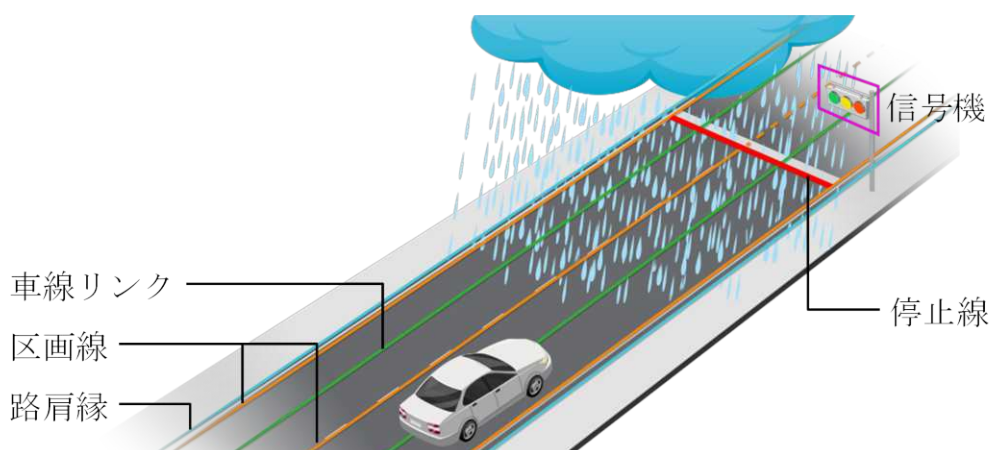
a 先読み情報

複雑な道路形状・急勾配のカーブ等でセンサーでは検知できない先読み情報を提供し、車両制御に活用



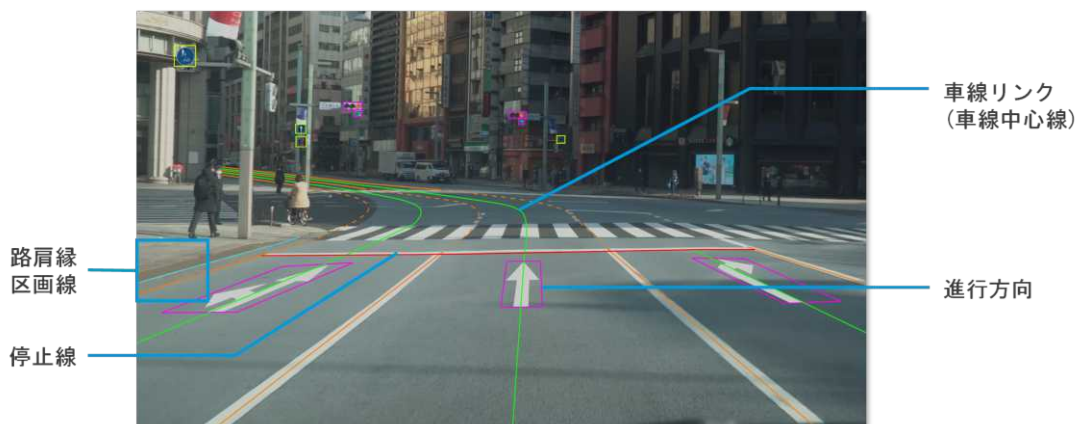
b センサー補完

経年変化による白線かすれや悪天候時での検知機能の低下等、センサー性能の限界を補完



c 高精度自己位置推定（地図照合）

GPSのみでは実現できないレーン単位の位置情報を提供し、自動運転及び先進運転支援システムに有用な自車位置特定を実現



これらのHDマップの機能は、自動運転及び先進運転支援システムにおける、安定したカーブへの進入、信号機情報を把握した停車の判断、安全な交差点の右折、走行車線の選択、走行不可領域の認識、緊急時の安全な位置への自動停車などに有用であり、当社グループが提供するHDマップがより高度かつ安全な自動運転及び先進運転支援システムの実現に寄与できるものと考えております。

当社 HD マップがより高度かつ安全な自動運転の実現に寄与

#01. カーブへの進入	#02. 停車の判断	#03. 交差点の右折	#04. 走行車線の選択	#05. 走行不可領域の認識	#06. 緊急時の自動停車
進路を先読みし安定してカーブへ進入可能	信号機情報を正しく把握して停車を判断	必要な情報を判断して安全に右折が可能	急な道路変化にもあらかじめ対応可能	走行不可領域を常に把握交通事故防止へ	緊急時にも安全な位置へ自動停車

また、自動運転及び先進運転支援システム以外の自動車向けHDマップの活用領域としては、今後市場の拡大が見込まれるV2X（Vehicle-to-Everything＝車両とあらゆるモノを通信技術で接続し連携させること）への展開や半導体メーカー等における自動運転システム開発への適用可能性があると考えております。V2Xに関しては、2024年米国運輸省は道路上の安全性や効率性を高めるため、「V2X展開加速計画」（V2Xを促進するため、アリゾナ州、テキサス州、ユタ州の3州で、約6,000万ドルの助成金を交付。米国内の全高速道路にV2Xを適用し、2036年までに自動車メーカー6社の新車にV2X技術を搭載することを目指す計画）を発表し、関連して、米国の自動車技術会（SAE、Society of Automotive Engineers）は、「V2Xシステムのための高精度ポジショニング標準」を制定し、V2Xのアプリケーションでは、車線レベルまたはそれ以上の精度のマップが必要と定義されています。2024年10月、当社は本計画の一部として、ユタ州運輸省よりHDマップ提供を受注しております。

さらに半導体メーカー等における自動運転システム開発では、各種センサー情報と共に高精度地図データを統合処理可能なソフトウェア環境を構築しており、HDマップは自己位置を特定する為の重要な要素として活用されています。また自動運転システムのAI/機械学習においても、詳細な道路情報を有するHDマップの活用余地は大きいと考えており、自動運転システムによる自動車制御能力向上に繋がると考えております。当社では、より安全な自動運転及び先進運転支援システムを実現する上で、その開発及び運用においても、正確な位置情報の特定に有用なHDマップの利用が重要になっていると考えております。

以上のように、当社グループが提供するHDマップは、量産車への搭載に加えて、海外大手地図メーカー、大手半導体メーカー、大手車載システムメーカー等の法人に対して固定価格でのHDマップの使用許諾を行うことによる利用拡大が見込め、これらの法人向けライセンスによるHDマップのライセンス売上のさらなる拡大に取り組んでおります。

当社グループのHDマップが採用されている販売車種及び販売予定が公表されている主な車種は、次のとおりです。なお、下表の他に、顧客との守秘義務契約に基づき現時点で公表していない社名・車種が複数存在し、合計で35車種に当社グループのHDマップが搭載されております。

(2025年1月末時点)

社名	販売車種
トヨタ自動車株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・レクサス LS 2021年 ・MIRAI 2021年
日産自動車株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・スカイライン 2019/2020年 ・アリア 2022年 ・セレナ 2023年 ・Nissan Rogue 2025年 ・Nissan Armada 2025年 ・Infiniti QX80 2025年
本田技研工業株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・レジェンド・ハイブリッドEX 2020年 ・Acura ZDX 2024年
General Motors Company	<p><u>Cadillac</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・CT6 AWD 2018年 ・Escalade 2021年 ・CT5 2021年 ・CT4 2021年 ・XT6 2022年 ・Lyriq 2023年 ・Optiq 2025年 <p><u>GMC</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・HUMMER EV 2022年 ・HUMMER EV SUV 2024年 ・Yukon Denali 2022年 ・Yukon Denali XL 2022年 ・Sierra Crew Cab 2022年 ・Sierra Crew Cab EV 2022年 ・Acadia 2024年 <p><u>Chevrolet</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・BOLT EUV 2022年 ・Tahoe 2022年 ・Suburban 2022年 ・Silverado Crew Cab 2022年 ・Silverado Crew Cab EV 2022年 ・Blazer EV 2024年 ・Traverse 2024年 ・Equinox EV 2024年 <p><u>Buick</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・Enclave 2025年

(2) 3Dデータビジネス

(高精度3次元データの多用途展開)

高精度位置情報の提供を通じて、あらゆる産業における共通基盤を目指す中長期ビジョンの実現に向けて、高精度3次元データ（HDマップ及び高精度3次元点群データ）の活用による、自動運転及び先進運転支援システム用途以外でのソリューション提供を行っております。

高精度3次元点群データは、最先端かつ高度な「計測技術」を用いたMMSにより、日本・北米・欧州・韓国・中東で計測しており、その膨大な計測データを繋ぎ合わせた形でデータを提供しています。また、新規延伸や道路状況の変更にも対応できるよう、データメンテナンスを行い鮮度の保持に取り組んでいます。

当社グループが提供する高精度3次元データは、道路交通上の課題解決をはじめ多彩な用途に使用でき、様々な側面で省人化や効率化の実現、安心・安全な環境づくりに貢献できると考えています。具体的には、自動車、航空機、船舶、自律移動ロボット等の移動体の自己位置推定や周辺環境認識に有用であり、これらの制御への活用（自動走行・自動運行など）を通じて、今後進展が期待される産業のデジタル化・効率化に大きく貢献するものと考えております。

これらの産業のデジタル化・効率化に際しては、交通渋滞情報、事故情報、天候の変化、人流、荷物情報などの動的情報の統合と活用が重要であり、静的な位置情報である高精度3次元データは、これらの動的情報を紐づける為のデータ基盤となり得るものです。これら静的な情報と動的な情報を統合したものは、ダイナミックマップと呼ばれ、今後、業界のデジタル化・効率化を支える共通基盤（プラットフォーム）の役割を果たすことが出来ると考えております。当社グループは高精度3次元データを生成・提供するなかで培った技術や知見、保有するデータアセットを活用して、自動運転及び先進運転支援システム用途以外でのソリューション提供にも取り組んでおり、具体的なデータライセンスのプロダクトとして、高精度3次元点群データを見える化するViewer機能、HDマップの生成技術を応用したGuidance機能について、それぞれ商品化し有償で提供しております。

また、高精度3次元データの更なる多用途展開に向けた取り組みとして、政府プロジェクトの受注を通じた社会課題解決に向けた研究開発に取り組んでいる他、自治体・企業等とのプロジェクト・実証実験に取り組んでおります。これらの政府・自治体・企業等との取り組みは、受注業務を通じて当社グループが保有するデータ及び高精度3次元データ関連技術、各種知見を提供することにより、社会課題解決に向けた取り組みに貢献する他、当社グループにとっては自己投資を抑制しながら新たなライセンス商品の開発に取り組むことが出来る重要な研究開発・商品開発の機会となっています。後述の除雪支援システムは、自治体と共同で取り組んだ実証実験を経て、商品開発・ライセンス商品化されたもので、政府・自治体・企業等との取り組みを通じて、当社グループが保有するデータ及び高精度3次元データ関連技術を活用する3Dデータビジネスの拡大に資するライセンス商品化を実現した事例です。現時点では、政府・自治体・企業等からの受注業務に係るプロジェクト型売上が、3Dデータビジネスの売上の中心となっております。売上カテゴリー別の収益モデルについては、後述の（売上カテゴリー別のビジネスの概要及び収益モデル）をご参照ください。

① 3Dデータビジネス - Viewer

当社グループが取得した高精度3次元点群データを確認・分析可能なWebサービス「3Dmapspocket®」を商品化、有償（契約ユーザー数及びデータ閲覧の実績に応じた従量課金）で提供しております。高精度な3次元点群データをどこからでもWebブラウザで閲覧可能で、現地へ行かずに、cm級の計測、角度計算を行うことができます。このアプリケーションを活用した事業の1つとして事故調査が挙げられます。「3Dmapspocket®」を損害保険会社に有償で提供することで、高精度3次元データを用いたデジタル道路空間上において、交通事故査定における事故発現場の調査を行うことを可能にしております。これにより、現地作業負荷の低減が可能となり、現地作業員の削減効果が期待されております。また、事故調査の他、インフラ管理にも利用されており、自律移動モビリティ（注13）やMaaS（Mobility as a Service）（注14）シミュレーションへの利用に向けた事業開発に取り組んでおります。

Viewer 高精度3次元データを見える化 [3Dmapspocket®]

- ✓ 当社が取得した全国の高速度路/自動車専用道路と主要幹線道路の**正確な3次元データ**をどこからでもWebブラウザで閲覧可能
- ✓ 現場へ行かずとも**cm級の計測、角度計算**を実現

- 1 事故調査**
道路状況が再現されたデータを可視化・計測
- 2 インフラ管理**
高さを含む正確な寸法計測や形状確認が可能
- 3 自律移動モビリティ**
ルート設計等の運行コストの最適化に貢献可能
- 4 MaaSシミュレーション**
交通シミュレーション構築における時間・コストの最適化を実現可能

注：
「自律移動モビリティ」、「MaaSシミュレーション」については事業開発段階

使用イメージ



② 3Dデータビジネス - Guidance

当社グループが有する高精度3次元データをタブレットに搭載し、測位端末と組み合わせることで、高精度なガイダンス機能を提供しています。具体的なプロダクトとして、雪で覆われた障害物を3Dで可視化し除雪車両の運行をガイダンスすることで除雪作業を支援する「除雪支援システム」を降雪地域の自治体・民間企業に提供しております。ガードレールやマンホールの位置など雪に覆われて見えない部分の地物の把握は、これまで熟練者の長年の経験に依存して作業がなされてきましたが、当該支援システムにより経験の少ない作業員でも容易に道路構造を把握出来る為、効率的かつ安全に除雪作業を行うことが可能になります。ガイダンス機能は、除雪支援のほか、空港・港湾における輸送車両の運航ガイダンスや、高精度3次元データが有する勾配情報を活かした燃費の良いルートの探索、トラックドライバーへの燃費の良い運転方法のガイダンス、といった実証実験に活用されています。

Guidance 高精度3次元データ+測位端末で 車両運行をガイダンス

- ✓ HDマップ+タブレット+測位端末によって**高精度Guidance**機能を提供
- ✓ デジタル化の遅れている業界向けに**3Dデータを用いたDXを推進**

- 1 除雪支援システム**
雪に覆われた障害物を3Dで可視化し、除雪作業を支援
- 2 空港・港湾**
航空機の離発着に応じた輸送車両への運航ガイダンス
- 3 脱炭素**
勾配情報を活かしてトラックドライバーへ低燃費をガイダンス
- 4 エンターテインメント**
モビリティ内におけるHDマップによる高精度なMR（複合現実）

注：
「脱炭素」、「エンターテインメント」については事業開発段階

使用イメージ



③ 3Dデータビジネスの拡大に向けた取り組み

高精度3次元データの更なる多用途展開を通じた3Dデータビジネスの拡大に向けた、国内の政府・各自治体・企業等との具体的な取り組みは以下のとおりです。

a 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）によるグリーンイノベーション基金事業

総額2兆円の予算の元、20プロジェクトが推進されており、当社は産業構造転換分野に分類されるプロジェクトの一つである“スマートモビリティ社会の構築”に採択されました。当該プロジェクトにおいて、地物の高さや道路のレーン情報、EV充電器の位置情報等を含む当社のHDマップを、物流・人流事業者の全体最適を達成するためのシミュレーションモデルの構築及びCO2排出量の評価基盤として使用し役立てることを想定して推進しております。このプロジェクトへの参画により、シミュレーションデータを日本全国に配信するという当社グループの目標をさらに前進させることができると考えております。

b デジタルライフライン全国総合整備計画

デジタルライフライン全国総合整備計画は、社会課題解決や産業発展のデジタルによる恩恵を全国津々浦々に行きわたらせるため、約10カ年の計画として日本国政府により策定されつつあるものです。そこでは官民で集中的に大規模な投資を行い、自動運転やAIによるイノベーションを線・面で社会実装することで働き手の賃金の向上を実現するとともに、人手不足や災害激甚化といった社会課題の解決を図ることが意図されています。そうした取り組みの中で、当社は3次元空間情報基盤に係わる開発、ダイナミックマップの基盤となるデータ連携システム（車両情報連携システム等）の開発を担当しております。

そうした役割・取り組みの一つとして空間IDがあります。空間IDは、3次元空間を網のように並んだ格子状に分割し位置情報を付与することで3次元空間の位置を特定するもので、日本国土の空間に位置情報を持たせ、動的情報の検索を可能にすること等が期待されております。3次元情報と現実世界の異なる情報をリンクさせる、一般ユーザーが使用可能なデジタルインフラとして日本政府が開発を推進する中、当社は、本空間ID、及び3次元空間情報基盤に関するアーキテクチャや同基盤の仕様を前提として、3次元空間情報及び実証用基盤システムの仕様検討や整備手法の開発等に関する調査を受託して進めております。この空間IDはドローン（注15）の航路として用いられ、素性の異なるデータ同士を紐付けることでより安全な運行を可能にする等、将来における自律移動モビリティの社会実装に大きな役割を果たすことが期待されております。また、当社は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）公募「産業DXのためのデジタルインフラ整備事業／デジタルライフラインの先行実装に資する基盤に関する研究開発」における「自動運転支援道」事業の実施予定先として採択されております。同事業において、当社は、自動運転運航に係るデータ連携システム（「自動運転支援道」の整備事業に関わる事業者全体と連携し、自動運転運行に必要な各種データの処理・接続ができるようにするためのデータ流通システム、既存の交通情報提供者や路側インフラ、車両等から提供される各種情報と当社もしくは当社グループが有する高精度3次元データを統合した情報を配信し、自動運転車両の安全走行を支援するシステム（車両情報連携システム）の開発に取り組んでいます。

多用途展開に向けた取り組み 社会課題解決に向けた研究開発・プロジェクト・実証実験

▶ デジタルライフライン：自動運転サービス支援道

自動運転運行に係るデータ連携システムの開発に取り組んでいます。ダイナミックマップの実装を通じて自動運転バスの運行、物流トラックの定時運行等を支援し、地域交通危機や物流2024年問題の解決に寄与します。

▶ デジタルツイン⁽¹⁾構築に関する調査研究

3次元空間を複数のボックスで仮想的に切り分け、一意に位置を特定できるようにする規格「空間ID」を整備しています。空間IDにこれまで様々な形で表されていた情報を一元的に紐付け、ロボットやシステムが利用しやすい形にすることでデジタルツイン基盤として活用できます。

現実世界を3次元データ化



3次元データを箱状に切り分け



注：

(1) 現実世界から集めたデータを基にデジタルな仮想空間上に双子（ツイン）を構築し、様々なシミュレーションを行う技術

c 公共エリア向けダイナミックマップの開発

乗用車向けに開発・生産中のHDマップを、MaaS (Mobility as a Service) シヤトル (注16)・ドローンなどあらゆる自律移動モビリティに展開し、高齢化社会における作業効率化や自動化の実現に必要なデジタルインフラデータの整備に向けた取り組みを進めております。具体的な取り組み例としては、「研究開発とSociety 5.0との橋渡しプログラム (Bridge)」における「公共エリア向けダイナミックマップの開発」事業を受託し、空港や港湾などをはじめとする公共エリアにおいて様々な自動運転車両が安全かつ効率的に運行する為に必要となる高精度3次元地図およびダイナミックマップの開発に取り組んでおります。

(売上カテゴリー別のビジネスの概要及び収益モデル)

当社グループの売上高については、収益モデルの違いから、プロジェクト型とライセンス型に大別できます。

プロジェクト型売上には、主にHDマップデータ整備等による事業基盤の構築や官公庁向けプロジェクトを通じた研究開発投資見合いの性質があり、オートモーティブビジネスにおけるHDマップ新規整備に係る開発プロジェクト及び固定価格で受注するHDマップ更新整備に係るメンテナンスフィー、3Dデータビジネスにおける官公庁からの開発プロジェクトが含まれます。これらプロジェクト型売上は主に原価に一定のマージンを上乗せすることにより決まり、コストは受注業務履行に掛かる費用が主で売上規模に比例する変動費が中心です。

ライセンス型売上には、主に整備済みのデータやシステムをベースに、車載用や多用途向けに商品を提供するものが含まれます。オートモーティブビジネスにおける量販車へのHDマップ搭載に際し、販売台数に応じて受領するライセンスフィー及びメンテナンスフィー、法人向けHDマップライセンス等 (整備済み地図データ提供によるライセンスフィー、HDマップの利用対価として自動車メーカーより收受する開発利用料等) が含まれます。また、3DデータビジネスにおけるViewerやGuidance商品を通じたライセンスフィー、法人向けデータライセンス (整備済み地図データ提供によるライセンスフィー等) が含まれます。これらライセンス型売上は主に単価に販売量 (距離、台数、アカウント数、データ閲覧数など) を掛けることにより決まり、コストは整備済みのデータ更新費用、システム運用費用が主で売上規模に比例しない固定費が中心です。

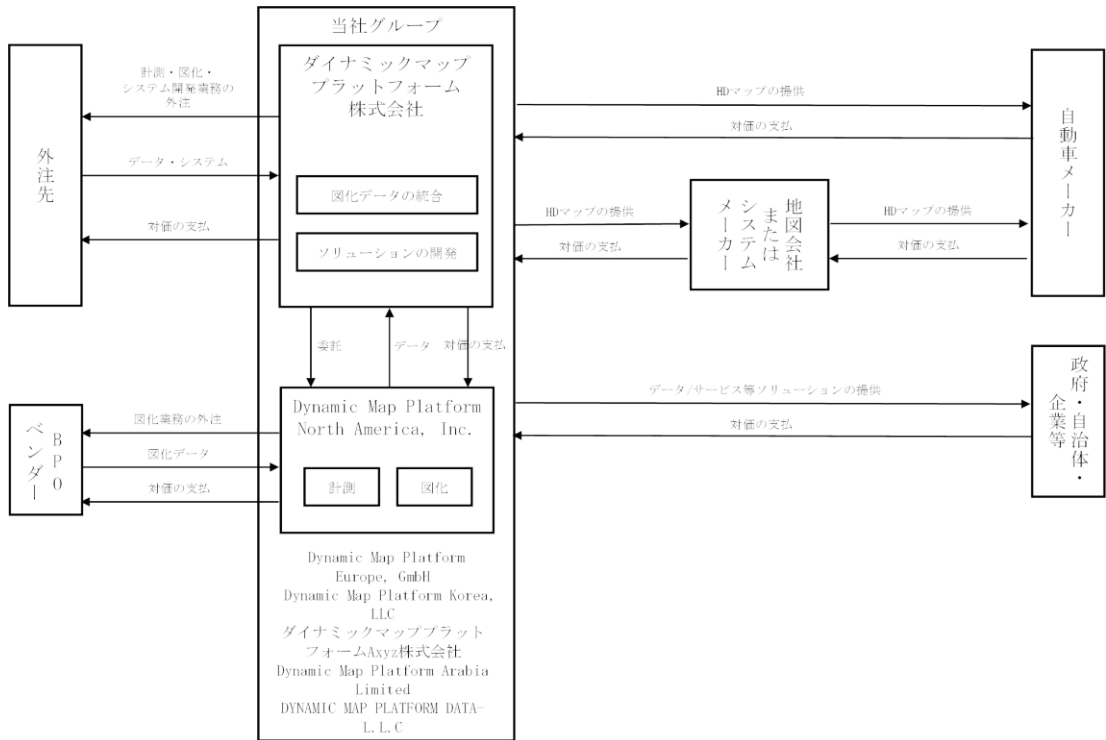
売上カテゴリー		ビジネス・取引の内容	顧客	収益モデル (価格決定方法、 およびコスト構造)	現在の 売上規模 (主たる販売 地域)	成長フェーズ (現在→長期)
ライセンス型	3D データ ビジネス	データ ライセンス Guidance商品（除雪支援システム等）提供 Viewer商品（3Dmapspocket等）提供 インフラ管理用途等へのHDマップ使用 許諾	自治体、道路会社 損害保険会社 システム開発会社 等	単価×距離・台数 単価×アカウント数・ データ閲覧数 データ更新費用 システム運用費用	小規模 (国内)	事業化段階 → 高収益・高成長
	オート モーティブ ビジネス	量産 ライセンス HDマップ搭載車両の販売に応じた売上 (ライセンスフィー) HDマップ搭載車両の利用期間に応じた 売上 (メンテナンスフィー)	自動車メーカー 地図メーカー 車載システムメー カー	単価×販売台数 HDマップデータ更新 費用	中規模 (国内・海 外)	成長段階 → 高収益・高成長
		法人 ライセンス 開発用にHDマップデータ使用許諾	自動車メーカー 地図メーカー 半導体メーカー 車載システムメー カー	単価×距離 (交渉による) HDマップデータ更新 費用	中規模 (国内・海 外)	成長段階 → 高収益・高成長
プロジェクト型	3D データ ビジネス	政府 プロジェクト 等 政府研究開発プロジェクト 政府・自治体・企業等のプロジェクト	政府 自治体 企業	原価＋マージン 業務履行に掛かる費用	主たる売上 (国内)	安定収益確保 → 事業基盤構築・整 備の為、一定規模 を継続的に取組
	オート モーティブ ビジネス	HDマップ 整備 HDマップ整備・提供	自動車メーカー	原価＋マージン (交渉による) 計測・図化費用	主たる売上 (海外)	安定収益確保 → 事業基盤構築・整 備の為、一定規模 を継続的に取組

- (注) 1. 成長フェーズに記載の長期の姿は、現時点での想定であり、その達成を保証するものではありません。
2. 売上カテゴリー プロジェクト型 オートモーティブビジネス HDマップ整備で整備されるHDマップデータの
所有権は当社グループに帰属します。

(事業系統図)

当社グループの事業系統図は、次のとおりです。

主たるプロダクトとなるHDマップの整備については、国内においては外注先から受領した図化データに対して当社にて統合作業を行った上で顧客に提供しています。Dynamic Map Platform North America, Inc. に委託するケースにおいては、図化、統合も含め最終的なHDマップとするまでの作業をDynamic Map Platform North America, Inc. で実施しています。



注：BPOベンダー（注17）

用語解説

用語	内容
(注1) 自動運転(AD、「Autonomous Driving」)	自動化された運転システムが運転環境をモニタリングする、2.沿革(注2)自動運転レベルに記載した自動運転レベル3以上の自動運転を指しております。
(注2) 先進運転支援システム (ADAS「Advanced driver-assistance system」)	ドライバー自らが運転環境をモニタリングする、2.沿革(注2)自動運転レベルに記載した自動運転レベル1、2の自動運転を指しております。
(注3) 3次元点群データ	3次元測量によって得られた3次元座標を持った点データの集合を指しております。
(注4) Multi-GNSS	Multi-Global Navigation Satellite Systemの略で、複数衛星測位システムを指しております。
(注5) 歪除去	計測システム(モバイル・マッピング・システム)で走行計測中に、衛星測位の状態が変化などにより取得した点群データの位置が不正確となる場合があり、これを補正する作業となります。
(注6) データ間接合	複数箇所から計測した点群データの相対的な位置関係を決定する作業となります。
(注7) 地物	道路、境界線等、地図上に表示されるものを指しております。
(注8) モバイル・マッピング・システム	GPS、カメラ、レーザスキャナなどを搭載した車両を指し、高精度での計測が可能な特徴を有しております。
(注9) 高性能IMU	IMUとはInertial Measurement Unit(慣性計測装置)の略で、3次元の慣性運動(直行3軸方向の並進運動及び回転運動)を検出する装置です。自動運転に必要なとされるデータの計測には高性能なタイプが必要となります。
(注10) 高密度レーザスキャナ(LiDAR)	LiDARとはLight Detection And Rangingの略で、レーザ光を照射して、その反射光の情報をもとに対象物までの距離や対象物の形などを計測するセンサーとなります。
(注11) SAE	Society of Automotive Engineersの略称で、モビリティ専門家を会員とする米国の非営利団体を指しております。
(注12) GPS	Global Positioning Systemの略称で、全地球測位システムを指しております。
(注13) 自律移動モビリティ	周囲の環境を認識し、自律的に移動するロボットのことを指しております。事前に設定された地図データやセンサーを使用して、自分の位置を把握しながら目的地まで移動します。
(注14) MaaS	Mobility as a Serviceの略称で、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスを指しております。
(注15) ドローン	無人で遠隔操作または自動操縦で飛行できる機体一般を指しております。
(注16) MaaSチャトル	利用者の予約に応じて運行ルートやスケジュールを柔軟に調整することで効率的な移動を提供するオンデマンド型交通サービスを指しております。
(注17) BPOベンダー	BPOとはBusiness Process Outsourcingの略称で業務プロセスの一部を外部の専門業者に委託することを指しております。BPOベンダーとはその業務の委託先を指しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) Dynamic Map Platform North America, Inc. (注) 1, 3	米国 ミシガン州リポニア	1,850.68米ドル	北米その他における自動走行用高精度3次元道路地図の開発、販売	100.0	役員の兼任1名 ソフトウェアの開発、 出典データの図化、 債務の保証
Dynamic Map Platform Europe, GmbH	ドイツ フランクフルト	25,000ユーロ	当社グループ欧州事業の統括	100.0	役員の兼任1名
Dynamic Map Platform Korea, LLC (注) 4	韓国 ソウル	5百万韓国ウォン	韓国における自動走行用高精度3次元道路地図の開発	100.0 (100.0)	Dynamic Map Platform North America, Inc.の100 %子会社
ダイナミックマッププラットフォームAxyz株式会社	東京都渋谷区	75,000千円	位置情報を活用したデータ、アプリ、ファイナンス、決済のパッケージ商品の企画・販売	95.1	役員の兼任2名
Dynamic Map Platform Arabia Limited (注) 4	サウジアラビア リヤド	50,000サウジアラビア・リヤル	中東地域における自動走行用高精度3次元道路地図の開発	100.0 (100.0)	Dynamic Map Platform North America, Inc.の100 %子会社
DYNAMIC MAP PLATFORM DATA-L. L. C (注) 4	アラブ首長国連邦 アブダビ	150,000UAEディルハム	アラブ首長国連邦における自動走行用高精度3次元道路地図の開発	99.0 (99.0)	Dynamic Map Platform North America, Inc.の子会社

(注) 1. 特定子会社であります。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. Dynamic Map Platform North America, Inc. については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、当該連結子会社が属する海外セグメントの売上高に占める当該連結子会社の売上高（セグメント間の内部売上高又は振替高を含む）の割合が100分の90を超えているため、当該連結子会社の主要な損益情報等の記載を省略しています。

4. 「議決権の所有（又は被所有）割合」欄の（内書）は間接所有です。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年1月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
国内	74 [－]
海外	151 [－]
合計	225 [－]

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマーを含む。)は、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
3. 最近日までの1年間において従業員数合計が33名減少しておりますが、主としてDynamic Map Platform North America, Inc.において北米自動車市場の事業環境変化への対応として人員体制の適正化を行ったことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

2025年1月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
72 [－]	42.5	2.4	9,178

セグメントの名称	従業員数(名)
国内	72 [－]
合計	72 [－]

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2. 臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマーを含む。)は、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の格差

当社及び当社グループ企業は、いずれも「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「デジタル社会のインフラとして高精度位置情報基盤をグローバルに構築し、自動運転をはじめとする新しい未来を拓く」をパーパスとして掲げ、自動車関連及びスマートシティ（注）等、様々な用途に向けた高精度3次元データの構築・提供を行っております。

（注）都市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区

(2) 経営環境

国土交通省「令和6年版交通安全白書」によると、我が国においては、交通事故発生件数は2004年を境に減少しているものの、2023年における交通事故死者数は2,678人となっております。また、世界全体では2021年における交通事故死者数が約119万人（World Health Organization「Global Status Report on Road Safety 2023」、2023年12月発行）になるなど、引き続き交通事故死者数の減少に向けた取り組みが必要な状況が続いております。こうした中、交通事故の発生減少に大きく貢献する可能性のある手段として自動運転技術の開発が推進されてきました。

また、我が国の地域社会においては、人口減少を背景とした利用者減等により公共交通手段の維持に課題が生じており、地域社会における移動手段の再構築が喫緊の課題となっております。

当社グループでは、こうした環境において、HDマップの整備・提供を通じて、自動運転や先進運転支援システムへの搭載は勿論、地域社会課題解決のためのMaaS展開へと広がると想定しています。さらには、防災・減災システム、インフラ維持管理システム等、自動走行以外での用途を拡大し、多様化するニーズに応えることによって安心・安全で快適な社会の実現に貢献する所存です。

<市場規模・市場動向>

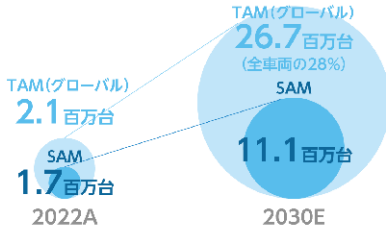
IHS Markitの予測によると、2030年には全世界で新規に販売される車両の約28%にレベル2+以上の自動運転及び先進運転支援システムが搭載される見通しです（「IHS Markit “Autonomous Vehicle Sales Forecast 2023”」を基に当社作成）。また、Markets and Marketsの試算によると、2023年における自動車分野を除くデジタルマップ市場規模はグローバルで3.4兆円とされております（「Markets and Markets “Digital Map Market Global Forecast to 2029”」を基に当社作成）。Markets and Marketsでは、デジタルマップを「衛星画像や航空写真、GIS（注1）、クラウドソーシングデータ（注2）等のさまざまなデータソースとテクノロジーを活用して、道路やランドマーク、地形、交通ネットワーク、PoI（注3）等の空間情報を提供するもの」としており、当社のHDマップをはじめとした高精度3次元データを活用した事業をカバーしております。本資料では、当社の2つの事業領域（オートモーティブビジネスと3Dデータビジネス）についてマーケット情報を示しておりますが、図表の左側ではオートモーティブについて示しており、右側では3Dデータビジネスについてのみを示すことを目的としております。このためTAM（Total Addressable Market：獲得出来る可能性のある最大の市場規模）は、オートモーティブ向けのデジタルマップ市場を除外しております。

一方、SAM（Serviceable Available Market：実際にアプローチ出来る市場規模）については、当社事業とより近接した事業領域にあるものを抽出するため、地域と用途を絞り込んでいます。地域につきましては、現在の当社グループのデータカバレッジ地域と重なる北米・アジア・パシフィック市場としています。用途につきましては、インフラ、輸送、政府・防衛の3つの分野に限定しています。それぞれの代表的な内容としては、インフラ分野はインフラメンテナンス、輸送分野は各種情報に基づいたルート計画や交通計画・モデリング、政府・防衛分野は空間情報の提供による戦略的な計画や意思決定の支援が挙げられており、現在当社が3Dデータビジネスで取り組んでいる事業と重なるものです。なお、これらの記述は、本書に引用されている外部の情報源から得られた統計その他の情報に基づいており、それらの情報については当社グループは独自の検証を行っておらず、その正確性または完全性を保証することはできません。

自動運転/先進運転支援システム搭載車両台数予測

- レベル2+以上の自動運転/先進運転支援システム搭載車の年間販売台数予測 (百万台)
- Total Available Market (獲得可能な最大市場規模) : 全世界におけるL2+以上自動運転/先進運転支援システムの搭載車の年間販売台数
 - Serviceable Addressable Market (獲得可能市場) : 当社グループがデータカバレッジを有する「北米・欧州・中国」におけるL2+以上自動運転/先進運転支援システムの搭載車の年間販売台数

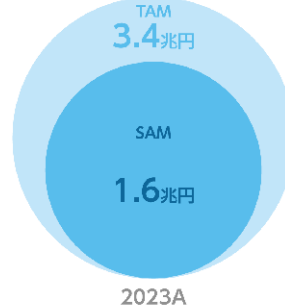
TAM予想年平均成長率：37%
(2022A - 2030E)



出所：IHS Markit "Autonomous Vehicle Sales Forecast 2023" を基に当社作成

デジタルマップ市場規模予測

- Total Available Market (獲得可能な最大市場規模) : 自動区分野を除くグローバル市場
- Serviceable Addressable Market (獲得可能市場) : 当社グループのデータカバレッジ地域と重なる北米・欧州・アジアパシフィックにおいて、当社が事業を展開しているインフラ/輸送/防衛・防衛分野におけるデジタルマップ市場の金額規模



出所：[Markets and Markets "Digital Map Market Global Forecast (to 2029)" を基に当社作成

注：為替レートは150円/ドルで計算

当社グループは、2025年1月末現在、日本・北米・欧州・韓国・中東26か国において150万Km超にもわたるHDマップのデータカバレッジを広範に拡張し、世界で初めてレベル2+以上の自動運転/先進運転支援システムが搭載されたGeneral Motors CompanyのCT6への搭載以降、現在は35車種（販売予定が公表されている車種数を含む）の量産車へのHDマップ搭載を実現している等、オートモーティブビジネス向けのHDマップ市場において高い競争優位性を確保していると考えております。またオートモーティブ以外の3Dデータビジネスは、社会・産業のDX化のニーズの高まりを背景として、全世界で3.4兆円、現在の当社グループのデータカバレッジ地域と重なる北米・アジア・パシフィック市場において、当社が具体的に事業拡大を進めているインフラ、輸送、政府・防衛の3つの分野に限定しても1.6兆円と広大なマーケットが存在しています。当社がオートモーティブビジネスを中心としてこれまでに蓄積してきた高精度3次元データに関する深い知見と豊富なデータカバレッジ、データ精度の高さといった強みを活かして、顧客・協業先との関係性をより一層強固にすることで、広大な市場の獲得を目指してまいります。今後、市場が拡大した後も当社グループの競争優位性を維持・強化すべく、顧客との関係の維持・強化、潜在顧客との取引の実現、高精度3次元データの用途拡大、技術的優位性の一層の強化の可能性の模索等、不断の努力を行ってまいります。

(注1) Geographic Information System (地理情報システム) の略で、地理的位置に基づいた情報を管理・解析し、視覚的に表示する技術。地理的なデータを総合的に扱い、高度な分析や迅速な判断が可能になる

(注2) 一般のユーザーが提供する地理情報を基に作成・更新される地図データのことで、リアルタイムで最新の情報を反映することが可能。具体的には、道路の変更、施設の情報（店舗の開店・閉店等）、渋滞・事故情報等が含まれる

(注3) Point of Interestの略で、地図やナビゲーションシステムで特定の地点を示すために使用される情報。具体的には、レストラン、ガソリンスタンド、観光名所、病院などユーザーが関心を持つ場所を指す

(3) 目標とする客観的な指標等

当社グループは、(1)経営方針に記載のとおり、「デジタル社会のインフラとして高精度位置情報基盤をグローバルに構築し、自動運転をはじめとする新しい未来を拓く」をパーパスとして掲げており、その実現のためには、中長期的な売上収益の成長、収益性の向上、また、事業活動を支えるキャッシュ・フローの創出が重要と考えております。当社グループは、成長性、収益性及びキャッシュ・フローの状況を把握するために、売上高、ライセンス型売上高、調整後EBITDAを重要な経営指標と位置付けております。

① 売上収益の中長期的な成長

当社グループでは、将来の黒字化に向け、売上収益の中長期的な成長を重視しております。2019年3月期から2024年3月期までの当社グループ全体での売上高年平均成長率は50%を実現しております。当社グループは、今後

中期的にも同様の高成長性を維持することを目指して取り組んでまいります。そのためには自動車メーカーを中心とした顧客からの継続的な受注が重要と考えております。

売上高（連結）の推移

（単位：百万円）

	2023年3月期	2024年3月期
売上高	3,681	5,567
国内	1,343	1,654
海外	2,338	3,913

② ライセンス型売上の成長

当社グループでは、収益モデルの違いから、売上高をプロジェクト型とライセンス型に大別でき、将来の黒字化、一層の利益成長に向けて、整備済みのデータやシステム等を活用したライセンス型売上の成長が重要な課題と認識しております。

プロジェクト型売上には、主にHDマップデータ整備等による事業基盤の構築や官公庁向けプロジェクトを通じた研究開発投資見合いの性質があり、オートモーティブビジネスにおけるHDマップ新規整備に係る開発プロジェクト及び固定価格でのHDマップ更新整備に係るメンテナンスフィー、3Dデータビジネスにおける官公庁からの開発プロジェクトが含まれます。

ライセンス型売上には、主に整備済みのデータやシステムをベースに、車載用や多用途向けに商品を提供するものが含まれます。オートモーティブビジネスにおける量販車へのHDマップ搭載に際し、販売台数に応じて受領するライセンスフィー（HDマップ搭載車の販売時に売上計上）及びメンテナンスフィー（HDマップ搭載の期間に応じて売上計上）、法人向けHDマップライセンス等（整備済み地図データ提供によるライセンスフィー、HDマップの利用対価として自動車メーカーより收受する開発利用料等）が含まれます。また、3DデータビジネスにおけるViewerやGuidance商品を通じたライセンスフィー、法人向けデータライセンス（整備済み地図データ提供によるライセンスフィー等）が含まれます。ライセンス型売上に係る売上原価は固定的なものが中心であり、限界利益率が高い性質を有しているため、今後、より高い粗利率が期待できるライセンス型売上の比率を高め、当社グループ全体の粗利率の向上を目指します。

売上カテゴリ別のビジネスの概要及び収益モデルについては、「第1 企業の概況 3 事業の内容（売上カテゴリ別のビジネスの概要及び収益モデル）」をご参照下さい。

プロジェクト型		事業基盤構築
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一定の粗利率を前提に案件を選別して受注 ✓ R&Dとしての役割、自己投資を減らしながら事業基盤を構築 ✓ 売上原価は主にプロジェクト受注に伴う変動費 		
オートモーティブ ビジネス	3Dデータビジネス	
HDマップカバレッジ拡大 及び更新	官公庁主導の 研究開発案件多数	
主要顧客： 自動車メーカー	主要顧客： 官公庁	

ライセンス型		高い収益性を狙う
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 整備済みのアセット（データ・システム）を活用 ✓ 単価×数量で算定される量産ライセンス売上と法人データライセンス売上で構成 ✓ 売上原価は固定的であり、限界利益率が高い 		
オートモーティブ ビジネス	3Dデータビジネス	
量産車へのHDマップ提供、 法人データライセンス	多用途展開可能な プラットフォーム構築、 法人データライセンス	
主要顧客： 自動車メーカー	主要顧客： 民間企業、自治体	

売上高（プロジェクト型、ライセンス型）の推移

（単位：百万円）

	2023年3月期	2024年3月期
売上高	3,681	5,567
プロジェクト型	3,026	4,572
ライセンス型	654	994

③ 調整後EBITDAの向上

当社グループは、持続的な成長と高い収益性の実現を目指す観点から、また事業活動を支えるキャッシュ・フローの状況を把握するため、調整後EBITDA（注）を重要な経営指標と位置付けております。

調整後EBITDAの推移

（単位：百万円）

	2023年3月期	2024年3月期
調整後EBITDA	△3,597	△2,203

（注）調整後EBITDA

EBITDA（営業利益＋減価償却費）に営業外収益に計上される政府補助金を加えたものです。

（4）当社グループの強み

① 厳しい精度要求に応え得る高水準の正確性を有する技術力

自動運転や先進運転支援システムへ搭載されるHDマップにおいては、走行ルートから逸脱しないよう、自己位置推定機能において従来のナビゲーション地図（メートル級の精度）より厳しい精度水準が求められております。

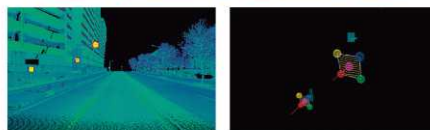
当社グループは、高精度3次元データの測定技術にRTK（Real Time Kinematic）（注1）を採用するとともに、衛星測位、計測、図化、統合の各プロセスにおいて高い技術力を結集することにより、1桁のセンチメートル精度を実現しております。高水準の精度で3次元点群データを取得する測位・計測技術により、自動運転及び先進運転支援システムに用いられるHDマップの提供を可能としており、また、多様な顧客要求に応じたデータ形式・仕様での提供を可能にする図化・統合技術により、大手自動車メーカー各社の優位性ある自動運転及び先進運転支援システムの提供に寄与しております。

また、高精度3次元データは社会DXサービスの提供に必要な高精度の位置情報データ基盤としてデジタル社会のインフラとしての役割を担います。国内外の大手自動車メーカー各社による採用実績から、当社グループの有する技術は社会DXサービスを実現する様々な用途展開を可能にする汎用性を有していると考えております。

▶ 高精度3次元データを生成する技術力

- ✓ 業界最高水準の精度で3次元データを生成する「測位・計測」技術
- ✓ 自動運転/先進運転支援システム開発や測量士等の多様な経験や資格を有する技術陣。グローバルベースで**全社員の約7割が技術者**
- ✓ **機械学習を活用**した各種ツールの自主開発による**コスト低減、継続的な品質向上**
- ✓ 大手自動車メーカーをはじめとする**各顧客要求に応じた仕様を策定するコンサルティング力**

自主的開発ツール例：標識自動抽出ツール



高精度3次元点群データから自動的に標識データを抽出するソフトウェア。機械学習を活用しながらデータの品質向上・取得コスト低減を実現しています。

（注1）「相対測位」と呼ばれる測定方法のひとつ。固定局と移動局の2つの受信機で4つ以上の衛星から信号を受信する技術で、2つの受信機の間で情報をやりとりしてズレを補正することで、単独測位よりも精度の高い位置情報を得ることが可能

② 国内外を網羅する広域なカバレッジ範囲

当社グループは設立以来、自動運転の本格到来を前に必要となるデータを構築すべく、国内外においてHDマップのカバレッジ範囲を急速に拡大させてまいりました。2025年1月末時点において、日本国内において高速道路・自動車専用道路：33,000km、北米において高速道路・幹線道路：1,200,000km、欧州において高速道路・幹線道路：255,000km、韓国において高速道路：20,000km、自動車メーカーの求めるカバレッジ範囲のHDマップの整備を完了させており、顧客ニーズを充足しています。また2025年度中には、北米における更なるカバレッジの拡充・中東への展開を予定しております。今後の新規データ整備によるカバレッジ範囲の拡大は、顧客と綿密なコミュニケーションを行い、顧客ニーズや事業性を考慮した上で取り組み、競合他社に対する先行優位性をより強固なものとする方針です。

オートモーティブビジネスに加えて、当社グループが各国で保有する広範な高精度3次元データを活用し、3Dデータビジネス（自動運転及び先進運転支援システム用途以外でのソリューション提供）の拡大にも取り組んでまいります。



(注) 2025年1月末現在

③ 今後のパイプラインを生み出す顧客基盤

a 国内外の有力自動車メーカーとの緊密な関係性

日本国内のHDマップの生成は、日系自動車メーカー10社の要求に基づき共通の仕様が定義されています。こうした背景から、当社はHDマップ作成を一元化する目的で、上記日系自動車メーカー10社からの共同出資を受けた上で設立され、HDマップの整備に取り組んでまいりました。

また、連結子会社であるDynamic Map Platform North America, Inc. (旧 Ushr Inc.) も、当社買収前においてGM Venturesを通じて開発資金が提供され、技術者同士が協力するなど、General Motors Companyとの緊密なパートナーシップを構築してきました。General Motors Companyは北米高速道路におけるハンズフリー運転を可能とすべく2014年に開発を開始した同社のSuper Cruise[™]において、2013年にDynamic Map Platform North America, Inc.をパートナーとして選定した結果、Dynamic Map Platform North America, Inc.のHDマップは、Super Cruise[™]の開発とその市場投入に際して、重要な役割を果たしております。

こうした背景から、当社グループは上記に挙げた国内外の有力自動車メーカーとの緊密な関係性を既に有しており、各社への販路を構築できております。また、当該自動車メーカー以外においても、北米・欧州メーカーなど商談を開始している先が複数存在します。

上述のとおり既に販売中の量産車に当社グループのHDマップが複数搭載されていることに加えて、今後の利用を目的とした開発利用契約(注2)を複数社と締結している他、将来販売予定車種への搭載に向けて広範な商談が進んでいる取引先も複数存在し、当社グループのHDマップ搭載台数の一層の拡大を見込んでおります。

(注2) HDマップ開発に係る費用を当社グループ開発のHDマップの利用そのものへの対価として自動車メーカーより收受する契約

b 政府・自治体・企業等との緊密な連携

当社は、内閣府が所管する戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)において、HDマップの開発・作成を一元化する目的で設立され、官民一体となりHDマップの整備に取り組んできた経緯があり、政府・自治体・企業等と緊密に連携し事業を行っております。HDマップを活用した自動運転及び先進運転支援システム以外のソリューション提供、高精度3次元データの多用途展開を進める3Dデータビジネスでは、産業のデジタル化、脱炭素、高齢化社会・過疎化への対応等、各種社会課題解決に資する政府研究開発プロジェクトに継続的に参画している他、社会実装に向けた各種実証実験、商品開発に自治体や企業等と共同で取り組んでいます。これら政府・自治体・企業等の緊密な連携・関係性を活かして、研究開発・商品開発を進め、社会課題の解決を通じて新たな市場を創造し、一層の事業拡大に取り組んでまいります。

以下は、当社グループで契約済の案件、見積り依頼を受領している案件、商談中の案件のパイプラインの状況を示したものです。自動車メーカーは複数年にわたって新車開発を進める関係上、当社グループへの発注も新車販売タイミングより、相当の期間先んじて行われる傾向にあり、段階的な見積り依頼(RFI: Request for Information(「情報提供依頼書」を指し、新しい製品・サービスを導入する前に、ベンダーから当該製品・サービスに関する基本的な情報を収集するための文書です)、RFQ: Request for Quotation(「見積り依頼書」を指し、具体的な製

品・サービスの購入を検討するに、ベンダーから正式な見積りを依頼するための文書です))及び発注書(P0: Purchase Order)の受領は、当社グループの将来収益の実現性を図る上で重要な要素となっております。当社グループでは、自動車メーカーの業界慣行に照らし、顧客との緊密な交渉を経ている等の一定の案件については、必ずしも法的拘束力のある契約書の締結には至ってはいないとしても、オートモーティブビジネス売上高に係る目標を議論するに際して将来売上高として考慮しております。3Dデータビジネスにおいては、政府プロジェクトの受注実績やViewerやGuidance商品の契約実績等の指標に着目し、契約書の締結に至ってない案件についても商談の状況を踏まえて、見込み案件毎に売上高を設定し、売上高に係わる目標を議論するに際して考慮しております。ステータスがRFQ、RFI、商談中の案件パイプラインについては、当社グループが受注に至っていないものであり、当社グループが想定する時期及び取引条件通りに受注・契約に至る保証はありません。

(オートモーティブビジネス)
プロジェクト型

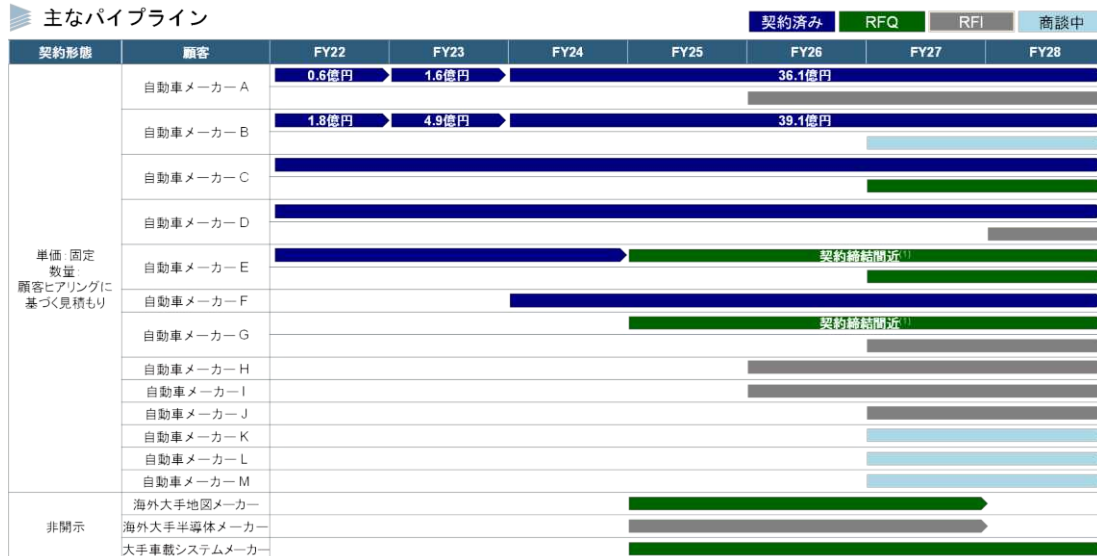
主なパイプライン



- (注) 1. これらのパイプラインはあくまで契約に基づいて想定される収益見込み金額であり、記載の図の通りに推移しない可能性がある。
2. 為替レートはFY22は131.43円/ドル、FY23は140.56円/ドル、FY24以降は150円/ドルで計算

ライセンス型

主なパイプライン



- (注) 1. 当社にて契約締結間近と見込んでいるものの、契約が将来締結される保証はありません。また、仮に契約締結に至る場合でも、現時点で想定しているものと大きく異なる条件での契約締結となったり、将来的に契約が変更または解除される可能性があります。
2. これらのパイプラインはあくまで契約に基づいて想定される収益見込み金額であり、記載の図の通りに推移しない可能性がある。
3. 契約済みかつ金額非開示のものについては、顧客との取り決めにより開示を差し控える。総額はFY24以降における開示金額の合計を記載
4. 為替レートはFY22は131.43円/ドル、FY23は140.56円/ドル、FY24以降は150円/ドルで計算

(3Dデータビジネス)
プロジェクト型

主なパイプライン

			契約済み						
契約形態	顧客	プロジェクト	FY22	FY23	FY24	FY25	FY26	FY27	FY28
合計金額：固定	NEDO	グリーンイノベーション基金	1.2億円	6.8億円	3.3億円				
	デジタル庁	デジタルツイン構築に関する調査研究	6.7億円						
	デジタル庁	モビリティ分野における産業用データ連携基盤の整備に関する実証調査研究		2.7億円					
	NEDO	デジタルライフライン				15.1億円			
	経産省	Bridge公共エリア向けダイナミックマップ		1.0億円	2.1億円				
	経産省	令和5年度「標準加速化支援事業（高精度3次元地図データに関する国際標準化）」		1.3億円					

**国の長期的な計画に基づき
FY25以降も継続的な受注を見込む**
※国家プロジェクトは基本単年契約なので
FY25以降は契約していない

(注) 1. これらのパイプラインはあくまで契約に基づいて想定される収益見込み金額であり、記載の図の通りに推移しない可能性がある。

ライセンス型

主なパイプライン

		契約済み				商談中			
顧客	事業内容	FY22	FY23	FY24	FY25	FY26	FY27	FY28	
地方自治体	除雪								
大手損害保険会社 事故調査会社	事故調査								
大手道路管理会社	インフラ管理								
海外州政府	道路インフラ高度化(V2X)								
海外州政府	インフラ管理								
海外シミュレーター会社	シミュレーター								

(注) 1. これらのパイプラインはあくまで現状の想定であり、記載の図の通りに推移しない可能性がある。

(5) 中長期的な経営戦略

① 搭載拡大に向けた幅広いステークホルダーとの連携

自動運転・先進運転支援システム市場の立ち上がりに合わせて、近年、搭載車種が高級車種から、普及車種に広がり、その搭載台数が拡大しています。既に北米においては普及車種にも広く搭載が進んでおり、他地域においても同様の進展が期待されます。また、生成AIの利用が進むなかで当社データを活用することで自動運転技術の安全性・快適性が向上することが期待されます。当社は、従来の自動車会社との連携に加えてTier 1自動車部品メーカー(注3)・地図会社・半導体メーカー・AI企業等のステークホルダーとの連携を強化することで、自動運転及び先進運転支援システム全体を俯瞰した活動を通じて、自動車会社各社の自動運転社会の実現に向けた取り組みに貢献してまいります。

② 顧客ニーズに基づいたグローバルなデータ提供

国内は、自動車メーカーからの需要に応じて自動車専用道路につながる基幹道路や直轄国道等への展開を図り、当社データの利用機会を段階的に拡大します。また、スマートシティプロジェクトなどへも積極的に参画し、単に整備路線の拡充を図ることに限らず、線と面の両方から整備範囲の拡張を行います。また北米では、主要幹線や都市部の利用率の高い路線・地域から順に整備を開始し、顧客の高いニーズを充足すべくエリアを拡大いたします。既に北米においては1,200,000kmの整備を完了させており現時点での顧客ニーズは充足していますが、自動運転社会の進展に伴った具体的な顧客ニーズを受けてデータ拡大を進めてまいります。

また、欧州、アジア市場においても既に自動車メーカーと当社のHDマップデータの利用に関する契約を締結しております。今後は、当社グループの日本市場・北米市場における既存の取引関係を横展開することで、当社HDマップデータのより広範な搭載を訴求し、さらなる拡大を図ってまいります。加えて、当社グループが高精度3次元データを保有する各国において、保有データを活用した3Dデータビジネスの事業化・拡大にも取り組んでまいります。

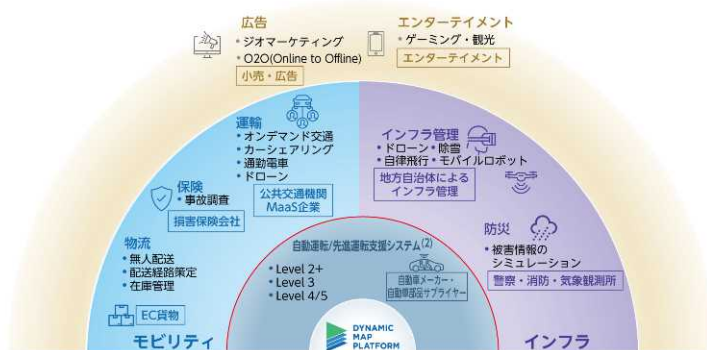
③ デジタル社会における共通インフラの確立

道路管理情報、工事情報等の産業データを収集し、自社の「点群データ」、「ベクトルデータ」等に紐づけして「データ連携基盤」を構築いたします。当該「データ連携基盤」を道路台帳の整備・更新、除雪支援、電線／電柱の日常点検、維持管理等、様々な用途での活用を図ってまいります。また、インフラ・物流・建設領域等におけるプラットフォームとのアライアンスも視野に防災・減災、社会インフラの維持管理、輸送システム、建設生産システム(i-Construction)(注5)など、幅広いデータ利用者へ展開・提供するとともに利用アプリケーションの開発にも取り組みます。「過疎地域等移動、公共交通ICT(Information and Communication Technology = 情報・通信に関する技術)化等」、「郊外、観光地等での移動」、「駅、スーパー、病院等、拠点巡回」等、自治体向けモビリティサービスを地域整備(点)からはじめ、全国整備(面)へと拡大してまいります。

④ 新規事業の創出

民間企業とのパートナーリングにより、「データ連携基盤」を活用した新事業の創出を図ります。データ活用技術の開発を他社とのパートナーシップも活用して推進します。

<業界横断的な社会へのインパクト>



(注) 1. 上記は当社グループが未進出の分野を含む、ターゲット市場のイメージを示しております

2. 自動運転各レベルの内容は、「3 事業の内容 <自動車向けHDマップの特徴>③自動運転高度レベル2以上に有用な機能」に掲載する表のとおりです。

a あらゆる自動モビリティの制御データとしてのHDマップの提供

センチメートル級の位置精度でデータ整備を行うノウハウを活用する一方で、乗用車の先進運転支援システム向けに構築したデータ仕様を発展させることで、自動走行シャトル(注5)やドローン、AGV(Automatic Guided Vehicle)(注6)等、完全自動走行モビリティの安全な運行を可能とする高精度3次元データの提供を国の法令改定に従いながらサービス事業として推進いたします。また、静的情報だけでなく動的情報に対するニーズが益々高まる中、動的データを生成するための技術開発や既に存在する様々な情報との連携に取り組み、新たなデータ提供ビジネスの確立にも取り組んでまいります。

b 省人化・省力化に繋がるソリューションの提供

高精度な位置情報を持つ地図データは、自動モビリティの制御に役立つのみならず、人による行動や作業の効率化にも役立ち、カーボンニュートラルや高齢化社会への対応といった社会課題の解決にも寄与いたします。例えば、高さ情報や目的地の正確な座標情報を活用した無駄の少ない走行による電動車両の航続距離延伸(=CO2削減)や除雪機械の自車位置周辺の正確な地図データ配信による除雪作業の効率化、道路空間におけるインフラ管理の効率化、空港港湾等の制限区域内における位置情報の共有による安全性・効率性の向上などが用途として挙げられ、高精度位置情報を用いた様々なソリューションの提供に繋がってまいります。

c 自動車メーカー向け事業の盤石化

自動車メーカーによる先進運転支援システム開発の効率化を背景に、当社グループではHDマップデータの全世界的共通または互換性のある仕様での提供が重要になると認識しており、北米市場において量産車への搭載実績を有することを活かしつつ、欧州や中東、アジアなど他地域でのHDマップデータ整備を進めてまいりました。また、HDマップデータの整備範囲拡大・更新頻度向上に活用するために、インフラ会社等の他社が計測・提供する

Crowd Sourcedデータ（注7）を当社のHDマップと連携させる研究開発を継続的に進め、事業基盤を盤石なものとしていきます。

HDマップのデータを更新するにあたっては、道路が変化したことを検知することが非常に重要となります。日本においては、国道、県道など主要な道路については道路管理者を通じて新規開通や大規模工事情報を入手することができますが、標識などの設置物、道路ペイントなどの小さな変化や一般道路の変化情報については、現地を確認する必要があります。また、国によっては大きな工事情報でさえも入手できないこともあります。当社は、自動車メーカーや車載機器メーカー等から入手した車両のプロープ情報（注8）をもとにした変化点検知を取り入れており、当該情報を活用することで、速やかに再計測し、データ更新する仕組みを取り入れており、より低コストで高鮮度の地図更新プロセスを進化させてまいります

d V2Xにおけるデジタルインフラの提供

自動運転・先進運転システムにおいてAI活用が進展することに伴い、車載センサーから得られた情報のみから判断する自律型から、より周辺情報を活用したV2X（注9）でのインフラ協調型での制御が求められます。既に海外においてはV2Xの実現に向けたデジタルインフラの検討が開始され当社グループも一部の取り組みに参画しております。当社グループは、中長期にわたりパートナーとの協力を通じて、車両・歩行者・天候・渋滞・交通規制といった動的情報を連携させる基盤を構築し自動運転社会の発展に貢献してまいります。

⑤ アライアンス・M&Aを活用した事業拡大

当社グループの持続的な成長のために、アライアンスやM&Aの活用による事業拡大は有効な手段であると考えております。当社は2019年に、当時General Motors Companyの投資先であった在米国HDマップ企業であるUshr Inc.（現・連結子会社Dynamic Map Platform North America, Inc.）を完全買収し、北米における事業基盤を確保すると同時に、同社が有するHDマップ生成に係わる技術・ノウハウ、優秀な技術者、現地市場における人脈を獲得しました。その後、同社を通じて、欧州・中東・韓国においても事業を展開しております。今後も事業領域の拡大や当社保有データの利用を促進するためのアプリケーション開発、データ解析、AI活用等に係る技術・ノウハウ獲得を目的としたアライアンスやM&Aの機会を検討してまいります。

（注3）自動車メーカーに直接部品を供給する部品メーカー

（注4）国土交通省が推進する「ICTの全面的な活用（ICT土工）」等の施策を建設現場に導入することによって、建設生産システム全体の生産性向上を図る取組み

（注5）自動運転でシャトル運行（イベントや空港・観光地など特定の目的地を利用する客を効率的に輸送するため短い間隔で運行）を行う輸送車

（注6）産業用途で多く使用される自動運転車的一种。人間が運転操作を行わなくとも自動で走行できる搬送車

（注7）不特定多数の情報源から情報を収集し、その情報に基づき生成された地図データや位置情報

（注8）走行する車両を通じて収集される位置、時刻、路面状況等の情報

（注9）Vehicle to Everythingの略称。車両と様々な機器とを接続し、相互に連携する技術

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題は以下のとおりであります。

① 事業成長の実現及び収益性の向上

当社グループの事業は依然赤字状態にあり、収益性の向上に努めて黒字化を早期に実現することが特に財務上求められ、その対応が事業の持続的成長にもつながると理解しております。既存顧客との間では契約に基づく成果を生み今後も安定して継続する長期的な取引関係を築く他、車載向け事業に限らず広く潜在顧客との取引を実現し、事業・売上規模の大きな拡大を実現することを重要な課題として広範に対応を進めてまいります。

② 優秀な人材の採用と育成

当社グループの将来にわたる持続的成長に向けて、優秀な人材の採用と育成が欠かせないものと認識しております。特に、技術革新の激しい当社グループの事業領域においては、当社グループの競争優位性を維持・拡大することにつながる技術向上を担うエンジニアの獲得あるいは育成が不可欠であると考えております。当社グループでは、優秀な人材の獲得に向けて今後も積極的な採用活動を実施するとともに、人材の育成と維持のための社

内トレーニング体制の強化や企業文化の醸成などの施策を推進してまいります。

③ 内部統制の強化

当社グループは、デジタル社会における共通インフラとしての役割を担う企業として、ユーザーや市場からの信頼が必要不可欠であると考えております。情報管理、財務、IT、その他の社内制度などを含めた内部統制の継続的な策定、強化、改善を実施することで信頼を獲得し、企業価値のさらなる向上に取り組んでまいります。

④ HDマップ整備・更新プロセスの改善

地物の選定、品質基準等、既存のプロセスの見直しや、Dynamic Map Platform North America, Inc. とのより一層の技術統合を強力的に推進することでプロダクト生成の低コスト化を追求し、合理的で競争力のあるプロセスを確立します。特に、計測・図化の自動化、省人力化を徹底するほか、国や地方自治体と連携しオープンデータを活用することで整備費を圧縮し、競争力の強化を図ります。

また、データ更新のコストと鮮度の維持について課題ととらえており、上記(5)中長期的な経営戦略 ④新規事業の創出 c 自動車メーカー向け事業の盤石化において記載しましたように対策を実行しております。

⑤ コスト低減に資する研究開発

Dynamic Map Platform North America, Inc. も含め衛星画像利用等によるモバイル・マッピング・システム(MMS)以外の計測手法の開発、自動図化等のプロダクトによる生産性と効率の向上など、今後の成長に必要な技術開発力を強化します。また、更新コスト低減のキーとなる変化点抽出の効率化(自動化)については他社との提携なども含めて技術開発を進めます。

⑥ 情報管理体制の強化

当社グループでは、自社情報の他、提供するソリューションに関連して取得される、人物の顔と表札を個人情報に該当するものとして取り扱っております。これらの個人情報を保護するため、当社では個人情報保護に係るルールの整備や施策を講じ、流出等の事態が生じないよう万全の注意を払っておりますが、今後も社内教育の充実、施策の強化・整備を実施してまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(1) サステナビリティに関する考え方

当社は、「デジタル社会のインフラとして、高精度位置情報基盤をグローバルに構築し、自動運転をはじめとする新しい未来を拓く」をパーパスとして掲げており、高精度3次元データプラットフォームとして様々な情報を集約して提供することで、分析・制御・予測が可能な世界を実現し、社会課題解決に資するイノベーションの実現に貢献することを基本方針としております。日本に限らずグローバルにおける様々な社会課題に対して、省人化や効率化の実現、安全性・快適性の向上といったソリューションを提供していくことは重要な課題と認識しています。これら社会課題解決への取り組みを通じて持続可能な社会の実現に貢献していくと同時に、サステナビリティを重視した経営を実践しております。

(2) ガバナンス

当社においては、サステナビリティに関する基本方針を定めておりませんが、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、管理するためのガバナンスに関しては、コーポレート・ガバナンス体制と同様となります。当社のコーポレート・ガバナンスの状況の詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの概要」に記載のとおりであります。

(3) 人材の育成及び社内環境整備に関する方針、戦略

当社は、社員が大切にすべきバリューとして「G I F T !」を掲げています。これを全社員が共有し、体現していくことで、社会に貢献していくことを目指しております。

「G I F T !」とは、「Global Mindset」「Innovate」「Fast Move」「Trust and Respect」「!be youthful!」の頭文字を取ったものです。当社グループにはさまざまな国籍の社員がおり、多様な国籍の企業と仕事をしている点で、「Global Mindset」の視点を持つことが欠かせません。また、さまざまな異なるバックグラウンドをもって入社してきた社員が集まっているため、互いを尊重しあう風土「Trust and Respect」が非常に重要となります。

こうした視点を持った人材の育成を目指し、グループ企業を含めた全社での「G I F T !」の浸透と体現に向けて積極的に取り組んでまいります。詳細は、弊社ウェブサイトの採用ページ(<https://www.dynamic-maps.co.jp/recruit/>)に掲載したトップメッセージをご参照ください。

また、当社では、社員一人ひとりの能力や個性を引き出し、最高のパフォーマンスを発揮できる制度の実現を目指しています。OKRを用いた公正・透明な評価制度や、社員の挑戦をサポートするための社内アイデアソンの実施など、モチベーションの向上に努めています。また、フレックスタイム制の実施や、フル在宅勤務制度の導入、ノー残業デーの設置など、ワークライフバランスを実現するための環境作りを推進しています。

(4) リスク管理

当社は、サステナビリティに関する基本方針を定めておりません。当社は、不測の事態または危機の発生に備え、「リスク・コンプライアンスに関する規則」を定め、リスクを網羅的に把握・管理する体制を構築しておりますが、サステナビリティに関連するリスクにつきましても、その他のリスクと同様に、当該規程に基づきリスク管理を行っております。

(5) 機会

当社グループは、サステナビリティに係わる課題について、リスク低減のみならず、当社のパーパス実現に向けた取り組みとも直結する重要なものであり、収益機会にもつながるものと認識しております。HDマップデータを活用した防災・減災や、燃費の良いルート探索・運転ガイドを典型としたサービス提供を、サステナビリティに関する当社グループにとっての事業機会と捉え、より広範に当社サービスが利用されるべく、また新たなサービスの開発・提供の可能性を視野に、事業を推進しております。

(6) 指標及び目標

当社では、上記「人材の育成及び社内環境整備に関する方針、戦略」に記載した方針について、人材の育成・強化に取り組み、成長の実現につなげてまいります。具体的な指標及び目標については、現在、策定中であり記載を省略しております。

3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性のあるすべてのリスクを網羅したものではありません。

(1) 事業環境に関するリスク

① 事業環境に関するリスクについて（顕在化の可能性：中／影響度：大／発生時期：特定時期なし）

当社グループの売上の大部分は、自動車向けの自動運転及び先進運転支援システムへのHDマップ搭載に係る開発利用料やライセンス・メンテナンスフィーとなっております。先進運転支援システムについては、1990年代から開発が進められてきたシステムであり、矢野経済研究所「2023年版 ADAS/自動運転用 キーデバイス・コンポーネント」（2024年2月発行）によれば、先進運転支援システムの装着率は2030年までに日米欧で100%近くに達し、中国でも80%を超え、ASEANやインド向け需要が2028年以降に本格的に立ち上がると予測されているなど、今後さらなる普及が見込まれております。これらの記述は、本書に引用されている外部の情報源から得られた統計その他の情報に基づいており、それらの情報については当社グループは独自の検証を行っておらず、その正確性または完全性を保証することはできません。

当社グループでは、今後も先進運転支援システム装着車両の順調な拡大、自動運転市場の本格的な立ち上がりを見込んでおります。一方、当社が設立された2016年時点には、自動運転レベル3以上のHDマップの本格的な搭載開始が2022年前後となると想定されておりましたが、2025年1月時点においては自動運転レベル3が商用車として販売実績はあるものの量産車種での本格展開には至らないなど、自動運転市場の本格的な立ち上がりは、設立当時想定と比べ数年遅れている状況にあります。そのため当社グループでは、2019年のDynamic Map Platform North America, Inc. 買収時に計上したのれん・技術関連資産及び同社固定資産等につき、2022年3月期連結決算において、当初想定していた損益が買収時の計画のそれより著しく下方に乖離していると判断し、当該のれん等を全額減損処理しております。また、当社では、2024年3月期連結決算において、事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローと固定資産の帳簿価額を比較した結果、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回ったことから固定資産の減損処理をしております。当該減損処理は自動運転市場の立ち上がりの遅れを背景とするものであり、当該市場の本質的な市場性あるいは当社事業の事業性によるものあるいはそれらに影響するものではなく、当社グループでは従来同様の成長性を見通しておりますが、仮に技術・安全性の観点から車種開発に遅れが生じる、部品供給の不足により販売時期が延期になる等、市場の立ち上がりが見込みに進まなかった場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 競合について（顕在化の可能性：中／影響度：大／発生時期：特定時期なし）

自動運転機能の商流において、HDマップの生成プロセスはコストが膨大である一方、各自動車メーカー間でのカスタマイズを要しないものであることから、日本国内においては、共通の仕様が定義され、その実行組織として当社は設立されております。こうした経緯から、当社は日本国内におけるHDマップを広域で生成・提供しており、自動車メーカーをはじめとした取引先各社から相応の評価を得ております。

海外事業においては、既に複数自動車メーカーの自動運転及び先進運転支援システムに採用され、量産車に搭載されており、さらにGeneral Motors Companyにより搭載モデル数が拡大することが公表されております。広範な道路整備範囲とcm級の精緻な位置精度をはじめとした高い技術力を背景に導入車種拡大に向けた戦略的な施策を講じることで、当社グループは競争優位性の維持・向上に努めております。

しかしながら、当社グループのHDマップとの比較では少なくともその精度の面で上回る競争優位性を有するとは見られないものの、一定の競合事業者（Here、TomTom、Googleなど）の参入も見られており、当社グループを上回る技術力（例として地図データ更新サイクルの短縮を可能とするための変化点検知技術の確立、モバイル・マッピング・システム(MMS)に代わる低コストかつ高速な計測手法の確立など）、営業力、価格競争力、または代替技術・ソリューションを有する競合他社の参入や競合の激化が生じた場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 技術革新について（顕在化の可能性：低／影響度：大／発生時期：特定時期なし）

当社グループの主な事業は自動運転に関連する業界に属しており、技術革新は早いスピードで進むと予想されます。今後市場の拡大が見込まれるV2Xへの展開や半導体メーカー等における自動運転システム開発への適用など、自動車向けHDマップの活用領域は拡大していくものと考えておりますが、今後、HDマップに係る代替技術・ソリューション（例として、自動運転・先進運転支援システムにおける「地図」データの利用に関する、制御に必要な位置情報を把握するための技術的アプローチが挙げられます。「HDマップ」を利用するアプローチと、「SDマップ（ナビ地図）」に走行車両から得られる走行車線のレーン情報などを付加した地図）を利用するアプローチがあり、いずれも、これらの地図データと各種車載センサーから得られる情報を組み合わせて制御を行います。両者はそれぞれ特性と用途が異なり、前者は高度な自己位置推定や悪天候時等にセンサーを補充し、限定されたエリアでの高度な自動運転、先進運転支援を可能にするものであり、後者は走行エリアを限定しない先進運転支援（車線維持支援、衝突回避、アダプティブ・クルーズ・コントロール（前車追従機能）等）に用いられています。現時点では、大手自動車メーカーや米国及び中国における主要な自動運転タクシーサービス提供企業が採用する「HDマップ」のアプローチが主流であります。テスラ等一部のプレイヤーは後者のアプローチを採用しています。）の拡大など、当社グループが現在展開する事業が適合しない新たな技術革新や市場動向が生じる可能性があります。当社グループはこうした技術進展を踏まえた機能開発・ソリューションの提供など、仮にそうした代替技術・ソリューションが一般化する場合には、当該状況に適合し、当社グループとして当該技術・ソリューションにおいても優位性を確保していくよう事業運営に取り組んでまいります。また他社と共同で代替技術の研究開発も行っております。

現時点で、代替技術・ソリューションが実用面で現実的なものとなる可能性は乏しいと見ておりますが、仮に現実的になった場合で、上記技術やソリューションを当社グループが提供できなかった場合、市場からの需要を喪失し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ HDマップの整備・更新に係る投資が先行し、赤字を計上するリスクについて（顕在化の可能性：高／影響度：大／発生時期：1年以内）

当社グループの事業は、HDマップの整備道路範囲の拡大が当該マップ搭載の前提となるため、先行的にHDマップの整備範囲の拡大を進めており、当社グループは、設立以来赤字を継続しております。現時点での顧客ニーズに対応するためのHDマップの整備状況としましては、日本国内においては高速道路・自動車専用道路の整備を完了しており、北米においては対象を一般道に拡大し整備を進めております。欧州・韓国・中東においては、高速道路相当より整備を進めている段階です。日本・海外ともに顧客ニーズに対応するための大きな費用を要する整備が先行する状況が継続する場合、当面赤字計上が続く可能性があります。今後は、自動運転及び先進運転支援システム市場の立ち上がりを捉えた売上拡大と、機能開発による整備コストの低減により、収益性の向上に努めていく方針です。

一方で、当社グループを取り巻く経営環境の急激な変化や「事業等のリスク」に記載されたリスクが顕在化することにより、上記収益性の向上が想定通りに進まなかった場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 多用途展開の推進について（顕在化の可能性：中／影響度：大／発生時期：数年以内）

当社グループでは、スマートシティ、MaaSにおける自動走行をはじめ、道路や設備などの各種インフラ維持管理、国や地方自治体による防災・減災対策、各研究機関に向け、高精度3次元データを提供するなど、多用途展開の推進に取り組んでおります。当社グループでは、今後も多用途展開について積極的に取り組んでいく方針ですが高精度3次元データを活用できる技術が確立されない、安定的なライセンス料収入につながるビジネスモデルの構築・商品化が出来ない、などの外部要因により当初の想定通りに事業が進捗しなかった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 海外事業展開について（顕在化の可能性：中／影響度：大／発生時期：特定時期なし）

当社グループでは、Dynamic Map Platform North America, Inc.をはじめ、北米、欧州、中東及び韓国に拠点を有し、グローバルベースで事業を展開しております。当該海外事業の展開にあたっては、各国の経済・政治情勢の悪化、法律・規則、税制、外資規制等の差異及び変更、商慣習や文化の相違等が発生する可能性があります。

す。これらの要因により特定の国での事業の遂行及び推進が困難になる場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは次のようなリスクシナリオを想定し、それぞれの防止体制を整備しております。

a 当該地域・国における経済情勢が想定外に極端に悪化し、事業採算が大きく悪化する

現地において日常の事業を通じ経済動向を継続的に把握し、また予算・事業計画の策定と予算管理の徹底により、事業面で取るべき行動を早期に察知し、撤退を含めた必要な行動を取れるような体制としております。

b 当該地域・国において外資規制等、当社グループ事業のそれまでの想定を許容しない制約につながる法律・規制の変化が生じる、あるいは法律・規制の複雑さ・不明瞭さが増し、事業展開における柔軟性が阻害される

法律・規制の動向につき、現地の日常的な事業を通じての情報収集の他、現地の法律・規制動向に通じる外部の法律事務所等を起用し、当該リスクの発生につながり得る動向を早期に把握できるようにしております。

c 当該地域・国の政情に不安が生じる

経済動向の把握と同様、現地における事業や現地勤務社員の日常生活を通じて政情の変化があればそれを早期に察知し、撤退を含めた必要な行動を取れるような体制としております。

d 当該地域・国において大きな自然災害が生じる

自然災害の影響の防止は手段が限定されますが、日本における対策と同様にBCPの体制を適用することで事業への影響を限定的にすべく想定しております。

e 当該地域・国において知的財産の侵害が起きる

日本における対策と同様、知的財産の保護のための必要な調査や手配を行っております。

f 当該地域・国における税制・関税に不利益な変化が生じる

経済情勢の動向把握の一環として税制についての状況も把握すべく努めており、仮に不利益な変化が生じる場合には当該地域・国における事業性を改めて精査すべく想定しております。関税については、事業を基本的には現地において完結できる体制とすることで影響を抑制すべく努めております。

また、各地域における財務諸表は日本円以外の通貨建てで作成されるため、連結財務諸表作成にあたっては円建てに換算することが必要となります。したがって、連結財務諸表数値は為替相場の変動による影響を受ける可能性があります。当社では、為替リスク管理方針を策定しており、今後必要に応じたヘッジ取引を行うことを検討してまいります。

⑦ 固定資産の減損リスクについて（顕在化の可能性：中／影響度：中／発生時期：特定時期なし）

当社グループは、HDマップやモバイル・マッピング・システム(MMS)をはじめとした固定資産について、今後減損損失の認識をすべきであると判定され、減損損失を計上した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。固定資産の計上対象につき厳選し、業績への影響を抑制すべく努めております。

⑧ 自動車出荷台数の低下リスクについて（顕在化の可能性：中／影響度：中／発生時期：特定時期なし）

当社グループの主要な販売先は自動車メーカーであり、当該販売先への売上高はHDマップ搭載車のメーカー出荷台数に依存しております。そのため、景気動向などのマクロ環境の変化や、原材料価格の高騰や部材調達難に伴う供給能力の減少などに伴う自動車への需給変化が当社想定を上回って推移する場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。台数情報につきより最新の見通しを把握し、業績予想に常に最新情報が織り込まれるようにすることで、業績影響を抑制すべく努めております。

⑨ 業績の季節変動リスクについて（顕在化の可能性：中／影響度：中／発生時期：特定時期なし）

当社グループの事業は、3月を年度末として納入・売上計上はその年度末前後となる多くの企業や自治体を取引先としており、年度末に売上が集中する傾向があります。また、一定の期間にわたって履行義務が充足される開発プロジェクト契約では、履行義務の充足に係わる進捗度に基づき収益を認識しておりますが、一部業務を外注している場合、当該外注業務の検収をもって履行義務が充足し、収益を認識することとなります。これらの外注業務の納入のタイミングは年度末近くに集中する傾向があるため、その結果として履行義務の充足、売上計上のタイミングが年度末に集中する傾向にあります。当社グループでは、取引先や売上計上の観点でのビジネスモ

デルの多様化の一層の推進により売上計上時期が平準化されるよう努めております。一方で、季節変動による下振れ幅が想定よりも顕著な場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑩ プロジェクト進捗の遅延による業績見通しへの影響について（顕在化の可能性：中／影響度：大／発生時期：特定時期なし）

当社グループは開発プロジェクトに係わる案件においては、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。当該進捗度の見積りにあたっては、対象期日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。当社グループは、案件ごとに継続的に進捗状況に応じて見積総原価や予定案件期間の見直しを実施するなど適切な原価管理に取り組んでおりますが、その見積総原価や案件の進捗率は見通しに基づき計上しているため、修正される可能性があり、それらの見直しが必要になった場合は、売上計上時期の変更等により、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑪ 収益の不確実性について（顕在化可能性：中／影響度：大／発生時期：特定時期無し）

本書提出日現在、当社グループにおいて継続的に商談を行っているオートモーティブビジネス領域のパイプライン（上記「第2 事業の状況 3経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（4）当社グループの強み ③今後のパイプラインを生み出す顧客基盤」に記載されたものを含みます。）は、段階別に「契約済み」、「RFQ：Request for Quotation」、「RFI：Request for Information」、「商談中」に分類されます。「契約済み」のパイプラインは法的拘束力のある契約を締結している状況を指し、顧客への役務提供時期や販売価格を含む諸取引条件が顧客との間で明確化されております。ただし、法的拘束力のある契約であっても、一般に、当社グループによる契約違反、不可抗力的な外部要因等を理由として、顧客側より解除される可能性があります。契約が解除された場合、当社グループは、当該契約から得られるはずであった潜在的な収益の全てまたは一部を失う可能性があります。また、「契約済み」パイプラインのうち、プロジェクト型に区分されるものについてはその契約金額が契約書上明記されておりますが、収益計上金額及び収益計上時期は実際の当社グループによる役務提供の成果により変動する可能性があります。また、「契約済み」パイプラインのうち、ライセンス型に区分されるものについては、1台あたりのライセンス単価は契約上明記されているものの、ライセンス台数については実際の自動車販売台数により変動し、結果として、収益計上金額及び収益計上時期が変動する可能性があります。「RFQ：Request for Quotation」の段階にあるパイプラインは顧客からの見積依頼書（RFQ：Request for Quotation）を受領し、その回答を行っている状況を指し、当該見積依頼書や回答自体には法的拘束力はなく当該見積依頼書や回答に基づく契約が将来締結される保証はありません。一般に、自動車業界においては数年先のサービス提供開始を見据えて開発契約や生産計画が検討されることが多く、見積依頼書（RFQ：Request for Quotation）を受けると点においては当該パイプラインの具体性が高まっている状況にあると考えられるものの、見積依頼書に対して回答を行った取引内容や販売条件等がその後変更または失注となり、当社グループが想定する収益につながらない可能性があります。「RFI：Request for Information」の段階にあるパイプラインは顧客から情報提供依頼書（RFI：Request for Information）を受領し、その回答を行っている状況を指し、当該情報提供依頼書や回答自体には法的拘束力はなく当該情報提供依頼書や回答に基づく契約が将来締結される保証はありません。すなわち、「RFI：Request for Information」の段階は、見積依頼書（RFQ：Request for Quotation）受領に至る前段階であり、当該情報提供依頼書への回答で行われた取引内容や販売条件等は「RFQ：Request for Quotation」及び「契約済み」に進捗する段階においてその後変更または失注となり、当社グループが想定する収益につながらない可能性があります。「商談中」の段階にあるパイプラインは、現時点で具体的な条件面でのやり取りに至っておらず、初期的な商談が開始された状況を指し、具体的な収益計上金額及び収益計上時期について現時点で明確となっている事項はありません。

本書提出日現在、当社グループにおいて継続的に商談を行っている3Dデータビジネス領域のパイプライン（上記「第2 事業の状況 3経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（4）当社グループの強み ③今後のパイプラインを生み出す顧客基盤」に記載されたものを含みます。）は、段階別に「契約済み」、「商談中」に分類されます。「契約済み」のパイプラインは法的拘束力のある契約を締結している状況を指し、顧客への役務提供時期や販売価格を含む諸取引条件が顧客との間で明確化されております。ただし、法的拘束力のある契約は、一般に、当社グループによる契約違反、不可抗力的な外部要因等を理由として、顧客側より解除される可能性があります。

す。契約が解除された場合、当社グループは、当該契約から得られるはずであった潜在的な収益の全てまたは一部を失う可能性があります。また、「契約済み」パイプラインのうち、プロジェクト型に区分されるものについてはその契約金額が契約書上明記されておりますが、収益計上金額及び収益計上時期は実際の当社グループによる役務提供の成果により変動する可能性があります。「商談中」の段階にあるパイプラインは、「契約済み」に至るまでの様々な段階で交渉が継続している状況を指します。パイプラインによっては具体的な諸取引条件について明確になりつつあるものも含まれますが、いずれも法的拘束力のある契約の締結には至っておらず、今後の契約締結及び収益計上について何ら保証されるものではありません。

以上より、各段階にあるパイプラインが当社グループの想定するタイミングや取引条件で契約締結に至らない場合、契約締結に至った場合でも顧客により当該契約が解除された場合及び当社グループの想定するタイミングや条件・数量での取引が実施できない場合、実際の収益計上金額や収益計上時期が現時点で当社が想定しているものと異なる場合、為替が大幅に変動した場合等には、当社グループが現時点で想定する収益計上金額及び収益金額を実現することが難しくなり、当社グループの事業、業績及び財政状態に深刻な影響を及ぼす可能性があります。

⑫ 特定の販売先への依存について（顕在化の可能性：低／影響度：大／発生時期：特定時期なし）

当社グループ、特に当社子会社であるDynamic Map Platform North America, Inc.は、販売先においては北米を中心にハンズフリー運転を可能にする先進運転支援システム「Super Cruise™」の搭載を拡大しているGeneral Motors CompanyにHDマップを提供していることから、同社向けの売上が過半を占めております。当社グループは、他の取引先への販売金額を拡大し、特定の販売先に依存しないよう営業活動を展開しており、それにより当該販売先への依存は低減方向にありますが、当該販売先との関係悪化、及び当該販売先の業績悪化等による事業活動に大きな変化が生じた場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑬ 特定の外注先への依存について（顕在化の可能性：低／影響度：中／発生時期：特定時期なし）

当社グループは、HDマップ作成にあたって求められる技術水準を有する外注先を選定しており、特定の外注先への発注比率は低下傾向にはあるものの、図化業務及び計測業務においては特定の外注先への発注比率が比較的高くなっております。当社グループでは、外注候補先の拡充や内製プロセスの一層の活用を通じ、特定の外注先に過度に依存しない体制を構築してまいりますが、当該外注先の業績悪化等による倒産や事業活動に大きな変化が生じた場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑭ 国内自動車メーカー向け販売活動について（顕在化の可能性：低／影響度：中／発生時期：特定時期なし）

日本国内における当社の国内自動車メーカー向けの販売活動は、地図会社又はシステムメーカー等の一次代理店を中心に推進しております。現時点において、各一次代理店とは良好な関係にあり、直接販売チャネルについても構築を進めておりますが、当該一次代理店と関係悪化や当該代理店の業績悪化等による倒産や事業活動に大きな変化が生じた場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑮ 品質管理について（顕在化の可能性：低／影響度：大／発生時期：特定時期なし）

当社グループは、品質管理専門部署を設置し、専任担当を置く等、一定の品質管理体制を整備し、安全性を確保できるように努めております。一方で、HDマップ搭載車における自動車事故などが生じ、当該事故原因がHDマップの不具合（経時的な変化によらないHDマップと現況との不一致など）にある場合、当社グループは製造物責任法等に基づき、損害賠償請求の対象となる可能性があります。しかしながら、一般的に自動車メーカーは自動運転・先進運転支援システムの中で、自動車に搭載される各種センサーの情報をHDマップと組み合わせて冗長性にも優れたシステムを構築しており、事故原因がHDマップのみに帰する可能性は高いとは言いがたいと考えております。当社グループでは、販売先との契約において、賠償等を含む損害について当該取引において受領した対価を上限とする等の対応をしておりますが、契約上、当該上限の設定がない販売先もあり、損害賠償請求の対象となった場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑯ 事業に関連する法的規制について（顕在化の可能性：低／影響度：大／発生時期：特定時期なし）

当社グループは、独占禁止法等、日本及び諸外国において、様々な法律及び規制に服しております。当社グループは、コンプライアンス体制の充実が重要であると考えており、コンプライアンスに関する社内規則の策定や各種研修の実施により社内での周知徹底を図るとともに、法務担当部門による情報収集を行い、また日本及び米国において顧問弁護士を雇い、日本及び米国を含む諸外国の法規制に関する情報提供を受け、これら法規制について適宜相談できる体制を構築しております。しかしながら、将来において独占禁止法等の法律・規制に抵触した場合、あるいは予期せぬ法規制の変更、行政の運営方法の変更などが生じた場合、新たな対応コストが生じ、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑰ 株主間契約について（顕在化の可能性：低／影響度：中／発生時期：特定時期なし）

当社は、当社の事業運営等にも関わる 主要な株主7社との間で、当事業を効果的に立ち上げ運営すべく定められた株主間契約を締結しております。当該契約においては、株主による当社への事業支援、競業避止義務や事業機会の優先権付与等が定められており、当社は当該契約の存在によりそれら便益を享受しております。当社が株式の上場申請を行って以降、当社の役員体制や株主への報告事項、株主による質問検査権、事業運営における協力や競業避止等の主要条項につき効力停止中となっておりますが、それら条項の効力は、すべての契約当事者との間で当社の株式上場により完全に終了することとなります。株式上場により当社の経営の独立性を一層確保する観点から、従前よりそれら便益の享受を得ることがなくなることへの備えを進めてきておりますが、想定とは異なる影響がある場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、主要な株主7社のうちジオテクノロジー株式会社は、当社株式の上場に際して行われる売出により保有する全株式の売却を予定しており、同売出により同社が保有する全株式が売却された場合、同社は当社の株式を所有しないこととなり、同社との関係における株主間契約は終了することとなります。

⑱ 資金繰りについて（顕在化の可能性：中／影響度：大／発生時期：特定時期なし）

当社グループは、④ HDマップの整備・更新に係る投資が先行し、赤字を計上するリスクについてに記載のとおり、設立以来赤字を継続しており、営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスの状況にあります。今後も、HDマップの整備の拡大、更新等を中心とした投資需要が継続する想定です。これは当社北米子会社のDynamic Map Platform North America, Inc.においても同様であり、当社からの追加出資により事業運営が行われております。

上記状況の中、当社は設立以来、株式発行及び銀行からの負債による資金調達を継続的に行ってまいりました。負債による資金調達においては、調達先、調達スキーム、契約内容、契約期間等を分散させることに留意しながら調達を行ってまいりました。また、直接の借入だけでなくコミットメントライン契約も締結することで、資金量が減少する局面において、短期間で追加的に資金を確保する体制も整えております。今後も事業運営に必要な資金を見通し、市場環境を見極めた上で、継続的に資金調達を行ってまいります。

今後は、グループ全体で収益性の向上を図ることで営業キャッシュ・フローを改善し、また、引き続き必要に応じ適切なタイミングで資金調達を行うことで、財務基盤の強化を図る方針ですが、当社グループを取り巻く経営環境の急激な変化や本「事業等のリスク」に記載されたリスクが顕在化することにより、収益性の向上が想定通りに進まなかった場合、キャッシュ・フローが改善せず、当社資金繰りに影響を及ぼす可能性があります。

(2) 経営管理体制に関するリスク

① 社歴が浅いことについて（顕在化の可能性：中／影響度：中／発生時期：特定時期なし）

当社は2016年6月に設立されており、現在第9期と社歴の浅い会社であります。当社グループは今後も経営状況を継続的に開示してまいります。事業の初期段階・成長段階にあることから当社グループの過年度の経営成績は年度毎の変動も少なくなく、また比較対象とできる期間業績が限定的であることから期間業績比較を行うための十分な材料とはならず、過年度の実績のみでは今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。

② 内部管理体制について（顕在化の可能性：中／影響度：中／発生時期：特定時期なし）

当社グループは、企業価値の持続的な向上にむけて、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するとともに、内部管理体制について一層の充実を図る必要があると認識しております。また、当社グループはDynamic Map

Platform North America, Inc. など海外子会社を通じて、北米、欧州、中東、韓国の各国で事業を展開しておりますが、子会社管理の責任者であるコーポレート統括執行役員及び子会社管理を担当する関連各部署の担当者が海外子会社の責任者との情報共有を密にし、現地の経済・社会情勢に関する情報を収集して事業展開への影響を把握しております。今後も業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、各社内規則及び法令遵守を徹底してまいります。事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の整備が追い付かない場合には、適正な事業運営が困難となり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 優秀な人材の獲得・育成について（顕在化の可能性：中／影響度：中／発生時期：特定時期なし）

当社グループは、当社グループの将来にわたる持続的成長に向けて、優秀な人材の採用と育成が欠かせないものと認識しております。また、当社は設立当初より株主からの出向者も受け入れておりますが、独立した事業体として社員のプロパー化を推進してまいりました。斯かる状況から、今後も積極的な採用活動を行っていく予定ですが、当社グループの求める人材が十分に確保されなかった場合や人材の流出が進んだ場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 知的財産管理について（顕在化の可能性：低／影響度：大／発生時期：特定時期なし）

当社グループは、第三者の知的財産権を侵害することなく事業運営を行う体制を整備しておりますが、当社グループが知的財産権の侵害を理由に第三者から訴訟の提起等を受け、これを斥けられなかった場合、これらに対する対価の支払いやこれらに伴う当社グループの提供データの販売若しくは使用の中止、第三者からの不利な条件でのライセンスの取得等が必要となる可能性があります。これらの対応により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 安全保障に係る管理について（顕在化の可能性：低／影響度：大／発生時期：特定時期なし）

HDマップに関しては、国によって規制の在り方が異なっております。当社グループがHDマップを供給する国については、各国の弁護士等の専門家と密に連携を取り、各国の規制について事前に調査・確認を行い、当該規制に従ってHDマップの供給を行うこととしております。現時点で当社グループがHDマップを供給している国においては、当社グループのHDマップの整備や提供について安全保障上、当局等からの許可は必要とされていません。一方で、国によっては、HDマップの整備や国外への持ち出し等について当局からの許可を必要とするなどの規制が存在している国があります。将来において、これらの規制が存在する国でHDマップを整備・供給する場合、または現在規制のない国において、これらの既存の規制が変更され、あるいは新たな規制が制定されるなどし、当該規制に対応する必要性が生じた場合、これらの対応を実施するための対応コストが発生し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 個人情報に係る管理について（顕在化の可能性：低／影響度：中／発生時期：特定時期なし）

当社グループは顧客情報や従業員情報の他、HDマップ作成時に取得される人物の顔等の個人情報を管理しております。当社グループでは、個人情報管理規則を定めた上で、入退室管理等の物理的安全管理措置、アクセス制御や外部からの不正アクセス等の防止等の技術的安全管理措置により、個人情報を厳格に管理しております。

一方で、万が一、これらの個人情報が外部からの不正アクセスや業務上の過失等により、当社グループまたは業務委託先から外部に流出し、不適切な利用や改ざん等が発生した場合には、当社グループへの損害賠償請求や当該流出への対応に多額の費用が必要となる他、社会的信用が毀損されるなどにより、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) その他のリスク

① 自然災害、事故等に関するリスク（顕在化の可能性：低／影響度：大／発生時期：特定時期なし）

当社グループでは、大規模な自然災害や事故等が発生した場合に備え、HDマップに係るデータはクラウド上に保管する、あるいは定期バックアップを行うなど、BCP対策を講じており、事業継続に対する影響を最小限に留めるよう努めておりますが、当該災害、事故等の発生によりデータに毀損が生じた場合には、HDマップデータの再整備が必要になる可能性がある等、事業の継続に支障が生じ、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 公募増資による調達資金使途について（顕在化の可能性：中／影響度：大／発生時期：特定時期なし）

新規株式上場時に計画している公募増資による調達資金の使途については、オートモーティブビジネス及び3Dデータビジネス向け高精度3次元位置情報の整備更新、海外事業拡大のための子会社宛投融资、研究開発に充当する予定であります。しかしながら、経営環境の急激な変化等により、上記の資金投入から想定通りの効果を得られない可能性があります。また、市場環境の急激な変化により、調達資金を上記以外の目的で使用できる可能性があり、その場合は速やかに資金使途の変更について開示する予定です。

③ 配当政策について（顕在化の可能性：中／影響度：中／発生時期：特定時期なし）

当社は創業以来配当を実施しておらず、当面も事業拡大のため、内部留保による財務体質の強化及びHDマップの整備範囲の拡大、HDマップの整備コスト削減に向けた研究開発といった投資を優先する方針です。株主への利益還元についても重要な経営課題として捉え、財政状態及び経営成績を勘案しつつ配当の実施を検討してまいります。利益計画が当社グループの想定通りに進捗せず、今後安定的に利益を計上できない状態が続いた場合には、配当による株主還元が困難となる可能性があります。

④ 税務上の繰越欠損金について（顕在化の可能性：中／影響度：中／発生時期：特定時期なし）

当社グループは、2024年3月末時点において21,687百万円の税務上の繰越欠損金が存在しております。当社グループの業績が順調に推移することにより繰越欠損金が解消した場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 財務制限条項について（顕在化の可能性：中／影響度：大／発生時期：数年以内）

当社グループの主要な借入金に係る金融機関との契約には、財務制限条項が付されています。これらに抵触した場合には期限の利益を喪失する等、当社グループの財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。財務制限条項の詳細につきましては「第5 経理の状況」に記載しております。

⑥ ベンチャーキャピタル等投資事業者の株式所有割合に伴うリスクについて（顕在化の可能性：高／影響度：大／発生時期：数年以内）

当社の発行済株式総数に対するベンチャーキャピタル等の投資事業者の所有割合（ベンチャーキャピタル、ベンチャーキャピタルが組成した投資事業有限責任組合、政府系投資ファンド等を含む）は本書提出日現在76.77%であります。当社の株式公開後において、投資事業者が所有する株式の全部又は一部を売却する可能性があり、特に投資事業者が所有する株式の過半を所有する株式会社INCJは、旧産業競争力強化法と同趣旨の枠組みのもと2025年3月末までを活動期間としており、活動期間終了までに投資資産（当社株式を含む）の処分を実施することを目標に設定しておりますが、投資資産の処分は経済事情及び投資先の事業の状況等も考慮した上で検討されるため、必ずしも2025年3月末までに全ての投資資産の処分が実施されるわけではありません。株式会社INCJは、2025年3月末以降も含め、株式市場で当社株式の売却を行う場合には、株価下落圧力とならないような譲渡または売却方法を可能な限り模索するとのことですが、当社株式の全部又は一部が短期間で売却される場合、株式市場における当社株式の需給バランスが短期的には損なわれ、当社株価に影響を及ぼす可能性が有ります。

⑦ 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について（顕在化の可能性：中／影響度：中／発生時期：数年以内）

当社グループでは、当社グループの役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しており、今後も優秀な人材の獲得に向けてさらなる新株予約権の付与も検討しております。これらの新株予約権が行使された場合には、既存株主が保有する株式価値が希薄化する可能性があります。本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は2,807,800株であり、発行済株式総数18,814,850株の14.92%に相当しております。

⑧ 当社株式の流動性について（顕在化の可能性：中／影響度：中／発生時期：1年以内）

当社は、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しており、上場の際には、公募増資及び売出しによっ

て当社株式の流動性の確保に可能な限り努めることとしておりますが、株式会社東京証券取引所の定める流通株式比率は25%以上であるところ、新規上場時における流通株式比率は25.0%にとどまる見込みであります。

今後は、大株主への一部売出しの要請、ストック・オプションの行使による流通株式数の増加等を勘案し、これらの組み合わせにより、流動性の向上を図っていく方針ではありますが、何らかの事情により上場時よりも流動性が低下する場合には、当社株式の市場における売買が停滞する可能性があり、それにより当社株式の需給関係にも悪影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 訴訟等について（顕在化の可能性：低／影響度：大／発生時期：特定時期なし）

当社グループは、本書提出日現在において、訴訟を提起されている事実はありません。一方で、事業運営の中で当社グループが提供するソフトウェア・データの不備等により、何らかの問題が生じた場合等、これらに起因した損害賠償請求や訴訟の提起がなされる可能性があります。その場合、当社グループの社会的信用が毀損され、また損害賠償の金額、訴訟内容及び結果によっては、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ(当社、連結子会社及び持分法適用会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

① 経営成績等の状況

第8期連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当期における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類への移行により、経済社会活動の正常化が進み、緩やかな回復基調となりました。一方で、中東情勢の緊迫化やウクライナ情勢の長期化、世界的な金融引締めに伴う景気の下振れ懸念、円安の進行を背景とした資源及び原材料価格の高騰等の影響により、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

そのような環境下、自動車業界においては自動運転及び先進運転支援システムへの関心が高まり、それに応じて当社グループHDマップの搭載車台数が増加しました。また、地球温暖化による環境変化が発生、国内での高齢化・人口減少問題が顕在化し、持続可能な社会の実現が求められる中で、自然災害激甚化に対する防災・減災対策や省人化・省力化対応などが推進されはじめており、車載向け以外の分野において、新たな用途での当社グループ保有データの活用に一層の期待を持てる状況となっております。

このような状況のもと、当社グループでは、デジタル社会インフラとして高精度位置情報基盤をグローバルに構築し、自動運転をはじめとする新しい未来を拓くことをパーパスと定め、高精度位置情報の提供を通じてあらゆる産業における共通基盤となるべく事業を推進しております。また、現実の世界をデジタル空間に複製する高精度3次元データのプラットフォームとして、様々な産業分野におけるイノベーションを支えることをミッションとして掲げ、多方面のお客様に価値あるサービスを提供できる組織体制を整え、パーパスの実現に向けた各施策を実行してまいりました。

以上の結果、当期の当社グループの経営成績は、売上高は5,567百万円(前期比51.2%増加)、営業損失は2,554百万円(前期 営業損失3,999百万円)、経常損失は2,490百万円(前期 経常損失3,453百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失は4,049百万円(前期 親会社株主に帰属する当期純損失4,117百万円)となりました。

なお、第2四半期連結会計期間に実施した当社子会社DMP NA, Inc.の清算にともなう子会社清算益75百万円を特別利益として、また、国内セグメントにおける固定資産に係る減損損失1,596百万円を特別損失として計上しております。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

a 国内

需要は堅調に推移しており、車載搭載台数が増加した他、HDマップデータの利活用を推進するため、国が推進する環境問題に対する取り組みや、空間情報を一意に特定するプロジェクト等に参画し、車載向け以外の案件も取り込んだことにより売上高は前期を上回りました。利益面は、受注案件の費用計上・先行投資実施等により、営業損失を計上しております。

以上の結果、売上高1,654百万円(前期比23.2%増加)、営業損失1,430百万円(前期 営業損失1,320百万円)となりました。

b 海外

主に、北米・欧州での自動車メーカー向け事業を担っており、現地での需要を確実に取り込むことにより、売上高は前期を大幅に上回りました。地図データ整備等の先行投資を行っていることにより営業損失を計上しております。以上の結果、売上高3,913百万円(前期比67.4%増加)、営業損失1,085百万円(前期 営業損失2,590百万円)となりました。

第9期中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

当中間連結会計期間のわが国経済は、雇用・所得環境が改善するなかで緩やかに回復する動きとなりました。一方で、中東情勢やウクライナ情勢の長期化、欧米における高い金利水準の継続による景気の下振れ懸念等の影響により、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

そのような環境下、自動車業界においては自動運転及び先進運転支援システムへの関心が高まり、それに伴って当社グループHDマップの搭載車種が増加しました。また、地球温暖化による環境変化が発生、国内での高齢化・人口減少問題が顕在化し、持続可能な社会の実現が求められる中で、自然災害激甚化に対する防災・減災対策や省人化・省力化対応などが推進されはじめており、車載向け以外の分野において、新たな用途での当社グループ保有データの活用に一層の期待を持てる状況となっております。

以上の結果、当中間連結会計期間の実績は、売上高は2,248百万円、営業損失は1,308百万円、経常損失は1,409百万円、親会社株主に帰属する中間純損失は1,416百万円となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

a 国内

当中間連結会計期間は、車載向け事業においてはHDマップの搭載台数が増加し、車載向け以外の事業では、受注活動が進捗し、国が推進する環境問題や社会課題解決に取り組むプロジェクト等に参画し、案件進捗に応じた売上を計上した結果、売上高は376百万円となりました。利益面は、受注案件の費用計上・先行投資実施等により、営業損失630百万円となりました。

b 海外

当中間連結会計期間は、北米・欧州等での車載向け事業において、現地での需要を取り込みました。この結果、売上高は1,871百万円となりました。利益面では、北米地域等の先行投資分の費用計上により営業損失662百万円となりました。

第9期第3四半期連結累計期間(自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)

当第3四半期連結累計期間のわが国経済は、雇用・所得環境が改善するなかで緩やかに回復する動きとなりました。一方で、中東情勢やウクライナ情勢の長期化、欧米における高い金利水準の継続に伴う景気の下振れ懸念、円安の継続を背景とした資源及び原材料価格の高騰等の影響により、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

そのような環境下、自動車業界においては自動運転及び先進運転支援システムへの関心が高まり、それに伴って当社HDマップの搭載車種が増加しました。また、地球温暖化による環境変化が発生、国内での高齢化・人口減少問題が顕在化し、持続可能な社会の実現が求められる中で、自然災害激甚化に対する防災・減災対策や省人化・省力化対応などが推進されはじめており、車載向け以外の分野において、新たな用途での当社保有データの活用に一層の期待を持てる状況となっております。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の実績は、売上高は4,012百万円、営業損失は1,421百万円、経常損失は1,530百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失は1,538百万円となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

a 国内

当第3四半期連結累計期間は、車載向け事業においてはHDマップの搭載台数が増加し、車載向け以外の事業では、受注活動が進捗し、国が推進する環境問題や社会課題解決に取り組むプロジェクト等に参画し、案件進捗に応じた売上を計上した結果、売上高は719百万円となりました。利益面は、受注案件の費用計上・先行投資実施等により、営業損失970百万円となりました。

b 海外

当第3四半期連結累計期間は、車載向け事業において、現地での需要を取り込み、HDマップの車載搭載台数が増加しました。この結果、売上高は3,292百万円となりました。利益面では、北米地域等の先行投資分の費用計上により営業損失437百万円となりました。

② 財政状態の状況

第8期連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(資産)

当期末における資産合計は、前期末比4,291百万円減少の14,241百万円となりました。これは主に、北米等での地図データ整備費用支払により、現金及び預金が減少したことによるものです。

(負債)

当期末における負債合計は、前期末比359百万円減少の9,386百万円となりました。これは主に、長期借入金の返済により、有利子負債が減少したことによるものです。

(純資産)

当期末における純資産合計は、前期末比3,931百万円減少の4,854百万円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純損失の計上によるものです。

第9期中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(資産)

当中間連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末比2,453百万円減少の11,787百万円となりました。これは主に、北米等での地図データ整備費用支払及び長期借入金の返済により、現金及び預金が減少したことによるものです。

(負債)

当中間連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末比1,436百万円減少の7,950百万円となりました。これは主に、長期借入金の返済により、有利子負債が減少したことによるものです。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産合計は、前連結会計年度末比1,017百万円減少の3,837百万円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する中間純損失の計上によるものです。

第9期第3四半期連結累計期間(自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)

(資産)

当第3四半期連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末比3,785百万円減少の10,455百万円となりました。これは主に、北米等での地図データ整備費用支払及び長期借入金の返済により、現金及び預金が減少したことによるものです。

(負債)

当第3四半期連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末比2,205百万円減少の7,181百万円となりました。これは主に、長期借入金の返済により、有利子負債が減少したことによるものです。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は、前連結会計年度末比1,580百万円減少の3,274百万円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する四半期純損失の計上によるものです。

③ キャッシュ・フローの状況

第8期連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当期末における「現金及び現金同等物」(以下「資金」)は、前期末に比べ、3,419百万円減少し、10,174百万円となりました。当期における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金収支は、3,166百万円の支出(前期は4,946百万円の支出)となりました。

これは主に、税金等調整前当期純損失4,042百万円（前期は税金等調整前当期純損失3,453百万円）、売上債権及び契約資産の増加額446百万円（前期は売上債権及び契約資産の増加額1,063百万円）等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金収支は、842百万円の支出（前期は1,928百万円の支出）となりました。

これは主として、北米等での地図データの新規整備等に係る無形固定資産等の取得による支出753百万円（前期は無形固定資産の取得による支出1,039百万円）等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金収支は、159百万円の収入（前期は7,119百万円の収入）となりました。

これは主として、新規借入による長期借入金による収入600百万円（前期は長期借入金による収入2,700百万円）等によるものであります。

第9期中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当中間連結会計期間末における「現金及び現金同等物」（以下「資金」）は、前期末に比べ、3,182百万円減少し、6,991百万円となりました。当連結中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金収支は、724百万円の支出となりました。

これは主に、税金等調整前当期純損失1,409百万円、売上債権及び契約資産の減少額765百万円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金収支は、1,699百万円の支出となりました。

これは主として、北米等での地図データの新規整備等に係る無形固定資産の取得等による支出1,042百万円、定期預金預入による支出609百万円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金収支は、954百万円の支出となりました。

これは主として、長期借入金の返済による支出904百万円等によるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

当社グループが提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b 受注実績

当社グループが提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c 販売実績

第8期連結会計年度、第9期中間連結会計期間及び第9期第3四半期連結累計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第8期連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		第9期中間連結会計期 間 (自 2024年4月1日 至2024年9月30日)	第9期第3四半期連結 累計期間 (自 2024年4月1日 至2024年12月31日)
	販売高(百万円)	前期比(%)	販売高(百万円)	販売高(百万円)
国内	1,654	123.2	376	719
海外	3,913	167.4	1,871	3,292
合計	5,567	151.2	2,248	4,012

- (注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。
2. 当連結会計年度において、販売実績に著しい変動がありました。これは、海外セグメントにおきまして、北米・欧州での現地需要を取り込んだことによります。
3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

取引先	第8期連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		第9期中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至2024年9月30日)		第9期第3四半期 連結累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)	
	販売高 (百万円)	割合(%)	販売高 (百万円)	割合(%)	販売高 (百万円)	割合(%)
General Motors Company	3,182	57.2	1,419	63.1	2,402	59.9
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	693	12.5	41	1.8	104	2.6

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般的に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りが必要とされます。経営者は、当社グループの過去からの実績や将来における発生可能性を勘案して合理的に判断しておりますが、見積り時の不確実性のため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

当社の連結財務諸表を作成するにあたって採用している会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは、「第5経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

② 経営成績の分析

経営成績の分析については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ① 経営成績等の状況」に記載のとおりであります。

③ 財政状態の分析

財政状態の分析については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ② 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

④ キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャ

ッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

⑤ 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える主な要因は、以下のとおりであります。

当社グループは自動運転や先進運転支援システムに有用な自動車向けHDマップを生成・販売しております。当社グループでは、今後も先進運転支援システム装着車両の販売が順調に拡大することを見込んでおりますが、想定通りに先進運転支援システムが普及せず市場が拡大しない場合には、当社グループの売上高等の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、自動車向けHDマップの活用領域は、自動運転や先進運転支援システムの機能を装備した車両への搭載のみならず、今後市場の拡大が見込まれるV2Xへの展開や半導体メーカー等における自動運転システム開発への適用などに拡大していくものと当社グループでは考えておりますが、HDマップに係る代替技術・ソリューションの拡大など、当社グループが現在展開する事業が適合しない新たな技術革新や市場動向が生じる可能性があります。そのような代替技術・ソリューションが主流となった場合には、当社グループが提供するHDマップへの需要が低減し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

その他、経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

⑥ 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループにおける主な資金需要は、HDマップの整備・更新のための設備投資及び外注費です。これらの資金需要に対しては、自己資金、金融機関からの借入等により充当することとしております。

なお、当社グループの資金の流動性につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。また、重要な資本的支出の予定につきましては、「第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」に記載のとおりであります。

⑦ 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 目標とする客観的な指標等」に記載のとおり、当社グループは、成長性、収益性及びキャッシュ・フローの状況を把握するために、売上高、ライセンス型売上高、調整後EBITDAを重要な経営指標と位置付けております。各指標の推移については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 目標とする客観的な指標等」に記載のとおりです。

⑧ 経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社の経営上の重要な契約は以下のとおりであります。

相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
三菱電機株式会社 株式会社ゼンリン 株式会社パスコ アイサンテクノロジー株式会社 ジオテクノロジー株式会社 株式会社トヨタマップマスター 株式会社INCJ	日本	—	2019年 3月11日	2019年3月11日開始 (期間の定め無し)	当社の事業運営等について規定された株主間契約で、当社の事業運営等にも関わる主要な株主7社との間で、株主による当社への事業支援、事業機会の優先権付与に関する事項等を定めたもの (注)
株式会社ゼンリン	日本	地図データ	2020年 3月23日	2020年3月23日から 2021年3月31日まで 以後、1年後の自動更新	自動走行システム等を搭載した自動車又はナビゲーションシステムを量産・販売するための地図データの使用許諾

(注) 当社が上場申請を行って以降、当社の役員体制や株主への報告事項、株主による質問検査権、事業運営における協力や競業禁止等の主要条項につき効力停止中となっております。それら条項の効力は、すべての契約当事者との間で当社の株式上場により完全に終了することとなります。なお、主要な株主7社のうちジオテクノロジー株式会社は、当社株式の上場に際して行われる売出により保有する全株式の売却を予定しており、同売出により同社が保有する全株式が売却された場合、同社は当社の株式を所有しないこととなり、同社との関係における株主間契約は終了することとなります。

6 【研究開発活動】

当社グループは、当社グループが保有するアセットの品質向上や利用拡大に向けた付加価値向上を目的として研究開発を進めています。主要な課題として、HDマップ整備・更新費用の低減や多用途展開に向けた機能開発が挙げられ、当事業年度は、自動車専用道路更新コスト削減、一般道データ初期整備に向けた環境構築を主として、新規事業に関わる提案活動・PoCを推進しました。また、Dynamic Map Platform North America, Inc.も含め、ドローンや衛星画像等MMS以外の計測手法、自動図化等プロダクトの生産性と効率の向上や今後の成長に必要な技術開発力の強化を進めます。また、更新コスト低減のキーとなる変化点抽出の効率化（自動化）については他社との提携なども含めて技術開発を進めます。研究体制として、HDマップ整備の効率化については主にDynamic Map Platform North America, Inc. 及びデータ制作部が担当し、多用途展開に向けた開発は主にライセンスビジネス部が担当しております。こうした研究開発の実施により、今後当社グループのコア技術開発を進めるとともに、HDマップがより広範に搭載・採用されるべく努めてまいります。

第8期連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当連結会計年度の研究開発費の総額は89百万円となりました。セグメント別では、国内で86百万円、海外で2百万円となりました。具体的な研究開発の成果は以下のとおりです。

(国内)

研究開発項目	研究成果
変化点検知コスト削減	簡易的な計測装置での自動変化点検知の実証を行う。道路構造変化の抽出について検知手法の原理検証が完了し、これによる変化点検知コスト削減効果が期待できることを確認。
除雪関連事業向けシステムの開発	HDマップ、高精度測位端末等を活用した除雪車両の運用支援システムのプロトタイプシステム開発。自治体除雪の現場でPoCを推進し、成果を基に量産に向けた開発計画を策定。

第9期中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当中間連結会計期間の研究開発費の総額は93百万円となりました。セグメント別では、国内で93百万円となりました。HDマップの更新技術開発を目的に走行軌跡等のプローブ情報を活用した道路変化点検出実証、空港内の静的・動的な様々な情報を集約する空間情報システム（VIPS）の開発等を行ってまいりました。

第9期第3四半期連結結果計期間（自 2024年4月1日 至 2024年12月31日）

当第3四半期連結結果計期間の研究開発費の総額は171百万円となりました。セグメント別では、国内で171百万円となりました。HDマップの更新技術開発を目的に走行軌跡等のプローブ情報を活用した道路変化点検出実証、空港内の静的・動的な様々な情報を集約する空間情報システム（VIPS）の開発等を行ってまいりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第8期連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

設備投資の総額は900百万円であり、各セグメントにおける主な設備投資内容は、以下のとおりです。

(1) 国内

主な内容は地図データ整備等によるソフトウェアの整備費用406百万円であります。
なお、重要な設備の除却、売却などはありません。

(2) 海外

主な内容は地図データ整備等によるソフトウェアの整備費用385百万円であります。
なお、重要な設備の除却、売却などはありません。

第9期中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

設備投資の総額は1,076百万円であり、各セグメントにおける主な設備投資内容は、以下のとおりです。

(1) 国内

主な内容は地図データ整備等によるソフトウェアの整備費用176百万円であります。
なお、重要な設備の除却、売却などはありません。

(2) 海外

主な内容は地図データ整備等によるソフトウェアの整備費用887百万円であります。
なお、重要な設備の除却、売却などはありません。

第9期第3四半期連結累計期間（自 2024年4月1日 至 2024年12月31日）

設備投資の総額は1,746百万円であり、各セグメントにおける主な設備投資内容は、以下のとおりです。

(1) 国内

主な内容は地図データ整備等によるソフトウェアの整備費用215百万円であります。
なお、重要な設備の除却、売却などはありません。

(2) 海外

主な内容は地図データ整備等によるソフトウェアの整備費用1,499百万円であります。
なお、重要な設備の除却、売却などはありません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2024年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物附属 設備 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	リース資産 (百万円)	ソフトウェア (百万円)	合計 (百万円)	
本社 (東京都渋谷区)	国内	ソフトウェア 事務所設備 測量機器	0	50	73	62	186	64

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記事務所は賃借しているものであり、年間の賃借料は以下のとおりとなります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (百万円)
本社 (東京都渋谷区)	事務所設備	80

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

(3) 在外子会社

2024年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
				機械装置 及び運搬具 (百万円)	工具、器具及 び備品 (百万円)	リース資産 (百万円)	ソフトウェア (百万円)	合計 (百万円)	
Dynamic Map Platform North America, Inc.	本社 (米国ミシ ガン州リボ ニア) 他1ヶ所	海外	ソフトウェ ア 事務所設備 測量機器	51	576	8	1,279	1,915	191

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2025年1月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出会社	本社 (東京都渋谷 区)	国内	ソフトウェ ア (日本国内 における次世 代HDマップ 用地図デー タ整備)	1,618	1,105	自己資金及び 増資資金	2022年 4月	2026年 9月	(注)
Dynamic Map Platform North America, Inc.	本社 (米国ミシガ ン州リボニ ア)	海外	ソフトウェ ア (北米地域 における新規 道路地図デ ータ整備)	5,883	1,759	自己資金及び 増資資金	2023年 8月	2028年 12月	(注)

(注) 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	18,814,850	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	18,814,850	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第2-A回新株予約権

決議年月日	2021年1月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3(注)1 当社従業員 16
新株予約権の数(個)※	865[855]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 43,250[42,750] (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	2,000 (注)3
新株予約権の行使期間 ※	自 2023年2月27日 至 2030年6月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 2,000 資本組入額 1,000
新株予約権の行使の条件 ※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権者は、新株予約権を譲渡することを希望するときは、事前に当社の取締役会の書面による承認を得なければならない。但し、本募集要項の他の規定にかかわらず、米国で新株予約権者に付与された新株予約権は、遺言、若しくは無遺言相続及び遺産分配に係る法律による場合、撤回可能信託に対する場合、又は1933年証券法(その後の改正を含む)に基づき公布された規則701により認められる場合を除き、譲渡可能でないものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)5

※ 最近事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員12名(うち1名は当社元取締役)、当社元取締役1名、当社元従業員2名となっております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。
なお、下記2において新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を調整すべき場合には、以下のとおり、新株予約権の目的である株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的である株式の数の調整は、調整の原因となるいずれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
- (a) 新株予約権の行使に際して当社により発行又は移転される株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という)は、2,000円とするが、もし取締役会が、普通株式の新株予約権の付与日における公正市場価格が2,000円より高いと決定した場合は、行使価額はその決定した公正市場価格とする。但し、以下の(b)に従い調整されるものとする。
- (b) 各新株予約権の行使に際して支払われる金額は、行使価額に当該新株予約権の目的である付与株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合、株式配当、資本構成の変更(債務から資本へ又は資本から債務への変更)、組織再編、株式の種類の変更その他、普通株式に対する対価の受領を伴わない普通株式の分配(株式無償割当てを含む。以下同じ。これらはそれぞれ日本の会社法及びカリフォルニア州規則第10編第260.140.41条に規定する意味を有する。以下「分割・併合等」という。)を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。なお、次の算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」と読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社の合併、会社分割その他これらに類する事由により、行使価額の調整が必要となったときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の行使に関する他の条件（本新株予約権が失効もしくは終了していないこととする条件、及び当会社の規程もしくは適用ある証券法により一定の停止期間中は本新株予約権を行使できない可能性がある旨の条件を含むが、これらに限定されない。以下同じ。）が充足されていることを条件として、当会社が株式公開を行った日、または、本契約締結日に当会社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日（ただし、当該日が本契約の対象である新株予約権の付与日の2年後の応当日より早い場合は、新株予約権の付与日の2年後の応当日）より後に限り、本新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者は、本契約の対象である本新株予約権の付与日以降、当該新株予約権の行使時に至るまで、継続して当社またはその子会社の取締役、監査役、または使用人の地位（以下「行使資格」という）に留まっていたものでなければならない。新株予約権者は、行使資格を有しなくなった場合、本新株予約権の行使に関する他の条件が充足されていることを条件として、終了日直後の30日間に限り本新株予約権を行使できるものとする。但し、③及び④でそれぞれ扱う死亡または障害による場合を除き）会社都合で正当事由なく当会社に解雇されたことにより当該行使資格を有しなくなったものである場合は、新株予約権者（または新株予約権者の相続人、遺言執行者、遺産管理人もしくはその他の法律上の代表者）は、本新株予約権の行使に関する他の条件が充足されていることを条件として、総行使期間中随時本新株予約権を行使する権利を有するものとする。新株予約権者が正当事由により解雇された場合、本新株予約権は正当事由による解雇日をもって自動的に終了するものとする。なお、上記の解雇の正当事由については当会社の取締役会で判断するものとする。
- ③ 本新株予約権が未行使である間に、新株予約権者が永久全身障害を負ったことによって当社による雇用または当社に対する役務の提供が終了した場合、当該新株予約権は、本新株予約権の行使に関する他の条件が充足されていることを条件として、当該終了日から12か月後の応当日または総行使期間終了日のいずれか早い日まで随時行使することができる。
- ④ 本新株予約権が未行使である間に新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の死後に新株予約権者の遺言もしくは相続法に従い本新株予約権の譲渡を受けた者、遺言執行者、遺産管理人またはその他の法律上の代表者が、新株予約権者の死亡日の12か月後の応当日に当たる日または総行使期間終了日のいずれか早い日まで、新株予約権者の死亡時点で本新株予約権を行使する権利が発生していた範囲に限り、当該新株予約権を行使する権利を有するものとする。
- ⑤ 新株予約権者は、1株未満の端数について新株予約権を行使することはできない。計算の結果1株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合、又は当社が存続会社となる場合にあっては、合併直前の当社株主の株式の保有割合が合併直後の保有割合と同一でない場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下それぞれを「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下それぞれを「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する場合であって、かつ組織再編行為を記録するための契約において明示的に定めた場合に限るものとする。

- ① 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。
- ③ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

- 各新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
再編対象会社が交付する各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記②に従い行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる組織再編行為の効力発生直後の行使価額に、上記②に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
 - ⑤ 新株予約権の行使期間
全新株予約権の行使期間開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、総行使期間終了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - ⑦ 新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」における新株予約権割当契約に定める条件を考慮した上で、再編対象会社と新株予約権の新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
 - ⑧ 新株予約権の取得事由及び取得条件
下記に準じて決定する。新株予約権者との間で締結する契約に定めた権利行使条件に該当しなくなったことにより新株予約権を行使することができなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で再取得することができる。
 - ⑨ 新株予約権の譲渡制限
上表「新株予約権の譲渡に関する事項」の但し書きに従うことを条件として、新株予約権を譲渡するときは、事前に再編対象会社の書面による承認を要するものとする。

第2-2回新株予約権

決議年月日	2021年8月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 11（注）1
新株予約権の数（個）※	630[557]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 31,500 [27,850]（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	3,000（注）3
新株予約権の行使期間 ※	自 2024年8月18日 至 2031年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 3,000 資本組入額 1,500
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権者は、新株予約権を譲渡することを希望するときは、事前に当社の取締役会の書面による承認を得なければならない。但し、本募集要項の他の規定にかかわらず、米国で新株予約権者に付与された新株予約権は、遺言、若しくは無遺言相続及び遺産分配に係る法律による場合、撤回可能信託に対する場合、又は1933年証券法（その後の改正を含む）に基づき公布された規則701により認められる場合を除き、譲渡可能でないものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5

※ 最近事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注）1. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社従業員10名となっております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。
なお、下記2において新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を調整すべき場合には、以下のとおり、新株予約権の目的である株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的である株式の数の調整は、調整の原因となるいずれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
- (a) 新株予約権の行使に際して当社により発行又は移転される株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という）は、3,000円とするが、もし取締役会が、普通株式の新株予約権の付与日における公正市場価格が3,000円より高いと決定した場合は、行使価額はその決定した公正市場価格とする。但し、以下の(b)に従い調整されるものとする。
- (b) 各新株予約権の行使に際して支払われる金額は、行使価額に当該新株予約権の目的である付与株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合、株式配当、資本構成の変更（債務から資本へ又は資本から債務への変更）、組織再編、株式の種類の変更その他、普通株式に対する対価の受領を伴わない普通株式の分配（株式無償割当てを含む。以下同じ。これらはそれぞれ日本の会社法及びカリフォルニア州規則第10編第260.140.41条に規定する意味を有する。以下「分割・併合等」という。）を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使の場合を除く。）、次の算式

により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。なお、次の算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」と読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社の合併、会社分割その他これらに類する事由により、行使価額の調整が必要となったときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ①新株予約権者は、本新株予約権の行使に関する他の条件（本新株予約権が失効もしくは終了していないこととする条件、及び当会社の規程もしくは適用ある証券法により一定の停止期間中は本新株予約権を行使できない可能性がある旨の条件を含むが、これらに限定されない。以下同じ。）が充足されていることを条件として、当会社が株式公開を行った日、または、本契約締結日に当会社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日（ただし、当該日が本契約の対象である新株予約権の付与日の2年後の応当日より早い場合は、新株予約権の付与日の2年後の応当日）より後に限り、本新株予約権を行使することができる。
- ②新株予約権者は、本契約の対象である本新株予約権の付与日以降、当該新株予約権の行使時に至るまで、継続して当社またはその子会社の取締役、監査役、または使用人の地位（以下「行使資格」という）に留まっていたものでなければならない。新株予約権者は、行使資格を有しなくなった場合、本新株予約権の行使に関する他の条件が充足されていることを条件として、終了日直後の30日間に限り本新株予約権を行使できるものとする。但し、③及び④でそれぞれ扱う死亡または障害による場合を除き）会社都合で正当事由なく当会社に解雇されたことにより当該行使資格を有しなくなったものである場合は、新株予約権者（または新株予約権者の相続人、遺言執行者、遺産管理人もしくはその他の法律上の代表者）は、本新株予約権の行使に関する他の条件が充足されていることを条件として、総行使期間中随時本新株予約権を行使する権利を有するものとする。新株予約権者が正当事由により解雇された場合、本新株予約権は正当事由による解雇日をもって自動的に終了するものとする。なお、上記の解雇の正当事由については当会社の取締役会で判断するものとする。
- ③本新株予約権が未行使である間に、新株予約権者が永久全身障害を負ったことによって当社による雇用または当社に対する役務の提供が終了した場合、当該新株予約権は、本新株予約権の行使に関する他の条件が充足されていることを条件として、当該終了日から12か月後の応当日または総行使期間終了日のいずれか早い日まで随時行使することができる。
- ④本新株予約権が未行使である間に新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の死後に新株予約権者の遺言もしくは相続法に従い本新株予約権の譲渡を受けた者、遺言執行者、遺産管理人またはその他の法律上の代表者が、新株予約権者の死亡日の12か月後の応当日に当たる日または総行使期間終了日のいずれか早い日まで、新株予約権者の死亡時点で本新株予約権を行使する権利が発生していた範囲に限り、当該新株予約権を行使する権利を有するものとする。
- ⑤新株予約権者は、1株未満の端数について新株予約権を行使することはできない。計算の結果1株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合、又は当社が存続会社となる場合にあっては、合併直前の当社株主の株式の保有割合が合併直後の保有割合と同一でない場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下それぞれを「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下それぞれを「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する場合であって、かつ組織再編行為を記録するための契約において明示的に定めた場合に限るものとする。

- ① 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。
- ③ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
各新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
再編対象会社が交付する各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記②に従い行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる組織再編行為の効力発生直後の行使価額に、上記②に従っ

て決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権の行使期間

全新株予約権の行使期間開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、総行使期間終了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」における新株予約権割当契約に定める条件を考慮した上で、再編対象会社と新株予約権の新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑧ 新株予約権の取得事由及び取得条件

下記に準じて決定する。新株予約権者との間で締結する契約に定めた権利行使条件に該当しなくなったことにより新株予約権を行使することができなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で再取得することができる。

⑨ 新株予約権の譲渡制限

上表「新株予約権の譲渡に関する事項」の但し書きに従うことを条件として、新株予約権を譲渡するときは、事前に再編対象会社の書面による承認を要するものとする。

第6回新株予約権

決議年月日	2021年8月17日	2021年9月14日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社従業員 11 (注) 1	当社従業員 4
新株予約権の数(個) ※	265[220]	105
新株予約権の目的となる株式 の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 13,250[11,000] (注) 2	普通株式 5,250 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金 額(円) ※	3,000 (注) 3	
新株予約権の行使期間 ※	自 2023年8月18日 至 2031年6月23日	自 2023年9月18日 至 2031年6月23日
新株予約権の行使により株式 を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 3,000 資本組入額 1,500	
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
組織再編行為に伴う新株予約 権の交付に関する事項 ※	(注) 5	

決議年月日	2021年9月24日	2022年1月19日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社子会社 役職員 123 (注) 6	当社従業員 11 (注) 7
新株予約権の数(個) ※	12,534[11,684]	350[320]
新株予約権の目的となる株式 の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 626,700[584,200] (注) 2	普通株式 17,500[16,000] (注) 2
新株予約権の行使時の払込金 額(円) ※	3,000 (注) 3	
新株予約権の行使期間 ※	自 2023年9月25日 至 2031年6月23日	自 2024年1月20日 至 2031年6月23日
新株予約権の行使により株式 を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 3,000 資本組入額 1,500	
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
組織再編行為に伴う新株予約 権の交付に関する事項 ※	(注) 5	

※ 最近事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 付与対象者の退職等により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員4名、当社元従業員1名となっております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。
なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ② 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の内容に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記4に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社子会社役員82名、元当社子会社職員11名となっております。
7. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社従業員8名となっております。

第7回新株予約権

決議年月日	2021年8月17日	2021年10月14日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 3 (注) 1 当社従業員 6	当社従業員 1
新株予約権の数(個) ※	8,950	100
新株予約権の目的となる株式 の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 447,500 (注) 2	普通株式 5,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金 額(円) ※	3,000 (注) 3	
新株予約権の行使期間 ※	当社が株式公開を行った日又は割当日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日から、本新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日まで	
新株予約権の行使により株式 を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 3,000 資本組入額 1,500	
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4	
新株予約権の譲渡に関する事 項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
組織再編行為に伴う新株予約 権の交付に関する事項 ※	(注) 5	

決議年月日	2022年1月19日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 1 当社従業員 1
新株予約権の数(個) ※	750
新株予約権の目的となる株式 の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 37,500 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金 額(円) ※	3,000 (注) 3
新株予約権の行使期間 ※	当社が株式公開を行った日又は割当日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日から、本新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日まで
新株予約権の行使により株式 を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 3,000 資本組入額 1,500
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事 項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約 権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 最近事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 付与対象者の退職等により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員5名（うち1名は当社元取締役）、当社元取締役1名、当社元従業員1名となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。
 なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は2022年3月期乃至2026年3月期において、当社の連結売上高が2,100百万円を超過した場合、新株予約権を行使することができる。
 - ② 上記①に関わらず、新株予約権者は、本新株予約権の割当日から2022年12月末日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
 - (a) 3,000円（ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なるものと認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
 - (b) 3,000円（ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、3,000円（ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が150,000円（ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。
 - ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収

分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の内容に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記4に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第9回新株予約権

決議年月日	2022年5月20日	2022年10月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 2(注)1 当社従業員 9	当社従業員 7(注)2
新株予約権の数(個)※	460[370]	245[185]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 23,000[18,500] (注)3	普通株式 12,250[9,250] (注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	3,400 (注)4	
新株予約権の行使期間 ※	自 2024年5月21日 至 2032年3月10日	自 2024年10月28日 至 2032年3月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 3,400 資本組入額 1,700	
新株予約権の行使の条件 ※	(注)5	
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)6	

※ 最近事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社監査役2名、当社従業員6名、当社元従業員1名となっております。
2. 付与対象者の退職等による権利喪失により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社従業員5名となっております。
3. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。
- なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{\text{分割(または併合)の比率}}{1}$$
- また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
4. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調

- 整を行うことができるものとする。
5. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- ① 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の内容に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記4に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第10回新株予約権

決議年月日	2022年5月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3（注）1 当社従業員 8
新株予約権の数（個）※	16,339
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 816,950（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	3,400（注）3
新株予約権の行使期間 ※	当社が株式公開を行った日又は割当日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日から、本新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 3,400 資本組入額 1,700
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5

※ 最近事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員7名（うち1名は当社元取締役）、当社元取締役1名となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{\text{分割（または併合）の比率}}{1}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は2023年3月期乃至2027年3月期において、当社の連結売上高が3,060百万円を超過した場合、新株予約権を行使することができる。
 - ② 上記①に関わらず、新株予約権者は、本新株予約権の割当日から2022年12月末日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
 - (a) 170,000円（ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
 - (b) 170,000円（ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、170,000円（ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が170,000円（ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。
 - ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の内容に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記4に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第11回新株予約権

決議年月日	2023年1月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 8（注）1
新株予約権の数（個）※	270 [-]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 13,500 [-] （注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	3,400 （注）3
新株予約権の行使期間 ※	当社が株式公開を行った日又は割当日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日から、本新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 3,400 資本組入額 1,700
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5

※ 最近事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しております。第14回新株予約権の割当てに伴い、本新株予約権は付与対象者より当社に対して無償譲渡を受け消却しております。

- （注）1. 付与対象者の退職または第14回新株予約権の割当てに伴う当社への無償譲渡により、当社従業員8名の権利が喪失しております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。
なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率
- また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- ① 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の内容に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記4に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第13回新株予約権

決議年月日	2023年11月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4（注）1 当社監査役 3 当社従業員 56
新株予約権の数（個）※	621,300 [-]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 621,300 [-] （注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	当社が株式公開を行った際の公開価格 （注）3
新株予約権の行使期間 ※	当社が株式公開を行った日又は割当日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日（但し、当該日が本新株予約権の付与決議の日から2年を経過した日より早い場合は当該付与決議の日から2年を経過した日）から、本新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 当社が株式公開を行った際の公開価格 資本組入額 会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5

※ 最近事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しております。第14回新株予約権の割当てに伴い、本新株予約権は付与対象者より当社に対して無償譲渡を受け消却しております。

（注）1. 付与対象者の退職または第14回新株予約権の割当てに伴う当社への無償譲渡により、当社取締役4名、当社監査役3名、当社従業員56名の権利が喪失しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他

これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の内容に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記4に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する

第14回新株予約権

決議年月日	2024年12月16日
付与対象者の区分及び人数（名）※	当社取締役 3 当社監査役 3 当社従業員 72
新株予約権の数（個）※	786,050
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 786,050 （注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	当社が株式公開を行った際の公開価格 （注）2
新株予約権の行使期間 ※	当社が株式公開を行った日又は割当日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日（但し、当該日が本新株予約権の付与決議の日から2年を経過した日より早い場合は当該付与決議の日から2年を経過した日）から、本新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 当社が株式公開を行った際の公開価格 資本組入額 会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4

※ 提出日の前月末現在（2025年1月31日現在）における内容を記載しております。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

① 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の内容に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記4に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万 円)	資本準備金残 高 (百万円)
2019年4月22日 (注) 1	183,500	270,000	9,175	11,650	9,175	11,350
2019年6月26日 (注) 2	-	270,000	-	11,650	△953	10,396
2020年6月24日 (注) 3	-	270,000	-	11,650	△1,763	8,633
2020年12月30日 (注) 4	3,000	273,000	150	11,800	150	8,783
2021年6月23日 (注) 5	-	273,000	-	11,800	△1,613	7,169
2021年8月31日 (注) 6	14,210	287,210	710	12,510	710	7,879
2021年8月31日 (注) 7	-	287,210	△12,410	100	12,410	20,290
2021年11月26日 (注) 8	7,000	294,210	525	625	525	20,815
2021年12月30日 (注) 9	5,084	299,294	254	879	254	21,069
2022年2月4日 (注) 10	5,084	304,378	254	1,133	254	21,323
2022年3月22日 (注) 11	1,176	305,554	99	1,233	99	21,423
2022年3月31日 (注) 12	-	305,554	△1,133	100	1,133	22,556
2022年4月26日 (注) 13	1,176	306,730	99	199	99	22,656
2022年8月24日 (注) 14	69,567	376,297	6,250	6,450	6,250	28,907
2023年2月5日 (注) 15	18,438,553	18,814,850	-	6,450	-	28,907
2023年5月24日 (注) 16	-	18,814,850	-	6,450	△24,589	4,318
2023年8月31日 (注) 17	-	18,814,850	△6,350	100	6,350	10,669
2024年6月26日 (注) 18	-	18,814,850	-	100	△3,178	7,491

(注) 1. 有償第三者割当

割当先 株式会社INCJ、三菱電機株式会社、ジャパン・インフラストラクチャー・イニシアティブ株式会社 (注) 19

発行価格 100,000円

資本組入額 50,000円

- 2019年6月26日開催の株主総会決議により、財務体質の健全化を目的として、資本準備金の額を減少するとともに、これにより生じたその他資本剰余金の全額をその他利益剰余金の欠損填補に充当しております。この結果、資本準備金が953百万円減少しております。
- 2020年6月24日開催の株主総会決議により、財務体質の健全化を目的として、資本準備金の額を減少するとともに、これにより生じたその他資本剰余金の全額をその他利益剰余金の欠損填補に充当しております。こ

- の結果、資本準備金が1,763百万円減少しております。
4. 有償第三者割当
割当先 三菱UFJキャピタル7号投資事業有限責任組合
発行価格 100,000円
資本組入額 50,000円
 5. 2021年6月23日開催の株主総会決議により、財務体質の健全化を目的として、資本準備金の額を減少するとともに、これにより生じたその他資本剰余金の全額をその他利益剰余金の欠損填補に充当しております。この結果、資本準備金が1,613百万円減少しております。
 6. 新株予約権の行使
新株予約権者 三井物産株式会社
 7. 今後の柔軟かつ機動的な資本政策を可能とするため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の一部を減少させ、減少する資本金の額の全額を資本準備金に振り替えております。この結果、資本金が12,410百万円（減資割合99.2%）減少しております。
 8. 有償第三者割当
割当先 TriKnight Capital Corp.、みずほ成長支援第4号投資事業有限責任組合
発行価格 150,000円
資本組入額 75,000円
 9. 新株予約権の行使
新株予約権者 次世代企業成長支援2号投資事業有限責任組合
 10. 新株予約権の行使
新株予約権者 次世代企業成長支援2号投資事業有限責任組合
 11. 有償第三者割当
割当先 三菱UFJキャピタル7号投資事業有限責任組合
発行価格 170,000円
資本組入額 85,000円
 12. 2022年3月10日開催の株主総会決議により、今後の柔軟かつ機動的な資本政策を可能とするため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の一部を減少させ、減少する資本金の額の全額を資本準備金に振り替えております。この結果、資本金が1,133百万円（減資割合91.8%）減少しております。
 13. 有償第三者割当
割当先 ヒューリックスタートアップ1号投資事業有限責任組合
発行価格 170,000円
資本組入額 85,000円
 14. 新株予約権の行使
新株予約権者 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構
 15. 株式分割（1：50）によるものであります。
 16. 2023年5月24日開催の取締役会決議により、財務体質の健全化を目的として、資本準備金の額を減少するとともに、これにより生じたその他資本剰余金の全額をその他利益剰余金の欠損填補に充当しております。この結果、資本準備金が24,589百万円減少しております。
 17. 今後の柔軟かつ機動的な資本政策を可能とするため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の一部を減少させ、減少する資本金の額の全額を資本準備金に振り替えております。この結果、資本金が6,350百万円（減資割合98.4%）減少しております。
 18. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の一部を減少させ、その全額をその他資本剰余金へ振り替えております。また、同日付で会社法第452条の規定に基づき、当該その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補を実施しております。
 19. ジャパン・インフラストラクチャー・イニシアティブ株式会社は2023年4月1日付けで三菱HCキャピタル株式会社に吸収合併されております。

(4) 【所有者別状況】

2025年1月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	7	—	17	1	—	—	25	—
所有株式数 (単元)	—	141,943	—	43,705	2,500	—	—	188,148	50
所有株式数 の割合(%)	—	75.44	—	23.23	1.33	—	—	100.00	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,814,800	188,148	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 50	—	—
発行済株式総数	18,814,850	—	—
総株主の議決権	—	188,148	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、現在成長段階にあると認識しており、財務体質の強化及び事業の拡大発展に向けた事業基盤整備に取り組むため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当を実施しておらず、当事業年度においても配当は行っておりません。しかしながら、株主への利益還元については、重要な経営課題と認識しており、将来的には経営成績及び財政状態、事業基盤整備の状況を勘案しつつ、剰余金の配当を行うことを検討していく方針であります。剰余金の配当を行う場合には、取締役会決議によって行うことができる旨を定款にて定めている会社法454条に規定する中間配当（毎年9月30日を基準日とする）及び期末配当の年2回を基本的な方針としますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。内部留保資金につきましては、収益力強化や事業基盤整備のための投資や今後の成長に資する人員の採用等に有効活用していく方針であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

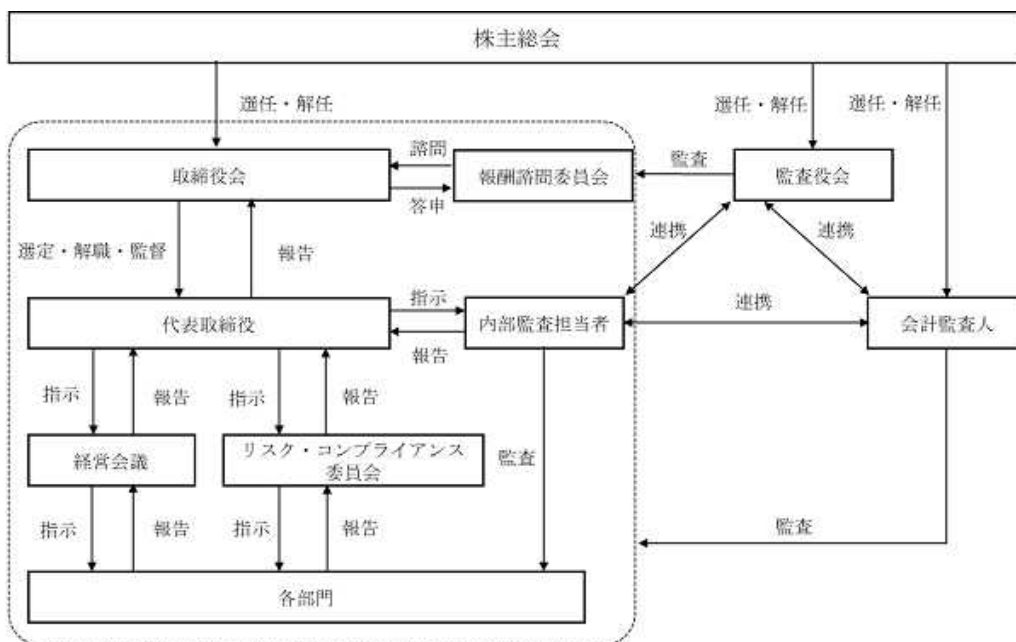
①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の透明性を高め、監督機能の強化と意思決定の迅速化を図り、コンプライアンスを確保することをコーポレート・ガバナンス上の最重要課題と理解し、位置付けております。また、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実を推進することにより、企業価値の向上を目指しております。そのために、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築しつつ、会社の所有者たる株主の視点を踏まえた効率的な経営を行ってまいります。

②企業統治の体制及び当該体制を採用する理由

a 企業統治の体制の概要

当社は、会社法に基づく機関として、取締役会及び監査役会を設置し、当事業に精通した業務執行取締役と独立した立場の社外取締役により組織する取締役会が、的確かつ迅速に重要な業務執行の決定と各取締役の職務執行の監督を行うとともに、社外監査役のみで構成される監査役会において企業経営、法律、資金調達、会計、内部統制等の専門性を有する各監査役が公正かつ独立の立場から監査を行っております。当社としては、この機関体制が現状の事業環境において経営の効率性と健全性を確保する上で有効であると判断しております。



イ 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長 吉村修一が議長を務め、取締役 麻生紀子、社外取締役 鈴木秀和の取締役3名で構成されております。取締役会は、会社の事業運営に関する重要事項、法令で定められた事項に関する意思決定を行っております。原則として、毎月1回の取締役会の開催に加え、必要に応じて臨時取締役会をその都度開催しております。取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

ロ 監査役及び監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役 加藤徹行が議長を務め、非常勤監査役 中山達也及び大橋俊之で構成されており、3名全員が社外監査役であります。監査役会は、毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

監査役は、取締役会のほか経営会議など重要な会議に出席し、適宜意見を述べ、取締役の職務執行が法令及び当社の定款を遵守し適切に行われているか監査を行っております。

監査役監査は、常勤監査役を中心に年度監査計画に基づいて実施しており、日常の監査等を通じて発見された事項等については監査役会で共有・協議されており、必要に応じ取締役会及び代表取締役社長に監査指摘事項を提示できる体制となっております。

なお、監査役会は、常勤監査役を議長とし、「(2) 役員の状況①役員一覧」に記載の監査役で構成されております。

ハ 経営会議

当社は、代表取締役社長 吉村修一を議長として、取締役 麻生紀子、常勤監査役 加藤徹行、執行役員 雨谷広道、福田譲、山下元之、山田浩司の計7名で構成される経営会議を毎月開催しております。取締役会の決議事項、報告事項の事前協議のほか経営の重要事項について議論し、取締役会での経営の意思決定を合理的かつ迅速に行うことを目的としており、当会議を通じて、経営状況を把握するとともに、職務権限規則に規定された事項に基づく運営を行っております。

ニ 内部監査

当社は、代表取締役社長が任命する内部監査担当者が代表取締役社長による承認を得た内部監査計画に基づいて子会社を含む全部門を対象に内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、指摘事項がある場合には被監査部門に伝達、改善を要請し、フォローアップ監査で改善状況を確認する事で内部監査プロセスの実効性を確保しております。

ホ リスク・コンプライアンス委員会

当社は、代表取締役社長 吉村修一を委員長として、取締役 麻生紀子、常勤監査役 加藤徹行、執行役員 雨谷広道、福田譲、山下元之、山田浩司の計7名で構成されるリスク・コンプライアンス委員会を原則として3ヵ月に1回開催しております。当委員会では、「リスク・コンプライアンスに関する規則」に基づき、リスクの適切な把握と管理及び法令遵守等に関する重要事項の報告・協議・意思決定を行っております。

ヘ 報酬諮問委員会

当社は、取締役 鈴木秀和を委員長として、代表取締役社長 吉村修一の計2名で構成される報酬諮問委員会を必要に応じて随時開催しております。当委員会は、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性、客観性及び説明責任を強化することを目的として、委員2名以上（そのうち1名以上は社外取締役）で構成され、取締役会の諮問機関として位置づけられております。

ト 会計監査人

当社は、PwC Japan有限責任監査法人と監査契約を締結し、定期的な監査のほか、会計上の課題について、随時協議を行う等、適正な会計処理に努めております。

b 当該企業統治の体制を採用する理由

当社は、経営の監督と業務執行の分離を明確にし、透明性の高い経営の実現を図るとともに、経営環境の変化に対してより迅速かつ機動的に対応できる経営体制を構築するために、上記の体制を採用しております。

③企業統治に関するその他の事項

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は、以下のとおりであります。

a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 法令及び定款の遵守を経営の重要課題として位置づけ、その徹底を図るための体制整備に努める。

ロ 取締役会は、法令及び定款の定めに従い、監査役出席のもと、定期的に開催する。

ハ 取締役は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、担当する部署の内部統制を整備する。

ニ 監査役は、取締役による内部統制システムの構築及び運用の状況について監査する。

ホ 各種社内規程、業務処理マニュアル等により、職務権限及び意思決定の方法並びに標準的な業務処理方法を定める。また、弁護士等の専門家から適宜アドバイスを受けながら遵法精神に則り職務を執行する。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ 取締役の職務の執行に係る情報を文書（取締役会議事録、経営会議議事録、決裁書等）で記録し、文書取扱規則に従い10年間保存することとする。

ロ 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 各部門は、所管業務に内在するリスクを把握し、必要な回避策や低減策を講じた上で職務を遂行する。

ロ 個別のリスクについては、リスク・コンプライアンスに関する規則等により構築したリスク管理体制に基づき、管理する。

ハ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて弁護士等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 重要事項については取締役会及び経営会議等の会議体を経て意思決定を行うことで、職務の適正性を確保する。

ロ 中期経営計画等の全社的な目標を定めることにより、各部門が事業年度ごとに実施すべき具体的な施策を効率的に策定できる体制を構築する。

e 企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 当社が定める関係会社管理規則において、子会社の業績や財務状況については定期的に、その他の重要な情報についてはその都度、子会社の取締役から当社取締役への報告を義務付ける。

ロ 子会社のリスク管理に関する基本方針及びリスク評価に関する事項を含む社内規定を定め、これに従いリスク管理を実践する。

ハ コンプライアンス関連規則を策定するとともに、当社及び子会社の使用人に対するコンプライアンス教育を適時に実施する

ニ 内部監査部門は、内部監査規則に基づき子会社の監査を実施し、その結果について代表取締役社長に報告する。また、法令に違反する事実又は子会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合には、直ちに代表取締役社長を通じて、取締役会に報告し、同時に監査役へ報告する。

f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

イ 監査役が必要とした場合、補助すべき職務の内容及び必要な員数等について監査役と協議のうえ、適切な使用人に監査役の職務を補助させ、効率的な監査業務に資するよう努める。この場合、当該使用人は、監査補助業務に関しては監査役の指示に従い、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。

ロ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置いた場合、その使用人の人事異動、人事評価に関しては、監査役の事前の同意を必要とする。

g 取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人は、法令に違反する事実または当社及び子会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合には、直ちにこれを監査役に報告しなければならない。

ロ 取締役及び使用人は、監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合には、直ちに監査役に報告しなければならない。

ハ 前2号の報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。

h 監査役がその職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づき費用の前払い等の請求をしたときは、

速やかに処理する。

i その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 監査役は、取締役会に加えて経営会議等の重要な会議にも出席する。

ロ 代表取締役社長は、監査役との意思疎通を図るために、監査役との定期的な意見交換を行う。

j 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

イ 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については断固これを拒絶することを基本方針とする。また、取引先がこれらと関わる個人、法人及び諸団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

ロ 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び弁護士等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

④取締役会の活動状況

当社は、原則月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。当事業年度において取締役会を19回開催しており、個々の取締役の出席状況については以下のとおりであります。

氏名	出席回数
吉村 修一	19回
稲畑 廣行（注1）	5回
細谷 昌良（注3）	19回
麻生 紀子（注2）	13回
志賀 俊之（注3）	19回
鈴木 秀和	19回

注1. 稲畑廣行は第7期定時株主総会終結の時をもって退任しており、同株主総会開催時まで開催された5回の取締役会すべてに出席しております。

2. 麻生紀子は第7期定時株主総会において新規に選任されており、同株主総会后に開催された14回の取締役会のうち13回に出席しております。

3. 細谷昌良、志賀俊之は第8期定時株主総会終結の時をもって退任しております。

取締役会における具体的な検討内容として、法令及び定款に定められた事項、経営全般に関する事項や重要な業務執行等について審議したほか、月次業績及び各事業の進捗状況等について報告を受けております。

⑤報酬諮問委員会の活動状況

当社は、取締役会の諮問機関として報酬諮問委員会を設置し原則年1回以上の開催としております。

委員のうち1名以上が社外取締役で構成される報酬諮問委員会の答申を得たうえで、取締役の個人別の報酬額の具体的内容を取締役会において決定しております。決定された報酬額は株主総会で決議された報酬限度額の範囲内です。

なお、当事業年度は6月、8月、10月に開催しており、個々の委員の出席状況は以下のとおりであります。

氏名	出席回数
（委員長）志賀 俊之（注）1	3回
（委員）鈴木 秀和	3回
（委員）吉村 修一	3回

注1. 志賀俊之は第8期定時株主総会終結の時をもって退任しております。志賀俊之の退任後、鈴木秀和が委員長を務めております。

⑥リスク管理体制の整備の状況

当社は、コンプライアンスの遵守を含めたリスク管理体制を構築するために代表取締役社長の直属機関としてリ

スク・コンプライアンス委員会を設置しております。

リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長 吉村修一を委員長として、取締役 麻生紀子、常勤監査役 加藤徹行、執行役員 雨谷広道、福田譲、山下元之、山田浩司の計7名により構成され、リスク管理にかかる方針及び計画の策定、リスク管理状況の把握及び評価、代表取締役社長、取締役会及び監査役会への報告等を行っております。

また、リスク・コンプライアンス委員会は各部署でのリスクの洗い出しを指示し、把握したリスクの評価、リスクの評価結果に応じた適切な対応策の検討を行い、四半期に1度定期的に開催されるリスク・コンプライアンス委員会にて審議しております。また、リスク管理責任者を中心に、教育研修や手順書の整備等を行い、社内に周知徹底しております。

リスク発生時には、そのリスクの大きさに応じ、リスク・コンプライアンス委員会及び関連する部署その他必要と判断される社内外の人員により構成される対策本部を設置し、リスク対応にあたるものとしております。

⑦社外取締役及び社外監査役の責任限定契約

当社と非業務執行取締役及び監査役は、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する限度額としております。

⑧取締役の定数

当社の取締役は3名以上とする旨を定款に定めております。

⑨取締役の選任決議

当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑩役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務の執行に起因する損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により保証することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、当社監査役及び子会社取締役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償の対象外とすることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

⑪株主総会の決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

a 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の行為に関する取締役及び監査役の損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当該責任免除が認められるのは、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がない場合に限られます。これは、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮する事等を目的としております。

b 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

c 自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引

等により自己の株式を取得することができる旨定款で定めております。これは、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営施策を機動的に遂行することを可能とするためであります。

⑫株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑬株式会社の支配に関する基本方針について

現時点では具体的な方針及び買収防衛策等は導入しておりません。

(2) 【役員の状況】

①役員一覧

男性5名 女性1名 (役員のうち女性の比率16.7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	吉村 修一	1982年5月18日生	2005年4月 三井物産株式会社入社 2012年7月 株式会社産業革新機構(現株式会社産業革新投資機構)入社、アソシエイト、2015年7月 同社ヴァイスプレジデント、2017年7月 同社 ディレクター 2017年6月 当社社外取締役 2020年11月 当社取締役副社長、Ushr, Inc. (現Dynamic Map Platform North America, Inc.) Director 2021年6月 当社代表取締役副社長 2022年1月 当社代表取締役社長CEO(現任) 2022年10月 株式会社DMP Axyz(現ダイナミックマッププラットフォームAxyz株式会社)取締役(現任) 2024年6月 Dynamic Map Platform North America, Inc. Chairman(現任) 2024年6月 Dynamic Map Platform North Europe, GmbH Managing Director(現任)	(注) 3	—
取締役 グループ技術・生産担当	麻生 紀子	1960年1月28日生	1982年4月 三菱電機株式会社入社 2000年4月 同社鎌倉製作所情報システム部技術第一課長 2001年4月 同社鎌倉製作所情報システム部解析・判読技術課長 2005年4月 同社鎌倉製作所衛星情報システム部地上システム課 主席技師長 2009年4月 出向 独立行政法人宇宙航空研究開発機構 2014年4月 出向帰任 三菱電機株式会社 準天頂衛星部 2019年10月 当社出向 技術企画部長 2020年4月 当社入社 執行役員 技術企画部長 2021年4月 当社執行役員 2023年6月 当社取締役 2024年6月 当社取締役グループ技術・生産担当(現任)	(注) 3	—
取締役	鈴木 秀和	1982年7月18日生	2005年4月 大和証券SMB株式会社(現大和証券株式会社)入社 2018年9月 株式会社アトラエ入社 2018年12月 同社取締役CFO(現任) 2020年7月 株式会社アルティエリ取締役CFO 2022年6月 当社社外取締役(現任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤 監査役	加藤 徹行	1967年6月14日生	1990年4月 日本銀行入行 1996年5月 預金保険機構派遣 1999年3月 金融再生委員会事務局派遣 1999年7月 日本銀行復職 2002年1月 KPMGフィナンシャル株式会社入社 2013年7月 株式会社レピカ（現ベイククラウドホールディングス株式会社）社外監査役 2015年1月 アララ株式会社(注(4))監査役 2015年2月 株式会社VARCHAR（現株式会社SYSTEM CONCIERGE）監査役 2017年11月 アララ株式会社(注(5))社外取締役(監査等委員) 2022年3月 当社社外監査役(現任) 2022年10月 株式会社DMP Axyz（現ダイナミックマッププラットフォームAxyz株式会社）監査役（現任）	(注) 6	—
監査役	中山 達也	1981年9月23日生	2005年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会）西村ときわ法律事務所（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）入所 2012年8月 Weil, Gotshal & Manges LLP勤務 2013年2月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2017年1月 西村あさひ法律事務所（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）パートナー（現任） 2018年9月 成蹊大学法科大学院 非常勤講師 2020年4月 東京大学法学部 非常勤講師 2021年6月 当社社外監査役（現任）	(注) 6	—
監査役	大橋 俊之	1974年9月5日生	1999年4月 デロイトトーマツコンサルティング株式会社入社 2000年7月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社 2009年10月 株式会社産業革新機構（現株式会社産業革新投資機構）入社 2010年9月 エナックス株式会社 社外取締役 2011年1月 株式会社中村超硬 社外監査役 2011年4月 株式会社JEOL RESONANCE（現日本電子株式会社）社外取締役 2016年3月 住化積水フィルムホールディングス株式会社（現住化積水フィルム株式会社）社外取締役 2016年9月 株式会社ネオキャリア入社執行役員(財務戦略担当) 2021年9月 株式会社篠原製作所 社外取締役（現任） 2022年6月 当社社外監査役(現任) 2022年7月 京和精工株式会社 社外監査役 2023年1月 株式会社技術継承機構 入社（現任） 2023年2月 京和精工株式会社 社外取締役（現任） 2023年8月 株式会社天鳥 社外取締役 2023年8月 株式会社天鳥 代表取締役（現任）	(注) 6	—
計					—

- (注) 1. 取締役 鈴木 秀和は、社外取締役であります。
2. 監査役 加藤 徹行、中山 達也、大橋 俊之は、社外監査役であります。
3. 任期は、2024年3月期に係る定時株主総会の終結の時から、2025年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2010年10月設立の旧株式会社レピカ子会社を指します。
5. 2016年3月に旧株式会社レピカがアララ株式会社を吸収合併した上で商号変更した会社を指します。さらに同社は2024年3月にベイククラウドホールディングス株式会社へ商号を変更しています。
6. 任期は、2023年1月17日開催の臨時株主総会の終結の時から、2026年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
7. 当社は、経営の意思決定、監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は以下の通りであります。

執行役員 コーポレート統括	山田 浩司
執行役員 オートモーティブ ビジネス統括	山下 元之
執行役員 3Dビジネス統括	雨谷 広道
執行役員 3Dビジネス統括 代理（技術担当）	福田 譲

② 社外取締役及び社外監査役の状況

a 社外取締役

当社の社外取締役は1名であります。

社外取締役鈴木秀和は、長年にわたる大手金融機関での従事を通じて金融、投資、財務戦略全般について豊富な知見と経験を有していることから、当社の経営に適切な発言を行っていただけるとの判断から選任しております。なお鈴木秀和は、当社の新株予約権23,100口（23,100株）を所有しております。当社と鈴木秀和の間にはそれ以外に人的関係、資金的関係または重要な取引関係その他の利害関係はありません。

b 社外監査役

社外監査役の加藤徹行は、監査役としての経験を豊富に有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。なお加藤徹行は、当社の新株予約権17,670口（21,100株）を所有しております。当社と加藤徹行の間にはそれ以外に人的関係、資金的関係または重要な取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の中山達也は、弁護士として企業法務やコンプライアンスに精通していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。なお中山達也は、当社の新株予約権11,035口（12,750株）を所有しております。当社と中山達也の間にはそれ以外に人的関係、資金的関係または重要な取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の大橋俊之は、ゴールドマン・サックス証券株式会社及び株式会社産業革新機構において幅広い投資事業に携わり投資先の経営にも参画した他、株式会社ネオキャリアにて財務戦略、M&A等を推進したことにより豊富な知識、経験や高い見識等を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。なお大橋俊之は、当社の新株予約権11,000口（11,000株）を所有しております。当社と大橋俊之の間にはそれ以外に人的関係、資金的関係または重要な取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めていませんが、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしており、鈴木秀和、加藤徹行、大橋俊之を同取引所に独立役員として届け出る予定です。

③ 社外取締役または社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会に出席し、意見を述べることにより、取締役の職務執行状況を監督し経営の監視機能を果たすとともに、適宜内部統制部門に対する質疑等を行っております。また、常勤監査役は、経営会議に出席し、意見を述べることにより、取締役の職務執行状況を監督し経営の監視機能を果たすとともに、適宜内部統制部門に対する質疑等を行っております。

社外監査役は監査役会における監査役間での情報・意見交換、代表取締役社長が任命する内部監査担当者、会計監査人と定期的及び必要に応じて会合を実施することで、情報共有と連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

①監査役監査の状況

監査役は監査基準・計画に基づき、取締役会のほか重要な会議に出席し必要に応じて意見を述べるなど、常に取締役の職務執行を監査できる体制となっております。また、重要会議の出席、取締役の法令・規程等の遵守状況の把握や、会計監査人の監査計画の把握、内部監査状況の把握を行い、内部監査部門及び会計監査人と情報交換や意見交換を行うなど連携を密にし、監査機能の向上を図る方針であります。

監査役は社外役員の経験が豊富な2名と弁護士1名であり、監査役としての実効性を重視した視点及び法令遵守等コンプライアンスの観点より経営監視を実施していただくこととしております。

監査役会は、原則月1回の定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議または決議を行います。

当事業年度において、12回の定時監査役会を開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	出席回数
加藤 徹行	12回
中山 達也	12回
大橋 俊之	12回

監査役会における主な検討事項は、監査計画の策定、監査の方針、監査報告書の作成、内部統制体制の整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、事業報告及び計算書類等の監査、その他の監査役の職務の執行に関する事項であります。

常勤監査役の活動として、年度当初に策定した監査方針・監査計画に従い、取締役会・重要会議への出席、代表取締役社長との意見交換、重要拠点の往査、各部署の内部監査の同席、内部監査人・会計監査人との三様監査ミーティング、重要書類の閲覧等を通じ、取締役の業務執行状況、財産管理状況等について監査を実施し、その手続き内容と結果を監査調査にまとめています。計算書類及びその附属明細書については、会計監査人から監査手続とその結果をヒアリングし、その妥当性を検討しています。

また、定時株主総会招集通知、事業報告書に関しては、その内容を個別に検討し、検討結果及び期中監査での監査結果を取りまとめ、監査役会にて意見交換を行いながら意見形成した上で、監査報告書を作成し、代表取締役社長に提出しています。

②内部監査の状況

当社の内部監査人は、内部監査室長1名を専任として任命しております。当社は、内部監査人に対し、企業の管理業務に関する知見と経験を有する人物がふさわしいと考えております。

当社では内部統制の有効性及び実業務の執行状況については、内部監査人による監査・調査を定期的に実施しております。内部監査人は、事業年度ごとに内部監査計画を策定し、代表取締役社長の承認を得たうえで内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長と被監査部門に直接報告しております。被監査部門に対しては、改善事項を指摘するとともに、改善の進捗状況を報告させることにより実効性の高い監査を実施しております。

また、監査役会、監査法人による監査及び内部監査が有機的に連携するよう、内部監査結果については、監査の都度、内部監査人が適宜、監査役会に報告し、意見交換を行うこととしております。加えて、月に1回以上の頻度で内部監査人と監査役との間でミーティングを行い、意見・情報交換を行うこととしております。取締役会に対しては当該年度の内部監査結果の総括を報告しております。内部監査人と監査法人との連携につきましては、監査法人の期中の報告会に出席いたします。監査役会と監査法人とは、期中に報告を受ける他適宜、意見交換を行うこととしております。

③会計監査の状況

a 監査法人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

b 継続監査期間

7年間

c 業務を執行した公認会計士

市原 順二

千葉 達哉

d 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名 その他19名

e 監査法人の選定方針と理由

監査役は監査法人の選定に当たって、独立性、専門性、遵法性、当社固有事情への対応力、効果的・効率的な業務遂行力の観点から適格性を判断する方針を掲げました。その上でガバナンス機能、行政処分の有無、品質管理機能、IT監査機能（ビッグデータを活用した分析機能等）、グローバル協業機能、他社での監査実績、報酬を総合的に勘案し、会社法第344条に基づく監査法人（会社法上の会計監査人）の選任議案を決定致しました。

なお監査法人の選任時点における監査役は1名でしたが現在は監査役会を設置しているため（現任監査役は3名）、会社法第340条に定める監査法人の解任、同第344条による監査法人の解任・不再任議案の株主総会への提出を要する場合は監査役会が行います。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は四半期ごとに監査法人と定期会合を開き監査計画、監査要点、監査手続、監査結果等に関する報告を受け議論しているほか、必要に応じ随時情報連絡を行う体制を構築しています。その上でe. 監査法人の選定理由と方針で示した選任議案決定時の検討項目の現状評価を毎年度実施しております。

④監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	31	6	33	5
連結子会社	—	—	—	—
計	31	6	33	5

（注）非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項以外の業務である合意された手続き業務であります。

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a. を除く）

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	40	28	43	—
連結子会社	5	—	—	—
計	45	28	43	—

（注）非監査業務の内容は、事業に関するコンサルティング業務等であります。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社は、事業規模や業務の特性に照らして、監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、監査報酬を決定しております。

監査報酬の決定に当たり、監査役会の同意を得ております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計

画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員報酬等】

① 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a 基本方針

役員報酬等の額については、株主総会の決議により定められた取締役及び監査役それぞれの報酬限度額の範囲内において決定しております。当社の役員報酬等に関する株主総会の決議は、取締役の報酬額は1億円以内とすることを第4期株主総会（2020年6月24日開催）にて、監査役の報酬額は1,500万円以内とすることを第5期株主総会（2021年6月23日開催）にて決議しております。

2023年9月29日に開催した臨時株主総会において、上場申請を特定の日付のものに限定することなく、上場申請が承認され上場することを条件として、当該上場日付で、取締役の金銭報酬の上限を年額1億円以内から年額5億円以内（うち社外取締役分は年額1億円以内）に、監査役の金銭報酬の上限を年額1,500万円以内から5,000万円以内に改定すると決議しました。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は5名、監査役の員数は3名です。

各取締役の報酬等の額は報酬諮問委員会での議論を経て代表取締役社長に一任され、ストック・オプション付与については必要に応じて随時、取締役会において決定しております。また、監査役の報酬については、監査役会での協議に基づき決定しております。

b 取締役の個人別の報酬等の算定方法決定に関する事項

当社では各取締役に対して固定報酬の他、業績連動報酬を支給しております（社外取締役を除く）。また、取締役の業績に対するインセンティブを一層高め、当社の企業価値の継続的な向上を図るため、適宜、非金銭報酬等として取締役に対するストック・オプションを付与する場合があります。固定報酬については、国内の上場企業の取締役報酬水準と相対的に比較検討し、各取締役の役位及び職掌に応じて設定しております。

業績連動報酬は、目標達成度に対する実績還元と、事業年度ごとの業績向上に対するモチベーション高揚を目的として支給することとしており、連結売上高及び連結営業利益を指標とする定量評価部分と、取締役個々人のOKR評価に基づいて決定される部分からなります。定量評価部分は、期初に設定した連結売上高及び連結営業利益の予算額の達成度合いに応じて増減し、OKR評価部分も、期初に設定したOKR目標の達成度合いにより増減します。いずれも、社外取締役が1名以上入り、委員長も社外取締役が務める報酬諮問委員会での諮問・答申を経て、取締役会から委任を受けた代表取締役社長吉村修一が個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額の決定及び各取締役の業績を踏まえた業績連動報酬の配分です。これらの権限を委任した理由は、各種評価要素を総合的に判断するには代表取締役社長が適任であると考えたためです。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう原案を報酬諮問委員会に諮問して答申を得るように求めており、当該答申の内容に従って取締役の個人別の報酬額が決定されることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

c 監査役報酬

監査役報酬は、株主総会で決議された報酬限度の範囲内において、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況等を考慮したうえで、監査役会における協議により決定することとしております。なお、監査役報酬については、業績連動報酬は支給しないこととしております。

②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	69	52	16	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	15	15	—	—	4

(注) 上記は無報酬の社外取締役1名、社外監査役1名を除いております。

③提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

④使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表、中間連結財務諸表、四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

当社の中間連結財務諸表は、第一種中間連結財務諸表であります。

(3) 当社の第3四半期連結会計期間(2024年10月1日から2024年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2024年4月1日から2024年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に基づいて作成しております。

(4) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)及び当連結会計年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)及び当事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の中間連結財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

(3) 当社は、第3四半期連結会計期間(2024年10月1日から2024年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2024年4月1日から2024年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、専門的知識を有する団体等が主催するセミナーへの参加等積極的な情報収集に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,594	10,174
売掛金及び契約資産	※1 1,535	※1 2,048
未収入金	806	409
その他	112	191
流動資産合計	16,048	12,824
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	116	0
機械装置及び運搬具（純額）	18	58
工具、器具及び備品（純額）	※3 430	※3 579
リース資産（純額）	75	69
建設仮勘定	281	50
有形固定資産合計	※2 922	※2 757
無形固定資産		
ソフトウェア	809	421
ソフトウェア仮勘定	571	120
その他	0	-
無形固定資産合計	1,381	542
投資その他の資産		
敷金及び保証金	170	99
繰延税金資産	-	1
その他	10	14
投資その他の資産合計	180	116
固定資産合計	2,484	1,416
資産合計	18,532	14,241

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	107	236
1年内返済予定の長期借入金	※3, ※5 342	※3, ※5 2,351
リース債務	105	89
未払金	1,316	682
未払費用	408	385
未払法人税等	2	9
契約負債	1,190	1,096
賞与引当金	59	65
役員賞与引当金	14	15
災害損失引当金	-	28
その他	8	25
流動負債合計	3,555	4,985
固定負債		
長期借入金	※3, ※5 5,981	※3, ※5 4,239
リース債務	142	100
長期前受収益	3	-
繰延税金負債	14	14
その他	49	46
固定負債合計	6,190	4,400
負債合計	9,746	9,386
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,450	100
資本剰余金	28,328	10,090
利益剰余金	△25,815	△5,276
株主資本合計	8,964	4,914
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	△204	△85
その他の包括利益累計額合計	△204	△85
新株予約権	20	19
非支配株主持分	7	5
純資産合計	8,786	4,854
負債純資産合計	18,532	14,241

【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

当中間連結会計期間
(2024年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	7,636
売掛金及び契約資産	1,439
その他	262
流動資産合計	9,338
固定資産	
有形固定資産	745
無形固定資産	1,595
投資その他の資産	107
固定資産合計	2,449
資産合計	11,787

(単位：百万円)

当中間連結会計期間
(2024年9月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	362
1年内返済予定の長期借入金	2,877
未払法人税等	9
契約負債	1,238
賞与引当金	70
役員賞与引当金	2
災害損失引当金	27
その他	409
流動負債合計	4,998
固定負債	
長期借入金	2,823
その他	128
固定負債合計	2,952
負債合計	7,950
純資産の部	
株主資本	
資本金	100
資本剰余金	6,912
利益剰余金	△3,514
株主資本合計	3,498
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	313
その他の包括利益累計額合計	313
新株予約権	19
非支配株主持分	5
純資産合計	3,837
負債純資産合計	11,787

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
売上高	※1 3,681	※1 5,567
売上原価	5,496	5,655
売上総損失(△)	△1,814	△88
販売費及び一般管理費	※2,※3 2,184	※2,※3 2,466
営業損失(△)	△3,999	△2,554
営業外収益		
受取利息	0	81
為替差益	905	245
補助金収入	-	2
その他	2	2
営業外収益合計	907	331
営業外費用		
支払利息	216	203
支払手数料	34	29
貸倒損失	110	-
その他	0	34
営業外費用合計	362	266
経常損失(△)	△3,453	△2,490
特別利益		
子会社清算益	-	75
特別利益合計	-	75
特別損失		
災害による損失	-	※4 30
減損損失	-	※5 1,596
特別損失合計	-	1,627
税金等調整前当期純損失(△)	△3,453	△4,042
法人税、住民税及び事業税	304	8
法人税等調整額	11	△0
法人税等合計	315	7
当期純損失(△)	△3,769	△4,050
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失(△)	347	△1
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△4,117	△4,049

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
当期純損失 (△)	△3,769	△4,050
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	62	119
その他の包括利益合計	※1 62	※1 119
包括利益	△3,707	△3,931
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△4,055	△3,930
非支配株主に係る包括利益	348	△1

【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月 30日)
売上高	2,248
売上原価	2,341
売上総損失 (△)	△93
販売費及び一般管理費	※1 1,215
営業損失 (△)	△1,308
営業外収益	
受取利息	19
その他	7
営業外収益合計	27
営業外費用	
支払利息	101
為替差損	6
その他	20
営業外費用合計	128
経常損失 (△)	△1,409
税金等調整前中間純損失 (△)	△1,409
法人税、住民税及び事業税	5
法人税等調整額	1
法人税等合計	6
中間純損失 (△)	△1,416
非支配株主に帰属する中間純損失 (△)	△0
親会社株主に帰属する中間純損失 (△)	△1,416

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
中間純損失 (△)	△1,416
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	399
その他の包括利益合計	399
中間包括利益	△1,017
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	△1,016
非支配株主に係る中間包括利益	△0

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	100	23,972	△21,698	2,374
当期変動額				
新株の発行	6,350	6,350		12,701
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△4,117	△4,117
連結子会社の増資に よる持分の増減		△149		△149
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△1,844		△1,844
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	6,350	4,356	△4,117	6,589
当期末残高	6,450	28,328	△25,815	8,964

	その他の包括利益 累計額	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定			
当期首残高	△266	7	4,766	6,881
当期変動額				
新株の発行				12,701
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)				△4,117
連結子会社の増資に よる持分の増減				△149
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動				△1,844
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	61	12	△4,759	△4,684
当期変動額合計	61	12	△4,759	1,904
当期末残高	△204	20	7	8,786

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	6,450	28,328	△25,815	8,964
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△4,049	△4,049
資本金から剰余金への 振替	△6,350	6,350		-
剰余金の処分		△24,589	24,589	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	△6,350	△18,238	20,539	△4,049
当期末残高	100	10,090	△5,276	4,914

	その他の包括利益 累計額	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定			
当期首残高	△204	20	7	8,786
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)				△4,049
資本金から剰余金への 振替				-
剰余金の処分				-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	119	△0	△1	117
当期変動額合計	119	△0	△1	△3,931
当期末残高	△85	19	5	4,854

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 (△)	△3,453	△4,042
減価償却費	401	349
減損損失	-	1,596
賞与引当金の増減額 (△は減少)	10	6
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	6	0
災害損失引当金の増減額 (△は減少)	-	28
受取利息及び受取配当金	△0	△81
支払利息	216	203
補助金収入	-	△2
為替差損益 (△は益)	△905	△252
子会社清算損益 (△は益)	-	△75
売上債権及び契約資産の増減額 (△は増加)	△1,063	△446
仕入債務の増減額 (△は減少)	△148	117
その他	579	△283
小計	△4,357	△2,882
利息及び配当金の受取額	0	78
利息の支払額	△219	△201
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△370	△161
営業活動によるキャッシュ・フロー	△4,946	△3,166
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	△1,405
定期預金の払戻による収入	-	1,405
有形固定資産の取得による支出	△860	△113
無形固定資産の取得による支出	△1,039	△753
その他	△29	24
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,928	△842
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	5,000	-
短期借入金返済による支出	△6,000	-
長期借入れによる収入	2,700	600
長期借入金返済による支出	△94	△348
新株予約権の発行による収入	12	-
株式の発行による収入	199	-
非支配株主からの払込みによる収入	5,399	-
リース債務の返済による支出	△97	△112
その他	△0	20
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,119	159
現金及び現金同等物に係る換算差額	999	429
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,244	△3,419
現金及び現金同等物の期首残高	12,349	13,594
現金及び現金同等物の期末残高	※1 13,594	※1 10,174

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純損失(△)	△1,409
減価償却費	205
賞与引当金の増減額(△は減少)	5
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△12
災害損失引当金の増減額(△は減少)	△0
受取利息及び受取配当金	△19
支払利息	101
補助金収入	△5
為替差損益(△は益)	1
売上債権及び契約資産の増減額(△は増加)	765
棚卸資産の増減額(△は増加)	△23
仕入債務の増減額(△は減少)	85
未払金の増減額(△は減少)	△549
その他	59
小計	△795
利息及び配当金の受取額	13
利息の支払額	△103
補助金の受取額	7
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	153
営業活動によるキャッシュ・フロー	△724
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△609
有形固定資産の取得による支出	△48
無形固定資産の取得による支出	△1,042
その他	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,699
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△904
リース債務の返済による支出	△50
財務活動によるキャッシュ・フロー	△954
現金及び現金同等物に係る換算差額	195
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△3,182
現金及び現金同等物の期首残高	10,174
現金及び現金同等物の中間期末残高	*1 6,991

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

Dynamic Map Platform North America, Inc.

DMP NA, Inc.

Dynamic Map Platform Europe, GmbH

ダイナミックマッププラットフォームAxyz株式会社

Dynamic Map Platform Korea, LLC

ダイナミックマッププラットフォームAxyz株式会社、Dynamic Map Platform Korea, LLCは、新規設立に伴い、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

また、当社の連結子会社であったD2NA合同会社は、2023年1月18日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Dynamic Map Platform North America, Inc.、Dynamic Map Platform Europe, GmbH及びDynamic Map Platform Korea, LLCの決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法（ただし建物附属設備は定額法）、在外子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8～15年

機械装置及び運搬具 5～6年

工具、器具及び備品 4～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(2) 重要な引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① ライセンスフィー

ライセンスフィーについては、地図データ等の引き渡しを履行義務として識別しております。ライセンスフィーについては、当該地図データ等を引き渡し、顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断し、顧客が当該地図データ等を検収した時点（顧客の検収がライセンスの使用開始期間より前の場合には、ライセンスの使用開始時点）で収益を認識しております。ただし、量産車両に搭載されるライセンスフィーについては、自動車メーカーから対象車両を出荷した時点で履行義務が充足されるため、同時点で収益を認識しております。

② メンテナンスフィー

メンテナンスフィーについては、契約に基づく期間における地図データ等の更新を履行義務として識別しております。メンテナンスフィーについては、契約に基づく一定の期間にわたって履行義務が充足されると判断し、契約に基づく一定の期間にわたって収益を認識しております。

③ 開発利用料

開発利用料（HDマップ開発に係る費用を当社開発のHDマップの利用そのものへの対価として自動車メーカーより收受するもの）については、契約に基づく期間における地図データ等の更新を履行義務として識別しております。

開発利用料については、契約に基づく一定の期間にわたって履行義務が充足されると判断し、契約に基づく一定の期間にわたって収益を認識しております。

④ 開発プロジェクトに係わる契約

開発プロジェクトに係わる契約については、契約に基づく業務の遂行を履行義務として識別しております。開発プロジェクトに係わる契約については、一定の期間にわたって履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

進捗度の測定については、対象期日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。子会社における地図データの新規開発における進捗度の測定については、地図データの作成距離に基づいて行っております。

履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか

負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

Dynamic Map Platform North America, Inc.

Dynamic Map Platform Europe, GmbH

ダイナミックマッププラットフォームAxyz株式会社

Dynamic Map Platform Korea, LLC

Dynamic Map Platform Arabia Limited

DYNAMIC MAP PLATFORM DATA - L.L.C

Dynamic Map Platform Arabia Limited、DYNAMIC MAP PLATFORM DATA - L.L.Cは、新規設立に伴い、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

また、連結子会社であったDMP NA, Inc. は清算のため当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Dynamic Map Platform North America, Inc.、Dynamic Map Platform Europe, GmbH、Dynamic Map Platform Korea, LLC、Dynamic Map Platform Arabia Limited 及び DYNAMIC MAP PLATFORM DATA - L.L.Cの決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法（ただし建物附属設備は定額法）、在外子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8～15年

機械装置及び運搬具 5年

工具、器具及び備品 4～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(2) 重要な引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

③ 災害損失引当金

災害に伴う復旧費用等の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(3) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① ライセンスフィー

ライセンスフィーについては、地図データ等の引き渡しを履行義務として識別しております。ライセンスフィーについては、当該地図データ等を引き渡し、顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断し、顧客が当該地図データ等を検収した時点（顧客の検収がライセンスの使用開始期間より前の場合には、ライセンスの使用開始時点）で収益を認識しております。ただし、量産車両に搭載されるライセンスフィーについては、自動車メーカーから対象車両を出荷した時点で履行義務が充足されるため、同時点で収益を認識しております。

② メンテナンスフィー

メンテナンスフィーについては、契約に基づく期間における地図データ等の更新を履行義務として識別しております。メンテナンスフィーについては、契約に基づく一定の期間にわたって履行義務が充足されると判断し、契約に基づく一定の期間にわたって収益を認識しております。

③ 開発利用料

開発利用料（HDマップ開発に係る費用を当社開発のHDマップの利用そのものへの対価として自動車メーカーより收受するもの）については、契約に基づく期間における地図データ等の更新を履行義務として識別しております。開発利用料については、契約に基づく一定の期間にわたって履行義務が充足されると判断し、契約に基づく一定の期間にわたって収益を認識しております。

④ 開発プロジェクトに係わる契約

開発プロジェクトに係わる契約については、契約に基づく業務の遂行を履行義務として識別しております。開発プロジェクトに係わる契約については、一定の期間にわたって履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

進捗度の測定については、対象期までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。子会社における地図データの新規開発における進捗度の測定については、地図データの作成距離に基づいて行っております。

履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含め

て計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 固定資産の評価

(1) 連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

有形固定資産	922
無形固定資産	1,381

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

有形固定資産及び無形固定資産について、減損の兆候がある当社の資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

回収可能価額の算定は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としております。なお、正味売却価額は第三者により合理的に算定された評価額等により算定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローが見込めないものについては、回収可能価額をゼロとして評価し算定しております。

② 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りにおいては事業計画を基礎としております。事業計画の基礎となる売上高や営業利益の算定にあたり一定の仮定をおいております。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、事業計画との乖離が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 固定資産の評価

(1) 連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

有形固定資産	757
無形固定資産	542
減損損失	1,596

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

有形固定資産及び無形固定資産について、減損の兆候がある当社の資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

回収可能価額の算定は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としております。なお、正味売却価額は第三者により合理的に算定された評価額等により算定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローが見込めないものについては、回収可能価額をゼロとして評価し算定しております。

② 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りにおいては事業計画を基礎としております。事業計画の基礎となる売上高や営業利益の算定にあたり一定の仮定をおいております。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、事業計画との乖離が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等（以下「企業会計基準第28号等」）が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・ 税金費用の計上区分（その他の包括利益に対する課税）
- ・ グループ法人税制が適用される場合の子会社株式会社等（子会社株式会社又は関連会社株式）の売却に係る税効果

(2) 適用予定日

2025年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額はありません。

(連結貸借対照表関係)

※1 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 3. (1)契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	200百万円	304百万円

※3 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
工具、器具及び備品	0百万円	0百万円

(2) 担保に係る債務

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	99百万円	111百万円
長期借入金	124 〃	21 〃
計	224百万円	133百万円

4 当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額及び借入実行残高

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	3,000百万円	2,000百万円
借入実行残高	- 〃	- 〃
差引額	3,000百万円	2,000百万円

※5 財務制限条項について

前連結会計年度 (2023年3月31日)

当社グループの主要な借入金に係る金融機関との契約には、財務制限条項が付されています。

① コミットメントライン契約

借入極度額：1,000百万円

当連結会計年度末借入残高：-百万円

(i)各事業年度の末日において、貸借対照表における純資産の部の金額を、20億円以上に維持する。

② コミットメントライン契約

借入極度額：1,000百万円

当連結会計年度末借入残高：-百万円

(i)2023年3月に終了する決算期(当該決算期を含む)以降の各決算期末日の単体貸借対照表の純資産の部の合計額を、直前の決算期末の純資産の部の合計額の75%以上に維持する。

(ii)2022年12月末日を初回とし、以降各年度の6月、9月及び12月の各末日及び決算期の末日における単体貸借対照表における現預金の合計金額を、500,000,000円以上に維持する。

③ タームローン契約（シンジケートローン方式）

当連結会計年度末借入残高：4,000百万円

(i) 2025年3月に終了する決算期（当該決算期を含む）以降の各決算期末日の連結貸借対照表の純資産の部の合計額を、直近の決算期末又は2024年3月に終了する決算期末日の純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持する。

(ii) 2025年3月に終了する決算期（当該決算期を含む）以降の各年度の連結損益計算書上の営業損益に関して、それぞれ営業損失を計上しない。

(iii) 2025年3月に終了する決算期（当該決算期を含む）以降の各年度の連結財務諸表におけるデット・サービス・カバレッジ・レシオを、それぞれ1.2を下回る数値としない。

計算式 デット・サービス・カバレッジ・レシオ：フリー・キャッシュフロー÷（有利子負債の元本約定返済金額＋有利子負債支払利息＋コミットメントフィー＋エージェントフィー）

④ タームローン契約

当連結会計年度末借入残高：1,000百万円

(i) IPO実施直後の決算期を初回とする各年度決算期末日の連結貸借対照表の純資産の部の合計額をIPO実施直後の決算期又は直近の決算期末日の純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持する。

(ii) IPO実施直後の決算期を初回とする各年度決算期末日の連結損益計算書上の経常損益の金額を0円以上に維持する。

ただし、上記2項については2期連続で発生した場合に抵触

⑤ タームローン契約

当連結会計年度末借入残高：200百万円

(i) 2023年3月期以降、各年度決算期末日の単体及び連結貸借対照表における純資産の部の金額を、20億円以上に維持すること。

(ii) 2025年3月期の連結貸借対照表における純資産の部の金額を、2024年3月期決算の連結貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

(iii) 本契約以外の金融機関との契約に基づく債務について、当該契約における財務制限条項に抵触し、期限の利益を喪失しないこと。ただし、当該財務制限条項に抵触した場合であっても期限の利益を喪失しなかったときは、本号に抵触しないものとする。

⑥ タームローン契約

当連結会計年度末借入残高：200百万円

(i) 2023年3月期以降、各年度決算期末日の単体及び連結貸借対照表における純資産の部の金額を、20億円以上に維持すること。

(ii) 2025年3月期の連結貸借対照表における純資産の部の金額を、2024年3月期決算の連結貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

(iii) 本契約以外の金融機関との契約に基づく債務について、当該契約における財務制限条項に抵触し、期限の利益を喪失しないこと。ただし、当該財務制限条項に抵触した場合であっても期限の利益を喪失しなかったときは、本号に抵触しないものとする。

当連結会計年度（2024年3月31日）

当社グループの主要な借入金に係る金融機関との契約には、財務制限条項が付されています。

① コミットメントライン契約

借入極度額：1,000百万円

当連結会計年度末借入残高：-百万円

(i) 各事業年度の末日において、貸借対照表における純資産の部の金額を、20億円以上に維持する。

② タームローン契約（シンジケートローン方式）

当連結会計年度末借入残高：4,000百万円

(i) 2026年3月に終了する決算期（当該決算期を含む）以降の各決算期末日の連結貸借対照表の純資産の部の合計額を、直近の決算期末又は2024年3月に終了する決算期末日の純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持する。

(ii) 2026年3月に終了する決算期（当該決算期を含む）以降の各年度の連結損益計算書上の営業損益に関して、それぞれ営業損失を計上しない。

(iii) 2026年3月に終了する決算期（当該決算期を含む）以降の各年度の連結財務諸表におけるデット・サービス・カバレッジ・レシオを、それぞれ1.2を下回る数値としない。

計算式 デット・サービス・カバレッジ・レシオ：フリー・キャッシュフロー÷（有利子負債の元本約定返済金額＋有利子負債支払利息＋コミットメントフィー＋エージェントフィー）

③ タームローン契約

当連結会計年度末借入残高：900百万円

(i) IPO実施直後の決算期を初回とする各年度決算期末日の連結貸借対照表の純資産の部の合計額をIPO実施直後の決算期又は直近の決算期末日の純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持する。

(ii) IPO実施直後の決算期を初回とする各年度決算期末日の連結損益計算書上の経常損益の金額を0円以上に維持する。

ただし、上記2項については2期連続で発生した場合に抵触

④ タームローン契約

当連結会計年度末借入残高：437百万円

(i) 2023年3月期以降、各年度決算期末日の単体及び連結貸借対照表における純資産の部の金額を、20億円以上に維持すること。

(ii) 2025年3月期の連結貸借対照表における純資産の部の金額を、2024年3月期決算の連結貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

(iii) 本契約以外の金融機関との契約に基づく債務について、当該契約における財務制限条項に抵触し、期限の利益を喪失しないこと。ただし、当該財務制限条項に抵触した場合であっても期限の利益を喪失しなかったときは、本号に抵触しないものとする。

⑤ タームローン契約

当連結会計年度末借入残高：420百万円

(i) 2023年3月期以降、各年度決算期末日の単体及び連結貸借対照表における純資産の部の金額を、20億円以上に維持すること。

(ii) 2025年3月期の連結貸借対照表における純資産の部の金額を、2024年3月期決算の連結貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

(iii) 本契約以外の金融機関との契約に基づく債務について、当該契約における財務制限条項に抵触し、期限の利益を喪失しないこと。ただし、当該財務制限条項に抵触した場合であっても期限の利益を喪失しなかったときは、本号に抵触しないものとする。

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)	当連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)
給料手当及び賞与	716百万円	977百万円
退職給付費用	8 "	15 "
賞与引当金繰入額	33 "	38 "
役員賞与引当金繰入額	18 "	15 "
支払報酬料	468 "	467 "

※3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)	当連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)
	115百万円	89百万円

※4 災害による損失

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

令和6年能登半島地震による被害に伴う損失30百万円を計上しております。なお、災害による損失には災害損失引当金繰入額28百万円を含んでおります。

※5 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失
ダイナミックマップ プラットフォーム 株式会社(東京都渋谷区)	事業用固定資産 (本社事務所設備、計測 用機材および地図データ (ソフトウェア)等)	建物附属設備、 工具、器具及び備品、 リース資産(有形固定資産)、 商標権、 ソフトウェア、 ソフトウェア仮勘定	1,596百万円

当社グループの資産のグルーピングは、事業用資産については管理会計上の区分を単位としています。

「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、主要な資産の残存耐用年数等を見積り期間とし、事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローと固定資産の帳簿価額を比較した結果、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回ったことから減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,596百万円)として特別損失に計上いたしました。

その内訳は、建物附属設備111百万円、工具、器具及び備品34百万円、リース資産(有形固定資産)12百万円、商標権6百万円、ソフトウェア759百万円、ソフトウェア仮勘定673百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額の算定は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としておりま

す。正味売却価額は第三者により合理的に算定された評価額等により算定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローが見込めないものについては、回収可能価額をゼロとして評価し算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)	当連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	62	195
組替調整額	－	△75
その他の包括利益合計	62	119

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	305,554	18,509,296	-	18,814,850

(変動事由の概要)

第三者割当増資による増加	1,176株
新株予約権の権利行使による増加	69,567株
株式分割による増加	18,438,553株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第5回新株予約権	普通株式	36,300	-	36,300	-	-
	第8回新株予約権	普通株式	35,000	-	35,000	-	-
	2021年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	7
	2022年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	12
	2023年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計			71,300	-	71,300	-	20

(変動事由の概要)

減少の内訳は次のとおりであります。

新株予約権行使による減少	69,567株
権利放棄による減少	1,733株

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	18,814,850	-	-	18,814,850

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2021年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	7
	2022年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	12
	2023年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計			-	-	-	-	19

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)	当連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)
現金及び預金	13,594百万円	10,174百万円
現金及び現金同等物	13,594百万円	10,174百万円

※2 重要な非資金取引の内容

子会社出資金の現物出資による株式の追加発行

	前連結会計年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)	当連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)
子会社出資金の現物出資による 資本金増加額	6,250百万円	－百万円
子会社出資金の現物出資による 資本準備金増加額	6,250 "	－ "

(リース取引関係)

前連結会計年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主としてモバイル・マッピング・システム(工具、器具及び備品)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	76百万円
1年超	295 〃
合計	371百万円

当連結会計年度(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主としてモバイル・マッピング・システム(工具、器具及び備品)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	79百万円
1年超	244 〃
合計	324百万円

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を主に自己資金及び借入金で賄っております。一時的な余資は安全性の高い短期的な預金等に限定して運用しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金及びリース債務は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で5年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規程及び債権管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うことで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

外貨建て債権及び債務については、為替リスク管理規程に基づき、為替リスクに関する重要事項の決定、報告などを行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、一定の手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 長期借入金 *2	6,324	6,315	△8
(2) リース債務 *2	247	247	△0
負債計	6,571	6,563	△8

*1. 「現金及び預金」「売掛金及び契約資産」「未収入金」「買掛金」「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

*2. 「長期借入金」及び「リース債務」は「1年内返済予定の長期借入金」「リース債務(流動負債)」を含めて表示しております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	13,594	—	—	—
売掛金及び契約資産	1,535	—	—	—
未収入金	806	—	—	—
合計	15,936	—	—	—

(注) 2. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	342	2,111	3,120	750	—	—
リース債務	105	79	34	16	11	—
合計	447	2,191	3,154	766	11	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	6,315	—	6,315
リース債務	—	247	—	247
負債計	—	6,563	—	6,563

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金並びにリース債務

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を主に自己資金及び借入金で賄っております。一時的な余資は安全性の高い短期的な預金等に限定して運用しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金及びリース債務は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で5年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

営業債権については、与信管理規程及び債権管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うことで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

外貨建て債権及び債務については、為替リスク管理規程に基づき、為替リスクに関する重要事項の決定、報告などを行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、一定の手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 長期借入金 *2	6,590	6,578	△11
(2) リース債務 *2	190	189	△0
負債計	6,780	6,768	△12

*1. 「現金及び預金」「売掛金及び契約資産」「未収入金」「買掛金」「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

*2. 「長期借入金」及び「リース債務」は「1年内返済予定の長期借入金」「リース債務(流動負債)」を含めて表示しております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	10,174	—	—	—
売掛金及び契約資産	2,048	—	—	—
未収入金	409	—	—	—
合計	12,632	—	—	—

(注) 2. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	2,351	3,489	750	—	—	—
リース債務	89	45	28	23	3	—
合計	2,441	3,534	778	23	3	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	6,578	—	6,578
リース債務	—	189	—	189
負債計	—	6,768	—	6,768

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金並びにリース債務

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

一部の在外連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

一部の在外連結子会社の確定拠出年金制度への要拠出額は、49百万円であります。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

一部の在外連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

一部の在外連結子会社の確定拠出年金制度への要拠出額は、67百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	2021年1月29日 (取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社取締役 3名 当社従業員 16名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 43,400株
付与日	2021年2月26日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	当社が株式公開を行った日、または、本契約締結日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日(ただし、当該日が本契約の対象である新株予約権の付与日の2年後の応当日より早い場合は、新株予約権の付与日の2年後の応当日)(他の新株予約権の行使の条件(行使ができなくなる条件に該当しないことも含む。)が充足されていることを条件とする)から、2030年6月24日まで。

会社名	提出会社
決議年月日	2021年8月17日① (取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社従業員 22名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 53,750株
付与日	2021年9月10日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	当社が株式公開を行った日、または、本契約締結日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日(ただし、当該日が本契約の対象である新株予約権の付与日の2年後の応当日より早い場合は、新株予約権の付与日の2年後の応当日)(他の新株予約権の行使の条件(行使ができなくなる条件に該当しないことも含む。)が充足されていることを条件とする)から、2031年6月23日まで。

会社名	提出会社
決議年月日	2021年8月17日② (取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社取締役 3名 当社従業員 6名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 447,500株
付与日	2021年9月10日
権利確定条件	2022年3月期乃至2026年3月期において、当社の連結売上が2,100百万円を超過すること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	当社が株式公開を行った日又は割当日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日から、2031年6月23日まで。

会社名	提出会社
決議年月日	2021年9月14日 (取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社従業員 4名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 5,250株
付与日	2021年9月17日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	当社が株式公開を行った日、または、本契約締結日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日(ただし、当該日が本契約の対象である新株予約権の付与日の2年後の応当日より早い場合は、新株予約権の付与日の2年後の応当日)(他の新株予約権の行使の条件(行使ができなくなる条件に該当しないことも含む。)が充足されていることを条件とする)から、2031年6月23日まで。

会社名	提出会社
決議年月日	2021年9月24日 (取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	子会社取締役 1名 子会社従業員 119名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 648,550株
付与日	2021年9月24日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	当社が株式公開を行った日、または、本契約締結日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日(ただし、当該日が本契約の対象である新株予約権の付与日の2年後の応当日より早い場合は、新株予約権の付与日の2年後の応当日)(他の新株予約権の行使の条件(行使ができなくなる条件に該当しないことも含む。)が充足されていることを条件とする)から、2031年6月23日まで。

会社名	提出会社
決議年月日	2021年10月14日 (取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 5,000株
付与日	2021年10月29日
権利確定条件	2022年3月期乃至2026年3月期において、当社の連結売上高が2,100百万円を超過すること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	当社が株式公開を行った日又は割当日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日から、本新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日まで

会社名	提出会社
決議年月日	2022年1月19日① (取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社従業員 11名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 20,500株
付与日	2022年2月10日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	当社が株式公開を行った日又は割当日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日から、本新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日まで

会社名	提出会社
決議年月日	2022年1月19日② (取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社取締役 1名 当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 37,500株
付与日	2022年2月10日
権利確定条件	2022年3月期乃至2026年3月期において、当社の連結売上高が2,100百万円を超過すること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	当社が株式公開を行った日又は割当日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日から、本新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日まで

会社名	提出会社
決議年月日	2022年5月20日① (取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社監査役 2名 当社従業員 12名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 28,250株
付与日	2022年6月17日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	当社が株式公開を行った日、または、本契約締結日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日(ただし、当該日が本契約の対象である新株予約権の付与日の2年後の応当日より早い場合は、新株予約権の付与日の2年後の応当日)(他の新株予約権の行使の条件(行使ができなくなる条件に該当しないことも含む。)が充足されていることを条件とする)から、2032年3月10日まで。

会社名	提出会社
決議年月日	2022年5月20日② (取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社取締役 3名 当社従業員 8名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 855,950株
付与日	2022年6月17日
権利確定条件	2023年3月期乃至2027年3月期において、当社の連結売上高が3,060百万円を超過すること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	当社が株式公開を行った日又は割当日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日から、本新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日まで

会社名	提出会社
決議年月日	2022年10月18日 (取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社従業員 7名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 15,750株
付与日	2022年10月28日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	当社が株式公開を行った日、または、本契約締結日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日(ただし、当該日が本契約の対象である新株予約権の付与日の2年後の応当日より早い場合は、新株予約権の付与日の2年後の応当日)(他の新株予約権の行使の条件(行使ができなくなる条件に該当しないことも含む。)が充足されていることを条件とする)から、2032年3月10日まで。

会社名	提出会社
決議年月日	2023年1月19日 (取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社従業員 9名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 15,000株
付与日	2023年1月31日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	当社が株式公開を行った日、または、本契約締結日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日(ただし、当該日が本契約の対象である新株予約権の付与日の2年後の応当日より早い場合は、新株予約権の付与日の2年後の応当日)(他の新株予約権の行使の条件(行使ができなくなる条件に該当しないことも含む。)が充足されていることを条件とする)から、2033年1月17日まで。

(注) 1. 付与対象者の区分及び人数は、新株予約権の付与時点における内容を記載しております。

2. 株式数に換算して記載しております。なお、2023年2月5日付で株式分割(1対50)を行っており、株式分割後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2023年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年1月29日	2021年8月17日①	2021年8月17日②
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	43,250	47,000	447,500
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	43,250	-	447,500
未確定残	-	47,000	-
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	43,250	-	447,500
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	43,250	-	447,500

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年9月14日	2021年9月24日	2021年10月14日
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	5,250	648,550	5,000
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	5,000
未確定残	5,250	648,550	-
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	5,000
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	5,000

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年1月19日①	2022年1月19日②	2022年5月20日①
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	20,500	37,500	-
付与	-	-	28,250
失効	1,500	-	1,750
権利確定	-	37,500	-
未確定残	19,000	-	26,500
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	37,500	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	37,500	-

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年5月20日②	2022年10月18日	2023年1月19日
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	855,950	15,750	15,000
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	855,950	15,750	15,000
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

(注)2023年2月5日付で株式分割（1対50）を行っており、株式分割後の株式数を記載しております。

② 単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年1月29日	2021年8月17日①	2021年8月17日②
権利行使価格（円）	2,000	3,000	3,000
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-	-

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年9月14日	2021年9月24日	2021年10月14日
権利行使価格（円）	3,000	3,000	3,000
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-	-

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年1月19日①	2022年1月19日②	2022年5月20日①
権利行使価格（円）	3,000	3,000	3,400
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-	-

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年5月20日②	2022年10月18日	2023年1月19日
権利行使価格（円）	3,400	3,400	3,400
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-	-

(注)2023年2月5日付株式分割（1対50）による分割後の単価に換算して記載しております。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定した価格を用いております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額

545百万円

当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	2021年1月29日 (取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社取締役 3名 当社従業員 16名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 43,400株
付与日	2021年2月26日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	当社が株式公開を行った日、または、本契約締結日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日（ただし、当該日が本契約の対象である新株予約権の付与日の2年後の応当日より早い場合は、新株予約権の付与日の2年後の応当日）（他の新株予約権の行使の条件（行使ができなくなる条件に該当しないことも含む。）が充足されていることを条件とする）から、2030年6月24日まで。

会社名	提出会社
決議年月日	2021年8月17日① (取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社従業員 22名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 53,750株
付与日	2021年9月10日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	当社が株式公開を行った日、または、本契約締結日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日（ただし、当該日が本契約の対象である新株予約権の付与日の2年後の応当日より早い場合は、新株予約権の付与日の2年後の応当日）（他の新株予約権の行使の条件（行使ができなくなる条件に該当しないことも含む。）が充足されていることを条件とする）から、2031年6月23日まで。

会社名	提出会社
決議年月日	2021年8月17日② (取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社取締役 3名 当社従業員 6名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 447,500株
付与日	2021年9月10日
権利確定条件	2022年3月期乃至2026年3月期において、当社の連結売上高が2,100百万円を超過すること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	当社が株式公開を行った日又は割当日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日から、2031年6月23日まで。

会社名	提出会社
決議年月日	2021年9月14日 (取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社従業員 4名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 5,250株
付与日	2021年9月17日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	当社が株式公開を行った日、または、本契約締結日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日(ただし、当該日が本契約の対象である新株予約権の付与日の2年後の応当日より早い場合は、新株予約権の付与日の2年後の応当日)(他の新株予約権の行使の条件(行使ができなくなる条件に該当しないことも含む。)が充足されていることを条件とする)から、2031年6月23日まで。

会社名	提出会社
決議年月日	2021年9月24日 (取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	子会社取締役 1名 子会社従業員 119名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 648,550株
付与日	2021年9月24日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	当社が株式公開を行った日、または、本契約締結日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日(ただし、当該日が本契約の対象である新株予約権の付与日の2年後の応当日より早い場合は、新株予約権の付与日の2年後の応当日)(他の新株予約権の行使の条件(行使ができなくなる条件に該当しないことも含む。)が充足されていることを条件とする)から、2031年6月23日まで。

会社名	提出会社
決議年月日	2021年10月14日 (取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 5,000株
付与日	2021年10月29日
権利確定条件	2022年3月期乃至2026年3月期において、当社の連結売上高が2,100百万円を超過すること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	当社が株式公開を行った日又は割当日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日から、本新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日まで

会社名	提出会社
決議年月日	2022年1月19日① (取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社従業員 11名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 20,500株
付与日	2022年2月10日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	当社が株式公開を行った日、または、本契約締結日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日(ただし、当該日が本契約の対象である新株予約権の付与日の2年後の応当日より早い場合は、新株予約権の付与日の2年後の応当日)(他の新株予約権の行使の条件(行使ができなくなる条件に該当しないことも含む。)が充足されていることを条件とする)から、本新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日まで

会社名	提出会社
決議年月日	2022年1月19日② (取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社取締役 1名 当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 37,500株
付与日	2022年2月10日
権利確定条件	2022年3月期乃至2026年3月期において、当社の連結売上高が2,100百万円を超過すること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	当社が株式公開を行った日又は割当日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日から、本新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日まで

会社名	提出会社
決議年月日	2022年5月20日① (取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社監査役 2名 当社従業員 12名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 28,250株
付与日	2022年6月17日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	当社が株式公開を行った日、または、本契約締結日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日(ただし、当該日が本契約の対象である新株予約権の付与日の2年後の応当日より早い場合は、新株予約権の付与日の2年後の応当日)(他の新株予約権の行使の条件(行使ができなくなる条件に該当しないことも含む。)が充足されていることを条件とする)から、2032年3月10日まで。

会社名	提出会社
決議年月日	2022年5月20日② (取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社取締役 3名 当社従業員 8名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 855,950株
付与日	2022年6月17日
権利確定条件	2023年3月期乃至2027年3月期において、当社の連結売上高が3,060百万円を超過すること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	当社が株式公開を行った日又は割当日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日から、本新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日まで

会社名	提出会社
決議年月日	2022年10月18日 (取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社従業員 7名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 15,750株
付与日	2022年10月28日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	当社が株式公開を行った日、または、本契約締結日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日(ただし、当該日が本契約の対象である新株予約権の付与日の2年後の応当日より早い場合は、新株予約権の付与日の2年後の応当日)(他の新株予約権の行使の条件(行使ができなくなる条件に該当しないことも含む。)が充足されていることを条件とする)から、2032年3月10日まで。

会社名	提出会社
決議年月日	2023年1月19日 (取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社従業員 9名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 15,000株
付与日	2023年1月31日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	当社が株式公開を行った日、または、本契約締結日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日(ただし、当該日が本契約の対象である新株予約権の付与日の2年後の応当日より早い場合は、新株予約権の付与日の2年後の応当日)(他の新株予約権の行使の条件(行使ができなくなる条件に該当しないことも含む。)が充足されていることを条件とする)から、2033年1月17日まで。

会社名	提出会社
決議年月日	2023年11月21日 (取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社取締役 4名 当社監査役 3名 当社従業員 58名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 627,300株
付与日	2023年12月31日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	当社が株式公開を行った日、または、本契約締結日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日（ただし、当該日が本契約の対象である新株予約権の付与日の2年後の応当日より早い場合は、新株予約権の付与日の2年後の応当日）（他の新株予約権の行使の条件（行使ができなくなる条件に該当しないことも含む。）が充足されていることを条件とする）から、本新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日まで

(注) 1. 付与対象者の区分及び人数は、新株予約権の付与時点における内容を記載しております。

2. 株式数に換算して記載しております。なお、2023年2月5日付で株式分割（1対50）を行っており、株式分割後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2024年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年1月29日	2021年8月17日①	2021年8月17日②
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	-	47,000	-
付与	-	-	-
失効	-	2,250	-
権利確定	-	13,250	-
未確定残	-	31,500	-
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	43,250	-	447,500
権利確定	-	13,250	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	43,250	13,250	447,500

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年9月14日	2021年9月24日	2021年10月14日
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	5,250	648,550	-
付与	-	-	-
失効	-	21,850	-
権利確定	5,250	626,700	-
未確定残	-	-	-
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	-	-	5,000
権利確定	5,250	626,700	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	5,250	626,700	5,000

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年1月19日①	2022年1月19日②	2022年5月20日①
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	19,000	-	26,500
付与	-	-	-
失効	1,500	-	3,500
権利確定	17,500	-	-
未確定残	-	-	23,000
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	-	37,500	-
権利確定	17,500	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	17,500	37,500	-

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年5月20日②	2022年10月18日	2023年1月19日
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	855,950	15,750	15,000
付与	-	-	-
失効	39,000	3,500	1,500
権利確定	-	-	-
未確定残	816,950	12,250	13,500
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

会社名	提出会社
決議年月日	2023年11月21日
権利確定前（株）	
前連結会計年度末	-
付与	627,300
失効	6,000
権利確定	-
未確定残	621,300
権利確定後（株）	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

(注)2023年2月5日付で株式分割（1対50）を行っており、株式分割後の株式数を記載しております。

② 単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年1月29日	2021年8月17日①	2021年8月17日②
権利行使価格（円）	2,000	3,000	3,000
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-	-

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年9月14日	2021年9月24日	2021年10月14日
権利行使価格（円）	3,000	3,000	3,000
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-	-

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年1月19日①	2022年1月19日②	2022年5月20日①
権利行使価格（円）	3,000	3,000	3,400
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-	-

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年5月20日②	2022年10月18日	2023年1月19日
権利行使価格（円）	3,400	3,400	3,400
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-	-

会社名	提出会社
決議年月日	2023年11月21日
権利行使価格（円）	当社が株式公開を行った際の公開価格
行使時平均株価（円）	-
付与日における公正な評価単価（円）	-

(注)2023年2月5日付株式分割（1対50）による分割後の単価に換算して記載しております。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定した価格を用いております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額

545百万円

当連結会計年度において権利行使されたStock・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2	5,201百万円	6,374百万円
減損損失	298 "	731 "
研究開発費	249 "	426 "
繰越税額控除	213 "	241 "
その他	101 "	156 "
繰延税金資産小計	6,064百万円	7,930百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△5,201 "	△6,372 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△824 "	△1,411 "
評価性引当額小計(注)1	△6,026 "	△7,784 "
繰延税金資産合計	38百万円	146百万円
繰延税金負債		
ソフトウェア	一百万円	△96百万円
その他	△52百万円	△63百万円
繰延税金負債合計	△52百万円	△160百万円
繰延税金資産(負債)純額	△14百万円	△13百万円

(注) 1. 評価性引当額が1,757百万円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を1,172百万円追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	7	—	5,194	5,201百万円
評価性引当額	—	—	—	△7	—	△5,194	△5,201 "
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(b)	—	—	8	—	141	6,225	6,374百万円
評価性引当額	—	—	△8	—	△141	△6,223	△6,372 "
繰延税金資産	—	—	—	—	—	1	1 "

(b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度ともに、税金等調整前当期純損失であるため、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

共通支配下の取引等

1. 子会社出資金の追加取得

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称：D2NA合同会社

事業の内容：資金調達用特別目的会社

② 企業結合日

2022年8月24日

③ 企業結合の法的形式

非支配株主からの出資金の取得

④ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑤ その他取引の概要に関する事項

D2NA合同会社の非支配株主である株式会社海外交通・都市開発事業支援機構が、当社の新株予約権を行使し、払込対価としてD2NA合同会社の出資金を現物出資したことにより、当社はD2NA合同会社を完全子会社といたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

(3) 子会社出資金の追加取得に関する事項

被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	当社の普通株式の評価額	12,501百万円
取得原価		12,501百万円

(4) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

① 資本剰余金の主な変動要因

子会社出資金の追加取得

② 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

1,844百万円

2. 完全子会社の吸収合併

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称：D2NA合同会社

事業の内容：資金調達用特別目的会社

② 企業結合日

2023年1月18日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社、D2NA合同会社を消滅会社とする吸収合併であり、合併による新株式の発行及び資本金の増加はありません。

④ 結合後企業の名称

ダイナミックマッププラットフォーム株式会社

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社グループにおける全体資源の最適配分の観点より、当社の完全子会社であるD2NA合同会社と合併いたしました。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント		合計
	国内	海外	
一時点で移転される財又はサービス	220	395	615
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,122	1,943	3,066
外部顧客への売上高	1,343	2,338	3,681

当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント		合計
	国内	海外	
一時点で移転される財又はサービス	221	675	896
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,432	3,238	4,671
外部顧客への売上高	1,654	3,913	5,567

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）3. 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計

年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位: 百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	410	1,438
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	1,438	1,440
契約資産 (期首残高)	6	96
契約資産 (期末残高)	96	607
契約負債 (期首残高)	716	1,190
契約負債 (期末残高)	1,190	1,096

連結貸借対照表上、契約資産は、売掛金及び契約資産に計上しております。

前連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は378百万円であります。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は754百万円であります。

契約負債の増減は、主としてライセンスフィーの前受（契約負債の増加）及び収益認識（契約負債の減少）によるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
1年以内	1,185	2,298
1年超2年以内	233	980
2年超3年以内	105	86
3年超4年以内	55	13
4年超5年以内	13	13
5年超	33	22
合計	1,626	3,416

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの事業は、高精度三次元地図データを扱う単一事業であります。国内においては当社が、海外においては現地法人が担当しており、それぞれ独立した経営単位として事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、地域により区分されるセグメントから構成されており、当社は「国内」及び「海外」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表の会計処理の方法と概ね同一であります。報告セグメントの利益又は損失は、営業利益又は損失ベースの数値であり、報告セグメント間の内部利益及び振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	国内	海外			
売上高					
外部顧客への売上高	1,343	2,338	3,681	-	3,681
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	543	543	△543	-
計	1,343	2,882	4,225	△543	3,681
セグメント損失(△)	△1,320	△2,590	△3,911	△88	△3,999
セグメント資産	15,727	3,081	18,808	△275	18,532
その他の項目					
減価償却費	343	58	401	△0	401
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,349	750	2,100	△89	2,010

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント損失(△)の調整額は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント損失(△)は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの事業は、高精度三次元地図データを扱う単一事業であります。国内においては当社が、海外においては現地法人が担当しており、それぞれ独立した経営単位として事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、地域により区分されるセグメントから構成されており、当社は「国内」及び「海外」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表の会計処理の方法と概ね同一であります。報告セグメントの利益又は損失は、営業利益又は損失ベースの数値であり、報告セグメント間の内部利益及び振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	国内	海外			
売上高					
外部顧客への売上高	1,654	3,913	5,567	—	5,567
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	570	570	△570	—
計	1,654	4,483	6,137	△570	5,567
セグメント損失(△)	△1,430	△1,085	△2,516	△38	△2,554
セグメント資産	10,250	4,263	14,514	△273	14,241
その他の項目					
減価償却費	177	175	352	△3	349
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	519	444	964	△64	900

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント損失(△)の調整額は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント損失(△)は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米国	合計
1,368	2,313	3,681

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米国	その他	合計
228	567	126	922

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
General Motors Company	2,043	海外
デジタル庁	664	国内

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米国	合計
1,746	3,820	5,567

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米国	その他	合計
113	627	16	757

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
General Motors Company	3,182	海外
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	693	国内

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	国内	海外	計		
減損損失	1,749	—	1,749	△152	1,596

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

記載すべき重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
1株当たり純資産額	465.56円	256.68円
1株当たり当期純損失(△)	△236.25円	△215.24円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 当社は、2023年2月5日付で普通株式1株につき50株の割合をもって株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
3. 1株当たり当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
1株当たり当期純損失(△)		
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	△4,117	△4,049
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	△4,117	△4,049
普通株式の期中平均株式数(株)	17,429,012	18,814,850
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権7種類(普通株式2,166,250株) これらの詳細については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容 並びに③その他の新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権8種類(普通株式2,714,450株) これらの詳細については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

(資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

当社は、2024年5月29日開催の取締役会において、2024年6月26日開催の第8期定時株主総会に資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関する議案を付議することを決議し、同総会において承認可決されました。

1. 資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の目的

資本準備金の減少につきましては、今後の柔軟かつ機動的な資本政策を可能とすることを目的として行うものであります。

剰余金の処分につきましては、現在生じております繰越利益剰余金の欠損を解消することを目的として行うものであります。

2. 資本準備金の額の減少の内容

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の一部を減少させ、その他資本剰余金に振り替えます。

(1) 減少する準備金の項目及びその額

資本準備金 3,178,281,583円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 3,178,281,583円

(3) 効力発生日

2024年6月26日

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記2. 資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、当該減少により増加するその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、2024年3月末時点の繰越利益剰余金の欠損3,178,281,583円を全額解消いたします。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 3,178,281,583円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,178,281,583円

(3) 効力発生日

2024年6月26日

(ストック・オプションとしての新株予約権発行)

当社は、2024年12月16日開催の取締役会において、ストック・オプションとしての新株予約権を発行することを決議し、2024年12月20日付で新株予約権を発行いたしました。

詳細につきましては「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況①ストックオプション制度の内容」に記載しております。

【注記事項】

(会計方針の変更等)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による中間連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当中間連結会計期間の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
給料手当及び賞与	470百万円
退職給付費用	8 "
賞与引当金繰入額	42 "
役員賞与引当金繰入額	1 "
支払報酬料	133 "

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
現金及び預金	7,636百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△644 "
現金及び現金同等物	6,991百万円

(株主資本等関係)

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、2024年6月26日開催の第8回定時株主総会の決議に基づき、同日付で資本準備金を3,178百万円減少させ、その全額をその他資本剰余金に振り替えております。また、同日付で当該その他資本剰余金3,178百万円を繰

越利益剰余金に振り替え、欠損填補を実施しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注) 1	中間連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	国内	海外			
売上高					
外部顧客への売上高	376	1,871	2,248	-	2,248
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	161	161	△161	-
計	376	2,032	2,409	△161	2,248
セグメント損失 (△)	△630	△662	△1,292	△15	△1,308

(注) 1. セグメント損失 (△) の調整額△15百万円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント損失 (△) は、中間連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	国内	海外	
一時点で移転される財又はサービス	100	351	451
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	276	1,519	1,796
外部顧客への売上高	376	1,871	2,248

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1 株当たり中間純損失 (△)	△75円26銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純損失 (△) (百万円)	△1,416
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純損失 (△) (百万円)	△1,416
普通株式の期中平均株式数(株)	18,814,850
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

(ストック・オプションとしての新株予約権発行)

当社は、2024年12月16日開催の取締役会において、ストック・オプションとしての新株予約権を発行することを決議し、2024年12月20日付で新株予約権を発行いたしました。詳細につきましては「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況①ストックオプション制度の内容」に記載しております。

⑤ 【連結附属明細表】(2024年3月31日現在)

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	342	2,351	3.5	—
1年以内に返済予定のリース債務	105	89	1.7	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	5,981	4,239	2.9	2025年4月～ 2026年9月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	142	100	2.9	2025年4月～ 2028年7月
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	6,571	6,780	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	3,489	750	—	—
リース債務	45	28	23	3

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

最新の経営成績および財政状態の概況

第9期第3四半期連結会計期間（2024年10月1日から2024年12月31日まで）及び第9期第3四半期連結累計期間（2024年4月1日から2024年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表は次のとおりであります。

① 四半期連結貸借対照表

(単位：百万円)	
当第3四半期連結会計期間 (2024年12月31日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	5,292
売掛金及び契約資産	2,107
その他	326
流動資産合計	7,726
固定資産	
有形固定資産	632
無形固定資産	1,990
投資その他の資産	105
固定資産合計	2,728
資産合計	10,455

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間
(2024年12月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	340
1年内返済予定の長期借入金	3,590
未払法人税等	10
契約負債	1,125
賞与引当金	39
役員賞与引当金	4
災害損失引当金	20
その他	559
流動負債合計	5,690
固定負債	
長期借入金	1,375
その他	115
固定負債合計	1,490
負債合計	7,181
純資産の部	
株主資本	
資本金	100
資本剰余金	6,912
利益剰余金	△3,636
株主資本合計	3,376
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	△127
その他の包括利益累計額合計	△127
新株予約権	19
非支配株主持分	5
純資産合計	3,274
負債純資産合計	10,455

② 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第3四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)
売上高	4,012
売上原価	3,539
売上総利益	472
販売費及び一般管理費	1,894
営業損失(△)	△1,421
営業外収益	
受取利息	29
補助金収入	24
その他	3
営業外収益合計	57
営業外費用	
支払利息	147
その他	18
営業外費用合計	166
経常損失(△)	△1,530
税金等調整前四半期純損失(△)	△1,530
法人税、住民税及び事業税	7
法人税等調整額	0
法人税等合計	8
四半期純損失(△)	△1,538
非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△0
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△1,538

四半期連結包括利益計算書
第3四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)
四半期純損失(△)	△1,538
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	△41
その他の包括利益合計	△41
四半期包括利益	△1,580
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	△1,580
非支配株主に係る四半期包括利益	△0

③ 四半期財務諸表に関する注記事項

(会計方針の変更等)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当第3四半期連結累計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による四半期連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関する改正については、2022年改正適用指針を当第3四半期連結累計期間の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費は、次の通りであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)
減価償却費	348百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間(自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結累計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、2024年6月26日開催の第8回定時株主総会の決議に基づき、同日付で資本準備金を3,178百万円減少させ、その全額をその他資本剰余金に振り替えております。また、同日付で当該その他資本剰余金3,178百万円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補を実施しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間(自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	国内	海外			
売上高					
外部顧客への売上高	719	3,292	4,012	-	4,012
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	251	251	△251	-
計	719	3,544	4,263	△251	4,012
セグメント損失(△)	△970	△437	△1,408	△13	△1,421

(注) 1. セグメント損失(△)の調整額△13百万円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第3四半期連結累計期間(自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	国内	海外	
一時点で移転される財又はサービス	155	731	886
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	564	2,561	3,125
外部顧客への売上高	719	3,292	4,012

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり四半期純損失(△)	△81円75銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)(百万円)	△1,538
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損失(△)(百万円)	△1,538
普通株式の期中平均株式数(株)	18,814,850
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四 半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計 年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,994	8,602
売掛金及び契約資産	851	※1 695
未収入金	※1 813	※1 185
未取還付法人税等	0	159
その他	55	57
流動資産合計	13,714	9,701
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	116	0
機械及び装置	0	-
工具、器具及び備品	36	4
リース資産	78	84
建設仮勘定	-	46
有形固定資産合計	231	136
無形固定資産		
商標権	0	-
ソフトウェア	804	45
ソフトウェア仮勘定	700	145
無形固定資産合計	1,506	191
投資その他の資産		
関係会社株式	3,617	5,622
その他	134	100
投資その他の資産合計	3,752	5,723
固定資産合計	5,489	6,051
資産合計	19,204	15,752

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	※4 242	※4 2,240
リース債務	105	89
未払金	※1 1,440	※1 905
未払費用	94	63
未払法人税等	1	4
契約負債	391	323
賞与引当金	56	65
役員賞与引当金	9	15
災害損失引当金	-	28
その他	6	25
流動負債合計	2,348	3,761
固定負債		
長期借入金	※4 5,857	※4 4,217
リース債務	142	100
長期前受収益	3	-
繰延税金負債	14	14
その他	49	46
固定負債合計	6,066	4,379
負債合計	8,414	8,141
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,450	100
資本剰余金		
資本準備金	28,907	10,669
資本剰余金合計	28,907	10,669
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△24,589	△3,178
利益剰余金合計	△24,589	△3,178
株主資本合計	10,769	7,591
新株予約権	20	19
純資産合計	10,789	7,610
負債純資産合計	19,204	15,752

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	当事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
売上高	1,343	1,651
売上原価	※1 1,407	※1 1,762
売上総損失(△)	△64	△110
販売費及び一般管理費	※1, ※2 1,244	※1, ※2 1,303
営業損失(△)	△1,308	△1,414
営業外収益		
受取利息	0	40
補助金収入	-	2
為替差益	162	246
その他	※1 5	※1 9
営業外収益合計	168	297
営業外費用		
支払利息	280	194
支払手数料	34	29
その他	0	※1 33
営業外費用合計	315	257
経常損失(△)	△1,455	△1,373
特別損失		
災害による損失	-	30
減損損失	-	※3 1,749
子会社清算損	-	18
抱合せ株式消滅差損	※4 3,270	-
特別損失合計	3,270	1,798
税引前当期純損失(△)	△4,725	△3,172
法人税、住民税及び事業税	1	4
法人税等調整額	13	0
法人税等合計	15	5
当期純損失(△)	△4,740	△3,178

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 労務費		221	15.7	285	16.2
II 外注費		754	53.6	1,159	65.8
III 経費	※1	431	30.7	316	18.0
当期売上原価		1,407	100.0	1,762	100.0

(注) ※1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
減価償却費 (百万円)	324	163

(原価計算の方法)

原価計算の方法は、個別原価計算による実際原価計算であります。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	100	22,556	22,556
当期変動額			
新株の発行	6,350	6,350	6,350
当期純損失(△)			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当期変動額合計	6,350	6,350	6,350
当期末残高	6,450	28,907	28,907

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他利益 剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	△19,848	△19,848	2,808	7	2,816
当期変動額					
新株の発行			12,701		12,701
当期純損失(△)	△4,740	△4,740	△4,740		△4,740
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				12	12
当期変動額合計	△4,740	△4,740	7,960	12	7,973
当期末残高	△24,589	△24,589	10,769	20	10,789

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	6,450	28,907	-	28,907
当期変動額				
当期純損失(△)				
資本金から剰余金への振替	△6,350	6,350		6,350
準備金から剰余金への振替		△24,589	24,589	-
剰余金の処分			△24,589	△24,589
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	△6,350	△18,238	-	△18,238
当期末残高	100	10,669	-	10,669

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	△24,589	△24,589	10,769	20	10,789
当期変動額					
当期純損失(△)	△3,178	△3,178	△3,178		△3,178
資本金から剰余金への振替			-		-
準備金から剰余金への振替			-		-
剰余金の処分	24,589	24,589	-		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				△0	△0
当期変動額合計	21,410	21,410	△3,178	△0	△3,178
当期末残高	△3,178	△3,178	7,591	19	7,610

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
市場価値のない株式等
移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	8～15年
工具、器具及び備品	4～15年
その他	5～6年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) ライセンスフィー

ライセンスフィーについては、地図データ等の引き渡しを履行義務として識別しております。ライセンスフィーについては、当該地図データ等を引き渡し、顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断し、顧客が当該地図データ等を検収した時点（顧客の検収がライセンスの使用開始期間より前の場合には、ライセンスの使用開始時点）で収益を認識しております。ただし、量産車両に搭載されるライセンスフィーについては、自動車メーカーから対象車両を出荷した時点で履行義務が充足されるため、同時点で収益を認識しております。

(2) メンテナンスフィー

メンテナンスフィーについては、契約に基づく期間における地図データ等の更新を履行義務として識別しております。メンテナンスフィーについては、契約に基づく一定の期間にわたって履行義務が充足されると判断し、契約に基づく一定の期間にわたって収益を認識しております。

(3) 開発利用料

開発利用料（HDマップ開発に係る費用を当社開発のHDマップの利用そのものへの対価として自動車メーカーより收受するもの）については、契約に基づく期間における地図データ等の更新を履行義務として識別しております。開発利用料については、契約に基づく一定の期間にわたって履行義務が充足されると判断し、契約に基づく一定の期間にわたって収益を認識しております。

(4) 開発プロジェクトに係わる契約

開発プロジェクトに係わる契約については、契約に基づく業務の遂行を履行義務として識別しております。開発プロジェクトに係わる契約については、一定の期間にわたって履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

進捗度の測定については、対象期日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価値のない株式等

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 8～15年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

(3) 災害損失引当金

災害に伴う復旧費用等の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) ライセンスフィー

ライセンスフィーについては、地図データ等の引き渡しを履行義務として識別しております。ライセンスフィーについては、当該地図データ等を引き渡し、顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断し、顧客が当該地図データ等を検収した時点（顧客の検収がライセンスの使用開始期間より前の場合には、ライセンスの使用開始時点）で収益を認識しております。ただし、量産車両に搭載されるライセンスフィーについては、自動車メーカーから対象車両を出荷した時点で履行義務が充足されるため、同時点で収益を認識しております。

(2) メンテナンスフィー

メンテナンスフィーについては、契約に基づく期間における地図データ等の更新を履行義務として識別しております。メンテナンスフィーについては、契約に基づく一定の期間にわたって履行義務が充足されると判断し、契約に基づく一定の期間にわたって収益を認識しております。

(3) 開発利用料

開発利用料（HDマップ開発に係る費用を当社開発のHDマップの利用そのものへの対価として自動車メーカーより收受するもの）については、契約に基づく期間における地図データ等の更新を履行義務として識別しております。開発利用料については、契約に基づく一定の期間にわたって履行義務が充足されると判断し、契約に基づく一定の期間にわたって収益を認識しております。

(4) 開発プロジェクトに係わる契約

開発プロジェクトに係わる契約については、契約に基づく業務の遂行を履行義務として識別しております。開発プロジェクトに係わる契約については、一定の期間にわたって履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

進捗度の測定については、対象期日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 関係会社株式の評価

(1) 財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

関係会社株式	3,617
--------	-------

(2) 識別した項目に関する重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格がない関係会社株式の評価にあたっては、当該株式の実質価額が著しく低下し、かつ回復の見込みがない場合に、減損処理を行うこととしております。

回復可能性の判断においては、関係会社の事業計画等に基づき実質価額が取得価額まで回復するかどうかを検討しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、予測不能な事態により関係会社の業績が悪化し将来の業績回復が見込めなくなった場合、翌事業年度の財務諸表において、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の評価

(1) 財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

有形固定資産	231
無形固定資産	1,506

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

有形固定資産及び無形固定資産のうち、減損の兆候がある当社の資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

回収可能価額の算定は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としております。なお、正味売却価額は第三者により合理的に算定された評価額等により算定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローが見込めないものについては、回収可能価額をゼロとして評価し算定しております。

② 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りにおいては事業計画を基礎としております。事業計画の基礎となる売上高や営業利益の算定にあたり一定の仮定をおいております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、事業計画との乖離が生じた場合、翌事業年度以降の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 関係会社株式の評価

(1) 財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

関係会社株式	5,622
--------	-------

(2) 識別した項目に関する重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格がない関係会社株式の評価にあたっては、当該株式の実質価額が著しく低下し、かつ回復の可能性が見込めない場合に、減損処理を行うこととしております。

回復可能性の判断においては、関係会社の事業計画等に基づき実質価額が取得価額まで回復するかどうかを検討しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、予測不能な事態により関係会社の業績が悪化し将来の業績回復が見込めなくなった場合、翌事業年度の財務諸表において、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の評価

(1) 財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

有形固定資産	136
無形固定資産	191
減損損失	1,749

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

有形固定資産及び無形固定資産のうち、減損の兆候がある当社の資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額

を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

回収可能価額の算定は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としております。なお、正味売却価額は第三者により合理的に算定された評価額等により算定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローが見込めないものについては、回収可能価額をゼロとして評価し算定しております。

② 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りにおいては事業計画を基礎としております。事業計画の基礎となる売上高や営業利益の算定にあたり一定の仮定をおいております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、事業計画との乖離が生じた場合、翌事業年度以降の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び債務（区分表示されたものを除く）

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
短期金銭債権	6百万円	5百万円
短期金銭債務	138 "	283 "

2 保証債務

(1) 下記の会社の金融機関等からの借入金に対し、保証を行っております。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
Dynamic Map Platform North America, Inc.	200百万円	112百万円

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
当座貸越契約及び 貸出コミットメントの総額	3,000百万円	2,000百万円
借入実行残高	- "	- "
差引額	3,000百万円	2,000百万円

※4 財務制限条項について

連結財務諸表「注記事項(連結貸借対照表関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業取引による取引高	215百万円	530百万円
営業取引以外の取引高	411 "	255 "

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
給料手当及び賞与	231百万円	281百万円
賞与引当金繰入額	30 "	38 "
役員賞与引当金繰入額	9 "	15 "
支払報酬料	484 "	448 "
減価償却費	11 "	6 "
研究開発費	60 "	86 "
おおよその割合		
販売費	18 %	21 %
一般管理費	82 "	79 "

※3 減損損失

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産

有形固定資産及び無形固定資産 1,749百万円

(2) 減損損失の認識に至った経緯

「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、主要な資産の残存耐用年数等を見積り期間とし、事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローと固定資産の帳簿価額を比較した結果、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回ったことから減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額することにより減損損失を計上しております。

※4 抱合せ株式消滅差損

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当社を存続会社とする吸収合併方式とし、当社の連結子会社であったD2NAを吸収合併したことにより発生したものであります。本合併により、抱合せ株式消滅差損を3,270百万円計上しております。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度(2023年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：百万円)

区分	2023年3月31日
子会社株式	3,617
関連会社株式	-
計	3,617

当事業年度(2024年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：百万円)

区分	2024年3月31日
子会社株式	5,622
関連会社株式	-
計	5,622

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	2,185百万円	3,085百万円
関係会社株式評価損	6,199 "	7,003 "
固定資産減損損失	167 "	659 "
その他	180 "	205 "
繰延税金資産小計	8,732百万円	10,954百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△2,185 "	△3,085 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△6,547 "	△7,868 "
評価性引当額小計	△8,732 "	△10,954 "
繰延税金資産合計	—百万円	—百万円
繰延税金負債		
その他	△14百万円	△14百万円
繰延税金負債合計	△14百万円	△14百万円
繰延税金資産（負債）純額	△14百万円	△14百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、いずれも税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

共通支配下の取引等

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

(資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(ストック・オプションとしての新株予約権発行)

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

④ 【附属明細表】(2024年3月31日現在)

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物附属設備	116	-	111 (111)	4	0	5
	機械及び装置	0	-	0	-	-	-
	工具、器具及び備品	36	9	34 (34)	6	4	54
	リース資産	78	49	17 (17)	26	84	24
	建設仮勘定	-	57	10	-	46	-
	計	231	117	174 (163)	37	136	84
無形固定資産	商標権	0	6	6 (6)	0	-	-
	ソフトウェア	804	139	759 (759)	139	45	-
	ソフトウェア仮勘定	700	406	960 (821)	-	145	-
	計	1,506	552	1,727 (1,587)	139	191	-

(注) 1. 「当期減少額」欄の () は内数で、当期の減損損失計上額であります。

2. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア	地図データ	139百万円
ソフトウェア仮勘定	地図データ	352 "

3. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物附属設備	減損損失計上による減	111百万円
工具、器具及び備品	減損損失計上による減	34 "
リース資産	減損損失計上による減	17 "
商標権	減損損失計上による減	6 "
ソフトウェア	減損損失計上による減	759 "
ソフトウェア仮勘定	減損損失計上による減	821 "
ソフトウェア仮勘定	ソフトウェアへの振替による減	139 "

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	56	65	56	65
役員賞与引当金	9	15	9	15
災害損失引当金	-	28	-	28

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2024年3月31日現在)
連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】
該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注1）	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注1）
買取手数料	無料（注2）
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日刊工業新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは以下の通りであります。 https://www.dynamic-maps.co.jp/notice/index.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価) (円または米ドル)	移動理由
2022年 8月24日	-	-	-	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構 代表取締役 武貞 達彦	東京都千代田区千代田内2番3号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	普通株式 1,663,350	5,655,390,000 円 (3,400円)	新株予約権の行使
							普通株式 1,815,000	49,999,983 米ドル (27.55米ドル)	
2023年 4月1日	ジャパン・インフラストラクチャー・イニシアティブ株式会社 代表取締役 小田嶋 弘明	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 久井 大樹	東京都千代田区千代田内5番1号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	普通株式 1,000,000	2,000,000,000 円 (2,000円)	移動後所有者による移動前所有者の吸収合併

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第266条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、基準事業年度(「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に經理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。)の末日から起算して2年前の日(2022年4月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとするとしてされております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとしてされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとしてされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 2023年1月17日開催の取締役会決議により、2023年2月5日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っており、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②	
発行年月日	2022年4月26日	2022年8月24日	
種類	普通株式	普通株式	
発行数 (注) 9	58,800株	1,663,350株	1,815,000株
発行価格 (注) 9	3,400円 (注) 3	3,400円 (注) 3	27.55米ドル (注) 3
資本組入額 (注) 9	1,700円	1,700円	13.77米ドル
発行価額の総額	199,920,000円	5,655,390,000円	49,999,983米ドル
資本組入額の総額	99,960,000円	2,827,695,000円	24,999,991.5米ドル
発行方法	第三者割当	新株予約権行使	
保有期間等に関する確約	—	—	

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	2022年6月17日	2022年6月17日	2022年10月28日
種類	第9回新株予約権 (ストック・オプション)	第10回新株予約権 (ストック・オプション)	第9回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数 (注) 9	普通株式 28,250株	普通株式 855,950株	普通株式 15,750株
発行価格 (注) 9	3,400円	3,400円	3,400円
資本組入額 (注) 9	1,700円	1,700円	1,700円
発行価額の総額	96,050,000円	2,910,230,000円	53,550,000円
資本組入額の総額	48,025,000円	1,455,115,000円	26,775,000円
発行方法	2022年3月10日開催の株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2022年3月10日開催の株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2022年3月10日開催の株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	—

項目	新株予約権④	新株予約権⑤	新株予約権⑥
発行年月日	2023年1月31日	2023年12月31日	2024年12月20日
種類	第11回新株予約権 (ストック・オプション)	第13回新株予約権 (ストック・オプション)	第14回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数 (注) 9	普通株式 15,000株	普通株式 627,300株	普通株式 786,050株
発行価格 (注) 9	(注) 5	(注) 5	(注) 5
資本組入額 (注) 9	(注) 6	(注) 6	(注) 6
発行価額の総額	(注) 7	(注) 7	(注) 7
資本組入額の総額	(注) 8	(注) 8	(注) 8
発行方法	2023年1月17日開催の株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2023年9月29日開催の株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2024年12月11日開催の株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)10	(注)10	(注)10

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第268条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2024年3月31日であります。
2. 同施行規則第268条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 3. 新株予約権④～⑥を除き、株式の発行価額及び新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
 4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①（注1）	新株予約権②（注2）
行使時の払込金額	3,400円	3,400円
行使期間	2024年5月21日から 2032年3月10日まで	当社が株式公開を行った日または割当日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日から、本新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

（注1） 退職等により従業員4名8,250株分の権利が喪失しております。

（注2） 退職等により従業員1名39,000株分の権利が喪失しております。

	新株予約権③（注3）	新株予約権④（注4）
行使時の払込金額	3,400円	当社が株式公開を行った際の公開価格
行使期間	2024年10月28日から 2032年3月10日まで	当社が株式公開を行った日、または、新株予約権割当契約締結日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日から、当該新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日の範囲内で、かつ、2025年1月20日から2033年1月17日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

（注3） 退職等により従業員1名3,500株分の権利が喪失しております。

（注4） 新株予約権④について、新株予約権⑥の割当てに伴い、付与対象者より当社に対して無償譲渡を受け消却しているため、提出日現在では失効しております。

	新株予約権⑤（注5）	新株予約権⑥
行使時の払込金額	3,400円	当社が株式公開を行った際の公開価格
行使期間	当社が株式公開を行った日、または、新株予約権割当契約締結日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日から、当該新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日の範囲内で、かつ、2025年11月22日から2033年9月29日まで	当社が株式公開を行った日、または、新株予約権割当契約締結日に当社の株式の過半数を有する株主が過半数を有さなくなった日のいずれか早い日から、当該新株予約権の付与決議の日から10年を経過する日の範囲内で、かつ、2026年12月17日から2034年12月11日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

（注5）新株予約権⑤について、新株予約権⑥の割当てに伴い、付与対象者より当社に対して無償譲渡を受け消却しているため、提出日現在では失効しております。

5. 当社が株式公開を行った際の公開価格であります。
6. 発行価格の2分の1であります。
7. 本新株予約権の行使により発行された株式の数に発行価格を乗じた金額となります。
8. 本新株予約権の行使により発行された株式の数に発行価格を乗じた金額の2分の1となります。
9. 2023年2月5日付けで実施した株式分割（1対50）を反映しております。
10. 当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた新株予約権について、その割当日から上場日の前日までの間は第三者に譲渡せず所有する等の確約を行っております。

2 【取得者の概況】

割当株数並びに単価については、2023年2月5日付で実施した株式分割（1対50）を反映しております。

株式①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
ヒューリックスタートアップ1号投資事業有限責任組合 代表取締役 上杉 孝 資本金 2,000百万円 無限責任組合員 ヒューリックスタートアップ株式会社	東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号	投資事業有限責任組合	58,800	199,920,000 (3,400)	-

株式②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円または米ドル)	取得者と 提出会社との関係
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構 代表取締役社長 武貞 達彦 資本金 83,372百万円	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号	投資業	1,663,350	5,655,390,000円 (3,400円)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
			1,815,000	49,999,983 米ドル (27.55米ドル)	

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
加藤 徹行	—	会社役員	3,500	11,900,000 (3,400)	特別利害関係者等 (当社監査役)
中山 達也	—	会社役員	1,750	5,950,000 (3,400)	特別利害関係者等 (当社監査役)

(注) 権利付与後に権利喪失したものについては記載を省略しております。表に含まれていない、当社の使用人である取得者の人数は8名、当該取得者の割当株数は14,750株であります(退職等の理由により権利を喪失した者を除く)。

新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
吉村 修一	—	会社役員	343,450	1,167,730,000 (3,400)	特別利害関係者等 (当社代表取締役 社長)
稲畑 廣行(注1)	—	会社役員	100,000	340,000,000 (3,400)	特別利害関係者等 (当社取締役)
細谷 昌良(注2)	—	会社役員	100,000	340,000,000 (3,400)	特別利害関係者等 (当社取締役)
麻生 紀子	—	会社役員	32,500	110,500,000 (3,400)	特別利害関係者等 (当社取締役)
雨谷 広道	—	会社員	100,000	340,000,000 (3,400)	特別利害関係者等 (当社子会社取締 役)
山田 浩司	—	会社員	45,000	153,000,000 (3,400)	特別利害関係者等 (当社子会社取締 役)
(注3)					

(注1) 稲畑廣行は、付与時点では当社取締役でありましたが、2023年6月28日付で当社取締役を退任しており、提出日現在においては、特別利害関係者等には該当いたしません。

(注2) 細谷昌良は、付与時点では当社取締役でありましたが、2024年6月26日付で当社取締役を退任しており、提出日現在においては、特別利害関係者等には該当いたしません。

(注3) 表に含まれていない、当社の使用人である取得者の人数は4名、当該取得者の割当株数は96,000株であります(退職等の理由により権利を喪失した者を除く)。

新株予約権③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
(注)					

(注) 表に含まれていない、当社の使用人である取得者の人数は6名、当該取得者の割当株数は12,250株であります(退職等の理由により権利を喪失した者を除く)。

新株予約権④

本新株予約権は、本書提出日現在において消却により失効しているため、記載を省略しております。

新株予約権⑤

本新株予約権は、本書提出日現在において消却により失効しているため、記載を省略しております。

新株予約権⑥

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
吉村 修一	—	会社役員	102,000	(注2)	特別利害関係者等 (当社代表取締役 社長)
麻生 紀子	—	会社役員	40,000	(注2)	特別利害関係者等 (当社取締役)
鈴木 秀和	—	会社役員	23,100	(注2)	特別利害関係者等 (当社取締役)
加藤 徹行	—	会社役員	17,600	(注2)	特別利害関係者等 (当社監査役)
中山 達也	—	会社役員	11,000	(注2)	特別利害関係者等 (当社監査役)
大橋 俊之	—	会社役員	11,000	(注2)	特別利害関係者等 (当社監査役)
雨谷 広道	—	会社員	43,000	(注2)	特別利害関係者等 (当社子会社取締 役)
山田 浩司	—	会社員	42,000	(注2)	特別利害関係者等 (当社子会社取締 役)
(注1)					

(注1) 表に含まれていない、当社の使用人である取得者の人数は70名、当該取得者の割当株数は496,350株であります。

(注2) 当会社が株式公開を行った際の公開価格としております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
株式会社INCJ ※1	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号	8,840,000	40.88
株式会社海外交通・都市開発事業 支援機構 ※1	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号	3,478,350	16.09
三菱電機株式会社 ※1	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	1,560,000	7.21
三菱HCキャピタル株式会社 ※1	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	1,000,000	4.62
三井物産株式会社 ※1	東京都千代田区大手町一丁目2番1号	710,500	3.29
吉村 修一 ※2、5	—	571,450 (571,450)	2.64 (2.64)
SBI 4&5 投資事業有限責任組合 ※1	東京都港区六本木一丁目6番1号	508,400	2.35
株式会社ゼンリン ※1	福岡県北九州市小倉北区室町一丁目1番1号	480,000	2.22
株式会社パスコ ※1	東京都目黒区下目黒一丁目7番1号	480,000	2.22
アイサンテクノロジー株式会社 ※1	愛知県名古屋市中区錦三丁目7番14号	400,000	1.85
ジオテクノロジーズ株式会社 ※1	東京都文京区本駒込二丁目28番8号	320,000	1.48
株式会社トヨタマップマスター ※1	愛知県名古屋市中村区平池町四丁目60番地の 12	320,000	1.48
TriKnight Capital Corp.	No. 333, Section 1, Keelung Road, Taipei 110, Taiwan	250,000	1.16
Thibodeau, Christopher ※5	—	238,900 (238,900)	1.10 (1.10)
稲畑 廣行 ※7	—	226,000 (226,000)	1.05 (1.05)
細谷 昌良 ※7、8	—	223,000 (223,000)	1.03 (1.03)
三菱UFJキャピタル7号投資事業 有限責任組合	東京都中央区日本橋二丁目3番4号	208,800	0.97
雨谷 広道 ※5、8	—	186,150 (186,150)	0.86 (0.86)
山田 浩司 ※5、8	—	114,100 (114,100)	0.53 (0.53)
みずほ成長支援第4号投資事業有 限責任組合	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	100,000	0.46
麻生 紀子 ※3	—	100,000 (100,000)	0.46 (0.46)
— ※8	—	88,150 (88,150)	0.41 (0.41)
— ※8	—	79,200 (79,200)	0.37 (0.37)
— ※8	—	75,000 (75,000)	0.35 (0.35)
ヒューリックスタートアップ1号 投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号	58,800	0.27
— ※8	—	36,400 (36,400)	0.17 (0.17)

氏名又は名称		住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
—	※9	—	27,500 (27,500)	0.13 (0.13)
—	※10	—	26,600 (26,600)	0.12 (0.12)
—	※10	—	25,600 (25,600)	0.12 (0.12)
—	※10	—	25,600 (25,600)	0.12 (0.12)
—	※8	—	25,000 (25,000)	0.12 (0.12)
—	※8	—	25,000 (25,000)	0.12 (0.12)
—	※8	—	25,000 (25,000)	0.12 (0.12)
—	※8	—	25,000 (25,000)	0.12 (0.12)
鈴木 秀和	※3	—	23,100 (23,100)	0.11 (0.11)
加藤 徹行	※4、6	—	21,100 (21,100)	0.10 (0.10)
—	※10	—	20,500 (20,500)	0.09 (0.09)
—	※8	—	20,000 (20,000)	0.09 (0.09)
—	※8	—	18,200 (18,200)	0.08 (0.08)
—	※8	—	17,350 (17,350)	0.08 (0.08)
—	※8	—	14,550 (14,550)	0.07 (0.07)
中山 達也	※4	—	12,750 (12,750)	0.06 (0.06)
—	※10	—	12,300 (12,300)	0.06 (0.06)
—	※8	—	12,000 (12,000)	0.06 (0.06)
—	※8	—	11,500 (11,500)	0.05 (0.05)
大橋 俊之	※4	—	11,000 (11,000)	0.05 (0.05)
—	※10	—	10,900 (10,900)	0.05 (0.05)
いすゞ自動車株式会社		神奈川県横浜市西区高島一丁目2番5号	10,000	0.05
スズキ株式会社		静岡県浜松市中央区高塚町300	10,000	0.05
ダイハツ工業株式会社		大阪府池田市ダイハツ町1番1号	10,000	0.05
トヨタ自動車株式会社		愛知県豊田市トヨタ町1番地	10,000	0.05
日産自動車株式会社		神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地	10,000	0.05
日野自動車株式会社		東京都日野市日野台三丁目1番地1	10,000	0.05
株式会社SUBARU		東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号	10,000	0.05

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
本田技研工業株式会社	東京都港区南青山二丁目1番1号	10,000	0.05
マツダ株式会社	広島県安芸郡府中町新地3番1号	10,000	0.05
三菱自動車工業株式会社	東京都港区芝浦三丁目1番21号	10,000	0.05
— ※8	—	10,000 (10,000)	0.05 (0.05)
— ※8	—	10,000 (10,000)	0.05 (0.05)
— ※8	—	10,000 (10,000)	0.05 (0.05)
— ※8	—	10,000 (10,000)	0.05 (0.05)
その他140名	—	418,900 (418,900)	1.94 (1.94)
計	—	21,622,650 (2,807,800)	100 (12.99)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
 - 2 特別利害関係者等 (当社代表取締役)
 - 3 特別利害関係者等 (当社取締役)
 - 4 特別利害関係者等 (当社監査役)
 - 5 特別利害関係者等 (当社子会社取締役)
 - 6 特別利害関係者等 (当社子会社監査役)
 - 7 当社の元取締役
 - 8 当社の従業員
 - 9 当社の元従業員
 - 10 当社子会社の従業員
2. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数です。
3. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しています。

独立監査人の監査報告書

2025年2月12日

ダイナミックマッププラットフォーム株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市原 順二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千葉 達哉

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているダイナミックマッププラットフォーム株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイナミックマッププラットフォーム株式会社及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年2月12日

ダイナミックマッププラットフォーム株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市原 順二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千葉 達哉

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているダイナミックマッププラットフォーム株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイナミックマッププラットフォーム株式会社及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年2月12日

ダイナミックマッププラットフォーム株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市原 順二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千葉 達哉

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているダイナミックマッププラットフォーム株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイナミックマッププラットフォーム株式会社及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年2月12日

ダイナミックマッププラットフォーム株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市原 順二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千葉 達哉

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているダイナミックマッププラットフォーム株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイナミックマッププラットフォーム株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年2月12日

ダイナミックマッププラットフォーム株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市原 順二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千葉 達哉

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているダイナミックマッププラットフォーム株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイナミックマッププラットフォーム株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

